

長崎県地域防災計画

原子力災害対策編

平成24年6月4日修正

長崎県防災会議

計 画 編

第1部	原子力施設の原子力災害対策	- 1 -
第1章	総則	- 1 -
第1節	計画の目的	- 1 -
第2節	計画の性格	- 1 -
1.	長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	- 1 -
2.	長崎県地域防災計画（基本計画編）との整合性	- 1 -
3.	計画の構成	- 1 -
4.	市町地域防災計画との関係	- 2 -
5.	計画の修正	- 2 -
第3節	計画の周知徹底	- 2 -
第4節	計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	- 2 -
第5節	防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町の範囲等	- 3 -
1.	防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町の範囲	- 3 -
2.	避難計画策定対象地域を含む市町の範囲	- 3 -
3.	避難対象市からの避難者を受け入れる地域	- 4 -
第6節	計画の基礎とするべき災害の想定	- 4 -
第7節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	- 5 -
第2章	災害予防対策	- 10 -
第1節	基本方針	- 10 -
第2節	原子力防災専門官との連携	- 10 -
第3節	立入検査と報告の徴収	- 10 -
第4節	施設の安全性の確認	- 10 -
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	- 11 -
1.	情報の収集・連絡体制の整備	- 11 -
2.	情報の分析整理	- 11 -
3.	通信手段の確保	- 12 -
第6節	災害応急体制の整備	- 14 -
1.	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	- 14 -
2.	災害対策本部体制等の整備	- 14 -
3.	対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備	- 15 -
4.	防災関係機関相互の連絡体制	- 15 -
5.	自衛隊派遣要請体制	- 15 -
6.	緊急被ばく医療チーム派遣要請体制	- 15 -
7.	広域的な応援協力体制等	- 15 -
8.	モニタリング体制等	- 16 -
第7節	避難収容活動体制の整備	- 17 -
1.	避難計画の作成	- 17 -
2.	避難計画における避難先	- 18 -
3.	避難計画における避難経路及び手段等	- 18 -
4.	避難所等の整備	- 19 -
5.	災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備	- 20 -
6.	住民等の避難状況の確認体制の整備	- 20 -
7.	避難所・避難方法等の周知	- 20 -
8.	学校・病院・福祉施設等における避難計画の作成	- 20 -
第8節	緊急輸送活動体制等の整備	- 21 -

1 . 交通管理体制等の整備	- 21 -
2 . 運転者の義務の通知等	- 21 -
第9節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	- 21 -
1 . 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実	- 21 -
2 . 医療活動用資機材及び緊急時被ばく医療活動体制等の整備	- 21 -
3 . 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	- 21 -
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	- 22 -
第11節 行政機関、学校等の避難計画等の作成	- 23 -
第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	- 23 -
第13節 防災業務関係者に対する研修	- 23 -
第14節 防災訓練等の実施	- 24 -
1 . 訓練計画の策定	- 24 -
2 . 訓練の実施	- 24 -
3 . 実践的な訓練の工夫と事後評価	- 25 -
第15節 災害復旧への備え	- 25 -
第3章 災害応急対策	- 26 -
第1節 基本方針	- 26 -
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	- 26 -
1 . 特定事象発生情報等の連絡	- 26 -
2 . 応急対策活動情報の連絡	- 27 -
第3節 活動体制の確立	- 29 -
1 . 県の活動体制	- 29 -
2 . 原子力災害合同対策協議会への出席等	- 38 -
3 . 応援要請及び職員の派遣要請等	- 38 -
4 . 自衛隊の派遣要請等	- 38 -
5 . 防災業務関係者の安全確保	- 38 -
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	- 39 -
1 . 避難対象区域	- 39 -
2 . 避難先の選定	- 40 -
3 . 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	- 40 -
4 . 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	- 43 -
5 . 飲食物、生活必需品等の供給	- 43 -
6 . 行政機能の移転	- 43 -
第5節 犯罪の予防等社会秩序の維持	- 43 -
第6節 緊急時モニタリングの実施	- 44 -
第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等	- 44 -
1 . 飲料水、飲食物の摂取制限	- 44 -
2 . 農林水産物の採取及び出荷制限等	- 44 -
3 . 飲料水の供給	- 45 -
第8節 緊急輸送活動	- 45 -
1 . 緊急輸送活動	- 45 -
2 . 緊急輸送のための交通確保	- 47 -
第9節 救助・救急及び医療活動	- 47 -
1 . 救助・救急活動	- 47 -
2 . 被ばく医療体制の確保	- 48 -
3 . 汚染検査等の実施	- 48 -
4 . 安定ヨウ素剤の服用指示	- 49 -

5 . 緊急被ばく医療の実施	- 49 -
第10節 住民等への的確な情報伝達活動	- 50 -
1 . 住民等への情報伝達活動	- 50 -
2 . 住民等からの問い合わせに対する対応	- 52 -
第11節 文教対策計画	- 52 -
1 . 生徒等の安全確保措置	- 52 -
2 . 学校施設の応急復旧	- 53 -
3 . 応急教育の実施	- 53 -
4 . 被災生徒等への支援	- 55 -
5 . 避難所となる場合の対応	- 55 -
第4章 災害復旧対策	- 56 -
第1節 基本方針	- 56 -
第2節 現地事故対策連絡会議への職員派遣	- 56 -
第3節 放射性物質による汚染の除去等	- 56 -
第4節 各種制限措置の解除	- 57 -
第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	- 57 -
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	- 57 -
1 . 災害地域住民の記録	- 57 -
2 . 影響調査の実施	- 57 -
3 . 災害対策措置状況の記録	- 57 -
4 . 相談窓口の設置	- 57 -
第7節 風評被害等の影響の軽減	- 58 -
第8節 被災中小企業等に対する支援	- 58 -
第9節 心身の健康相談体制の整備	- 58 -
第10節 物価の監視	- 58 -
第11節 放射性物質の付着した廃棄物の処理	- 58 -
第5章 複合災害対策	- 60 -
第1節 活動体制	- 60 -
第2節 住民への情報提供、相談体制	- 60 -
第3節 避難等	- 60 -
第4節 防災設備・機材の損壊等の対応	- 60 -

長崎県緊急時環境放射線モニタリング計画 (環境政策課)

第1章	緊急時モニタリングの目的	61
第2章	平常時モニタリングの強化	63
第3章	緊急時モニタリング	63
第4章	緊急時モニタリング体制の整備	64
第1節	環境保全班の組織及び業務	64
第2節	モニタリング要員の配置	65
第3節	モニタリング要員の安全を確保するための防災資機材	66
第4節	測定用資機材	67
第5章	緊急時モニタリングの通信連絡系統	67
第6章	緊急時モニタリングの段階的实施	68
第1節	第1段階のモニタリング	68
第2節	第2段階のモニタリング	69
第7章	緊急時モニタリングの実施内容	69
第1節	第1段階のモニタリング	69
第2節	第2段階のモニタリング	72

原子力災害対策医療保健班マニュアル (医療政策課)

第1章	マニュアル策定の目的	78
-----	------------	----

第 2 章	医療保健班の掌握事務	78
第 1 節	災害警戒本部設置時の掌握事務	78
第 2 節	災害対策本部設置時の掌握事務	79
第 3 節	医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事	82
第 4 節	ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する事	82
第 3 章	後方医療支援体制の整備	82
第 4 章	事前管理体制	83
第 5 章	事後管理体制	83

第2部 原子力艦の原子力災害対策

第1章 総則	88
第1節 計画の目的	88
(危機管理課)	
第2節 計画の性格	88
(危機管理課)	
1. 長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	88
2. 長崎県地域防災計画(基本計画編)との整合性	88
3. 計画の構成	88
4. 市町地域防災計画との関係	89
5. 計画の修正	89
第3節 計画の周知徹底	89
(危機管理課)	
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	89
(危機管理課)	
第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	89
(危機管理課)	
第2章 災害予防対策	94
第1節 基本方針	94
(危機管理課)	
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備	94
(危機管理課、佐世保市)	
1. 情報の収集・連絡体制の整備	69
2. 情報の分析整理	70
3. 通信手段の確保	70
第3節 災害応急体制の整備	81
(危機管理課、医療政策課、環境政策課、佐世保市、自衛隊)	
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	81
2. 災害対策本部体制等の整備	81
3. 防災関係機関相互の連絡体制	82
4. 自衛隊派遣要請体制	82
5. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制	82
6. 広域的な応援協力体制等	82
7. モニタリング体制の整備等	82
第4節 避難収容活動体制の整備	83
(危機管理課)	
1. 避難計画の作成	83
2. 避難所等の整備	83
3. 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備	83
4. 住民等の避難状況の確認体制の整備	83

5 . 避難所・避難方法等の周知	83
第5節 緊急輸送活動体制等の整備	84
(危機管理課、県警察、佐世保市)	
1 . 交通管理体制等の整備	84
2 . 運転者の義務の通知等	84
第6節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	84
(危機管理課、医療政策課、県警察、佐世保市、海上保安部)	
1 . 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実	84
2 . 医療活動用資機材等の整備	84
3 . 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	84
第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	85
(危機管理課、佐世保市)	
第8節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	85
(危機管理課、佐世保市)	
第9節 防災訓練等の実施	85
(危機管理課、県警察、佐世保市、防災関係機関)	
1 . 訓練計画の策定	85
2 . 訓練の実施	86
第10節 災害復旧への備え	86
(危機管理課、佐世保市)	

第3章 災害応急対策	87
第1節 基本方針	87
(危機管理課、佐世保市)	
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	87
(危機管理課、佐世保市)	
1 . 原子力艦の原子力災害発生時の緊急連絡体制	87
2 . 応急対策活動情報の連絡	88
第3節 活動体制の確立	88
(危機管理課、関係各課、県警察、佐世保市、防災関係機関)	
1 . 県の活動体制	88
2 . 応援要請及び職員の派遣要請等	95
3 . 自衛隊の派遣要請等	95
4 . 防災業務関係者の安全確保	95

第4節	屋内退避、避難収容等の防護活動	96
	(危機管理課、県警察、佐世保市、防災関係機関)	
1.	緊急事態発生の判断基準	96
2.	応急対策範囲について	96
3.	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	96
4.	災害時要援護者への配慮	97
5.	避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	97
6.	飲食物、生活必需品等の供給	97
第5節	犯罪の予防等社会秩序の維持	97
	(県警察、海上保安部)	
第6節	飲料水、飲食物の摂取制限等	97
	(危機管理課、関係各課)	
1.	飲料水、飲食物の摂取制限	97
2.	農水産物の採取及び出荷制限	98
3.	飲料水の供給	98
第7節	緊急輸送活動	98
	(危機管理課、県警察、佐世保市、防災関係機関)	
1.	緊急輸送活動	98
2.	緊急輸送のための交通確保	99
第8節	救助・救急及び医療活動	100
	(危機管理課、医療政策課、県警察、海上保安部、防災関係機関)	
1.	救助・救急活動	100
2.	医療活動等	100
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	101
	(危機管理課、佐世保市)	
1.	住民等への情報伝達活動	101
2.	住民等からの問い合わせに対する対応	102
第4章	災害復旧対策	103
第1節	基本方針	103
	(危機管理課)	
第2節	各種制限措置の解除	103
	(危機管理課)	
第3節	災害地域住民に係る記録等の作成	103
	(危機管理課、関係各課、佐世保市)	
1.	災害地域住民の記録	103
2.	影響調査の実施	103
3.	災害対策措置状況の記録	103

長崎県地域防災計画 原子力災害対策編

第 1 部 原子力施設の原子力災害対策

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

(危機管理課)

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉、貯蔵、事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

(危機管理課)

1. 長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて策定したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県及びその他防災関係機関は想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 長崎県地域防災計画（基本計画編）との整合性

この計画は、「長崎県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「長崎県地域防災計画（基本計画編）」によるものとする。

3. 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。
計画編の構成は、次の 4 章による。

第1章 総則

(1) 第1章 総則

計画の趣旨、原子力防災対策地域の範囲、防災関係機関の業務など計画の基本となるものを示す。

(2) 第2章 災害予防対策

原子力災害が発生したときの体制等、整備しておく対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

原災法第10条に基づく特定事象発生時の対応及び原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

4. 市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画(原子力災害対策編)を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町地域防災計画(原子力災害対策編)の作成又は修正に協力するものとする。

5. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

(危機管理課)

この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

(危機管理課)

地域防災計画(原子力災害対策編)の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(平成22年8月23日改訂、以下「防災指針」という。)を十分に尊重するものとする。

第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町の範囲等

(危機管理課)

1. 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町の範囲等

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準として地域を定めるものとし、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、玄海原子力発電所から半径10kmの円内（以下「対象地域」という。）とし、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町は、この地域を含む市とする。

この考え方をふまえ、本県において、対象市及び対象地域は以下の表のとおりとする。

<p>防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市</p>	<p>防災対策を重点的に充実すべき地域（対象地域）</p>
<p>松 浦 市</p>	<p>鷹島町阿翁地区 鷹島町阿翁浦地区 鷹島町日比地区</p>

[資料：原子力防災対策を重点的に充実すべき地域]

2. 避難計画策定対象地域を含む市町の範囲

国においては、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、現在、防災指針の見直し検討が行われている。

県では、玄海原子力発電所で福島第一原子力発電所における事故と同様の事故が発生した場合に備え、その初動対応を円滑に行うため、玄海原子力発電所から30kmの円内（以下、「避難計画策定対象地域」という。）を対象に避難計画の策定等必要な対策を講じることとする。

避難計画を策定し必要な対策を講じるべき市町は、避難計画策定対象地域を含む佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市（以下、「避難対象市」という。）とする。

なお、避難対象市においては、避難計画等必要な対策を盛り込んだ地域防災計画（原子力災害対策編）を策定するものとし、その他の市町においては、必要に応じて、避難者の受入れ、緊急時モニタリングへの対応、その他必要な対策を市町地域防災計画の適切な箇所に記載するものとする。

避難対象市及び対象地域・地区は、以下の表のとおりとする。

避難計画策定対象地域を含む市	避難計画策定対象地域（対象地域・地区）	
	地域	地区
佐世保市	江迎	江迎町梶ノ村、江迎町北田 江迎町飯良坂、江迎町根引 江迎町中尾、江迎町奥川内 江迎町三浦、江迎町未橋 江迎町長坂、江迎町田ノ元 江迎町小川内、江迎町上川内 江迎町赤坂、江迎町猪調 江迎町栗越、江迎町北平 江迎町志戸氏、江迎町簸尾
	吉井	吉井町直谷、吉井町福井 吉井町橋川内、吉井町前岳 吉井町橋口、吉井町梶木場 吉井町草ノ尾、吉井町春明 吉井町板樋
	世知原	世知原町栗迎、世知原町中通 世知原町赤木場、世知原町筭瀬 世知原町岩谷口、世知原町北川内 世知原町矢櫃、世知原町太田 世知原町木浦原
平戸市	田平	日の浦、野田、永久保、大崎 釜田、大久保（田平）、山内 平戸口、永田、坊田、小手田 米の内、東萩田、西萩田 田代（田平）、古梶、下里、上里 岳崎、福崎、小崎、上亀、下亀
	大久保半島	中の原、田助在、幸の浦、油水 曲り、平戸祐生園、田助浦
	大島	大島村東神浦、大島村西神浦 大島村前平、大島村西宇戸 大島村大根坂、大島村的山浦 大島村的山在、大島村的山在 （板の浦地区）
	度島	度島 三免、度島浦、度島中部
松浦市	全域	全域
壱岐市	壱岐市南部	三島、渡良、初山、武生水、柳田 志原、筒城、石田、八幡、田河 那賀

3. 避難対象市からの避難者を受け入れる地域

避難対象市からの避難者を受け入れる地域は、佐世保市、東彼杵町、川棚町、波佐見町（以下、「受入市町」という。）とする。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

（危機管理課）

県は、対象地域を対象として必要な対策を講じるため、原子力施設の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努める。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(危機管理課)

原子力防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、長崎県地域防災計画(基本計画編)第1編第4章に定める「防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1. 長崎県

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備
- (4) 環境条件の把握
- (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (6) 教育及び訓練の実施
- (7) 事故発生時における国、市等との連絡調整
- (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 緊急時の環境放射線モニタリング
- (11) 市町長に対する住民等の退避、避難並びに立入制限の指示、助言
- (12) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (13) 市町長に対する住民等への飲料水・飲食物の摂取制限の指示等
- (14) 市町長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等
- (15) 災害復旧
- (16) 市町長に対する各種制限措置の解除の指示
- (17) 相談窓口の設置
- (18) 国等から派遣される専門家等の受入れ及び調整
- (19) 行政機関、学校等の退避
- (20) 放射性物質による汚染の除去
- (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (22) 風評被害等の影響の軽減
- (23) 文教対策
- (24) 緊急医療本部の設置・運営
- (25) その他災害対策に必要な措置

2. 長崎県警察

- (1) 住民等の退避、避難誘導
- (2) 立ち入り禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等
- (3) 緊急輸送のための交通の確保
- (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持
- (5) その他災害警備に必要な措置

3. 市町

【避難対象市】

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備の支援
- (4) 環境条件の把握
- (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (6) 教育及び訓練の実施
- (7) 事故発生時における国、県等との連絡調整
- (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 緊急時環境放射線モニタリングの協力
- (11) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限
- (12) 緊急医療本部の設置・運営
- (13) 被ばく者の診断及び措置の実施
- (14) 住民等への飲料水、飲食物の摂取制限
- (15) 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等
- (16) 災害復旧
- (17) 各種制限措置の解除
- (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (19) 相談窓口の設置
- (20) 放射性物質による汚染の除去
- (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (22) その他災害対策に必要な措置

【受入市町】

- (1) 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- (2) 災害に関する情報収集・伝達及び広報
- (3) 緊急時モニタリングへの協力
- (4) 避難住民の避難受入れに係る協力

4. 避難対象市消防本部

- (1) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (2) 教育及び訓練の実施
- (3) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限

5. 指定地方行政機関

- (1) 九州管区警察局
 - ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整
 - イ 広域的な交通規制の指導調整

ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整

- (2) 福岡財務支局 長崎財務事務所
災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
- (3) 九州農政局
 - ア 災害時における農畜水産物への影響等に係る情報収集等に関すること
 - イ 災害時における応急用食料等の確保等に関すること
 - ウ 被災地周辺の農畜産物等の移動規制に関すること
- (4) 九州農政局 長崎地域センター
 - ア 災害時の食料の供給指導、緊急引き渡しの措置
 - イ 汚染米の移動規制及び処理
- (5) 九州森林管理局 長崎森林管理署
国有林野・国有林産物の汚染対策
- (6) 九州経済産業局
 - ア 原子力発電所の安全確保及び原子力防災に係る指導監督
 - イ 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- (7) 九州運輸局 長崎運輸支局
 - ア 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 陸上における緊急輸送用車両の斡旋、確保
- (8) 九州運輸局 長崎運輸支局 佐世保海事事務所
 - ア 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 海上における緊急輸送用船舶の斡旋、確保
- (9) 大阪航空局 長崎空港事務所
航空機による輸送の安全確保に必要な措置
- (10) 福岡管区气象台（長崎海洋气象台）
 - ア 災害発生時における気象情報の発表および伝達
 - イ 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
- (11) 第七管区海上保安本部
 - ア 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置
 - イ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
 - ウ 海上における救急・救助活動の実施
 - エ 緊急時における海上環境モニタリングの支援

6. 自衛隊

第1章 総則

- (1) 陸上自衛隊第16普通科連隊
 - ア 災害時における陸上輸送支援及び空中輸送支援
 - イ その他災害応急対策の支援
- (2) 海上自衛隊佐世保地方総監部
 - ア 災害時における海上輸送支援
 - イ その他災害応急対策の支援
- (3) 航空自衛隊西部航空方面隊
 - ア 災害時における航空輸送支援
 - イ その他災害応急対策の支援

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 西日本電信電話(株) 長崎支店
災害時における通信の確保
- (2) 日本銀行 長崎支店
災害時における金融機関の災害応急対策
- (3) 日本赤十字社 長崎県支部
災害時における医療救護等の実施
- (4) 長崎県医師会
災害時における医療救護等の実施
- (5) 長崎県バス協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (6) 長崎県トラック協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (7) 佐世保旅客船協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (8) 日本通運(株) 長崎支店
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (9) 日本放送協会(長崎放送局)、長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、(株)長崎新聞社、
長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビ、(株)エフエム長崎
 - ア 災害情報の伝達
 - イ 原子力防災知識の普及
- (10) 九州電力(株) (原子力事業者)
 - ア 原子力発電所の防災体制の整備

- イ 原子力発電所の災害予防
- ウ 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供
- エ 防災教育及び訓練の実施
- オ 原子力災害時における通報連絡体制の整備
- カ 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備
- キ 応急対策活動に要する資機材等の整備
- ク 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- ケ 緊急時における災害応急対策活動体制の整備
- コ 原子力発電所の施設内の応急対策
- サ 緊急時医療措置の実施のための協力
- シ 環境放射線モニタリングの実施
- ス 県、避難対象市、防災関係機関が実施する防災対策への協力
- セ 相談窓口の設置
- ソ 災害復旧

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

(危機管理課)

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第2節 原子力防災専門官との連携

(危機管理課)

県は、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設(以下「対策拠点施設」という。)の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図る。

第3節 立入検査と報告の徴収

(危機管理課、九州電力)

県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

1. 立入検査等

県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害対策のための措置が適切に行われているかどうかについて確認を行う。

2. 身分証の携帯

立入検査を実施するにあたっては、県の職員は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証を携帯して、立入検査を行う。

第4節 施設の安全性の確認

(危機管理課)

県は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

(危機管理課、関係市町)

県は、国、避難対象市、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と防災関係機関相互の連絡体制

県は、国、避難対象市、受入市町、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

その際、夜間休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、防災関係機関と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活動できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県、避難対象市及び受入市町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、対象地域における情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(4) 非常通信連絡会との連携

県及び避難対象市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

県、避難対象市、受入市町及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、移動系防災無線(車載型、携帯型)携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び避難対象市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県及び避難対象市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、県はそれらの情報について防災関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び避難対象市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は避難対象市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、現地災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付ける。

原子力事業所及び施設に関する資料

周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料

周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング資料等の放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

防災資機材の配備状況等に関する資料

- [資料： 玄海原子力発電所の概要]
- [資料： 加圧水型（PWR）原子力発電のしくみ]
- [資料： 原子力災害発生時の対応]
- [資料： 対象地域内の人口・世帯数]
- [資料： 放射線による影響]
- [資料： 環境モニタリング設備、機器類の配備計画]
- [資料： 防災資機材等の配備計画]
- [資料： 長崎県環境放射線監視テレメータシステム]

3. 通信手段の確保

県及び避難対象市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網等の整備を行う。

(1) 専用回線網の整備

県と国、避難対象市との間の専用回線網の整備

県は、国及び避難対象市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努める。

対策拠点施設との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び避難対象市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努める。

(2) 市防災行政無線

避難対象市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、市防災行政無線の整備を推進する。

(3) 通信手段、経路の多様化

県及び避難対象市は、防災行政無線の機器故障やNTT回線の途絶等に備え、多様な情報伝達手段の確保に努める。

防災行政無線の二重ルート化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の二重ルート化を図る。

多様な情報収集、伝達システム

県警察は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システムの円滑な活用が図られるよう努める。

災害時優先電話等の活用

県及び避難対象市は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法について習熟しておく。

なお、IP電話等を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

非常通信連絡会との連携

県及び避難対象市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

移動通信系

県、避難対象市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、携帯電話、衛星携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

(4) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

県及び市町は、電気通信事業者が提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(5) 災害用伝言サービスの活用促進

県、避難計画策定市町及びその他市町は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、電気通信事業者が提供する、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である、「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第6節 災害応急体制の整備

(危機管理課、医療政策課、環境政策課、関係市町、自衛隊)

県、避難対象市、受入市町及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

県、避難対象市及び受入市町は、特定事象(原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象)発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び避難対象市と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

(3) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に配置する原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておく。

2. 災害対策本部体制等の整備

県、避難対象市及び受入市町は、原子力緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が発出された場合又は知事若しくは市町長が必要と認めた場合、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

県は、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ定めておく。

3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備

(1) 体制の整備

県及び避難対象市は、緊急事態宣言の発出後、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織するための体制を整備しておくものとする。

(2) 派遣職員等

県は、合同対策協議会及び現地災害対策本部等に派遣する職員及びその派遣方法、現地において対応方針を定める各対策班等について定めておくものとする。また、各対策班における責任者等をあらかじめ定めておくものとする。

避難対象市は、対策拠点施設に派遣する職員及び派遣方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

[資料： 対策拠点施設（オフサイトセンター）の組織・活動]

4. 防災関係機関相互の連絡体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国の安全規制担当省庁、関係都道府県、避難対象市、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。

5. 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

6. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所及び県内関係機関からなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定め、県災害対策本部の指揮のもと、スクリーニング等の支援を受けるとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

7. 広域的な応援協力体制等

県は、緊急時における広域的な応援について、関係都道府県等との応援協定の締結及び県内の関係市町間の応援協定締結の促進を図る。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらか

じめ調整を行っておく。

8. モニタリング体制等

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備する。

（1）緊急時モニタリング計画の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定する。

（2）モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

（3）モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておく。

避難対象市及び受入市町は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。

（4）関係機関との協力体制の整備

県は、国、避難対象市、受入市町、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図る。

（5）緊急時放射線影響予測システム

県は、国、避難対象市、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努める。

[資料： 長崎県環境放射線監視テレメータシステム]

[資料： 防災関係機関及び連絡窓口]

第7節 避難収容活動体制の整備

(危機管理課)

1. 避難計画の作成

県は、避難対象市に対し、その他防災関係機関の協力のもと、玄海原子力発電所から30km圏内の住民を対象とする屋内退避及び避難に係る避難計画の作成について指導し、必要な協力を行う。

避難対象市は、受入市町及びその他防災関係機関の協力のもと、屋内退避又は避難に係る避難計画を作成する。

避難計画の基本的考え方は以下のとおりである。

玄海原子力発電所から30km圏内の住民が最終的には30km圏外への避難が可能となるよう30km圏外に避難場所を確保する広域の避難計画とする。

避難が必要な区域(以下「避難対象区域」という。)は、事故の状況に応じ、国、県又は避難対象市が設定するものとする。

避難先は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民が同一地域内に避難できるように指定するよう努める。
避難は避難対象市の区域を超えて行う必要があるため、避難先の選定については、県が必要な調整等協力を行う。

県及び避難対象市は、放射性物質が放出される前に避難行動が開始され、完了されるよう努めるものとし、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分に配慮するものとする。

避難計画策定対象地域への来訪者(観光客等)も避難の対象とし、30km圏外までは地域住民と同様に避難し、30km圏外の適切な場所からは各人の判断で帰宅等を行うものとする。

避難にあたっては、住民が日常、服用している医薬品の携帯を平常時から周知しておくこととする。

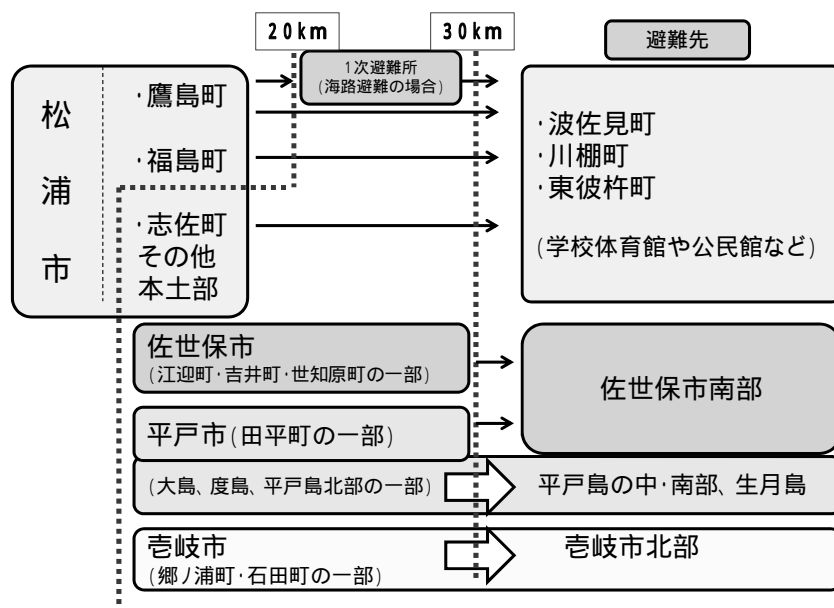
また、緊急に避難して住民が日常、服用している医薬品を携帯できていない場合や長期の避難となる場合に備え、関係機関と協力して医薬品や医療用資機材を供給する体制をあらかじめ整えるよう努める。

2. 避難計画における避難先

避難計画における避難先の概要は以下の図のとおりである（詳細は、資料に記載）。

[資料 : 避難対象地域・地区別避難場所一覧]

避難計画対象地域別避難先の概要



3. 避難計画における避難経路及び手段等

避難計画では、避難計画策定対象地域の地形的特性を踏まえて、以下のような避難経路及び手段により避難するものとする。

(1) 本土地域

可能な限り避難計画に定められた避難経路（幹線道路等）を通り指定された避難所へ避難する。

県及び避難対象市は、避難経路について、事前に住民に対して十分な周知を行う。

避難は原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いや、集合場所に参集し避難対象市等が準備する車両にて避難を行う。

避難所における駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースを利用することとし、不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

で避難手段が不足する場合には、県が避難対象市からの依頼に基づき、社団法人長崎県バス協会等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(2) 本土との間に架橋されている離島

橋が利用できる場合

上記(1)のとおり

橋が避難対象区域となり通行できない場合

自家用車両等により、最寄りの港に移動し、定期船、自家用の渡船・海上タクシー・プレジャーボート・遊漁船・漁船等(以下「定期船等」という。)を用い、本土の最寄りの港まで移動し、その後、避難対象市等が準備した車両・船舶等により避難を行う。

定期船等による避難が困難な住民については、県が海上保安部に要請し避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(3) 離島

離島からの避難については、定期船等を用いるものとし、まずは最寄りの港まで移動し、その後、避難対象市等が準備した車両・船舶等により避難を行う。

なお、松浦市鷹島、黒島、飛島、青島の避難者で、海路で避難を行う住民については、上陸後の交通手段確保のため1次避難所に一旦避難し、その後、30km圏外の指定された避難所に避難するものとする。

定期船等による避難が困難な住民については、県が海上保安部に要請し避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

4. 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

避難所の指定

県は、避難対象市に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言する。

避難対象市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。避難対象市の区域を超えて避難を行う必要がある場合は、避難先の選定については、県が必要な調整等協力を行う。

避難所の整備

避難所、避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。

避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保を想定した計画に努める。

避難計画策定対象地域以外の市町の施設を避難所として指定する場合は、避難対象市は、施設の耐震化等安全性の確保を受入れ側市町に要請するとともに、避難が長期にわたる場合の避難所としての利用について受入れ側市町とあらかじめ調整しておくものとする。県は、調整にあたっての助言その他の支援を行う。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、避難対象市に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言し、必要な支援を行う。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、避難対象市に対し、コンクリート屋内退避体制の整備について助言する。

5. 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備

避難対象市は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導についての「災害時要援護者避難支援プラン」をあらかじめ策定するものとし、県は、助言等必要な支援を行う。

また、病院、社会福祉施設等においては、施設の管理者は、あらかじめ入院・入所者の避難誘導方法を定めるとともに、入院・入所者に周知を図ることとし、県及び市町は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。

6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、避難対象市が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言する。

7. 避難所・避難方法等の周知

県は、避難対象市に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

[資料： 避難者収容施設]

8. 学校・病院・福祉施設等における避難計画の作成

県は、避難対象市に対し、学校、病院、社会福祉施設等の管理者が適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言を行う。

第8節 緊急輸送活動体制等の整備

(危機管理課、避難対象市、県警察)

1. 交通管理体制等の整備

県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。

県及び避難対象市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図る。

県警察は、円滑に避難を実施するため、避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を実施するための体制を整備する。

2. 運転者の義務の通知等

県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。

第9節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

(危機管理課、医療政策課、薬務行政室、県警察、避難対象市、海上保安部、避難対象市消防本部)

1. 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

県警察及び海上保安部は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、照明車、標識車など必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

2. 医療活動用資機材及び緊急時被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、緊急時被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

さらに、国と協力し、緊急時被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急時被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。緊急時被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図る。

県は、避難対象市及び受入市町に対し、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力するよう要請する。

3. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 資機材

県及び避難対象市は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

(2) 情報交換

県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、避難対象市及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(危機管理課、避難対象市、九州電力)

(1) 情報項目の整理

県、国(原子力防災専門官)、避難対象市及び原子力事業者は、特定事象発生後の経過に応じて住民、関係機関、受入市町等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

住民への広報については、正確かつ簡潔な内容に努めるものとし、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報するものとする。

(2) 情報伝達体制の整備

県は、住民、関係機関、受入市町等に対する的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ避難対象市を指導する。

(3) 住民相談窓口設置の整備

県、国、避難対象市及び原子力事業者は、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

(4) 多様なメディアの活用体制の整備

県、国、避難対象市及び原子力事業者は、テレビ、ラジオ等のほか、防災行政無線、広報車、ホームページ(インターネット)、CATV、携帯電話の一斉同報メール等の多様なメディアの活用体制を整備する。

また、避難対象市は、自治会・消防団・農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する体制を整備する。

誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

第11節 行政機関、学校等の避難計画等の作成

(危機管理課、避難対象市)

県及び避難対象市は、庁舎や学校等の所在地が避難指示を受けた地域に含まれる場合、予め定められた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するとともに、業務継続計画等に基づき、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

また、原子力災害時における生徒等の安全を確保(臨時休講等の措置等)するとともに、学校実施の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育が早期回復できるよう、努める。

公立の学校等は、市町長からの要請があった場合、学校施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設し、予め指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援する。

第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(危機管理課、避難対象市、九州電力)

県、国、避難対象市、及び原子力事業者は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、妊産婦その他いわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

- 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 原子力施設の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- 各地域・地区の避難先及び避難経路・手段に関すること
- 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
- 放射線緊急被ばく医療(応急手当を含む)に関すること

第13節 防災業務関係者に対する研修

(危機管理課、県警察、避難対象市、受入市町、避難対象市消防本部)

県、県警察、避難対象市、受入市町及び消防機関は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。

原子力防災体制及び組織に関すること
原子力施設の概要に関すること
原子力災害とその特性に関すること
放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
モニタリング実施方法及び機器に関すること
汚染検査（スクリーニング）及び除染の実施方法及び機器に関すること
原子力防災対策上の諸設備に関すること
緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
その他緊急時対応に関すること

第14節 防災訓練等の実施

（危機管理課、県警察、避難対象市、受入市町、避難対象市消防本部、九州電力、防災関係機関）

1. 訓練計画の策定

（1）訓練計画

県、県警察、避難対象市、受入市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は協力し、国、原子力防災専門官等の支援を受けて、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

災害対策本部等の設置運営訓練
対策拠点施設への参集、運営訓練
緊急時通信連絡訓練
緊急時モニタリング訓練
緊急時被ばく医療訓練
周辺住民に対する情報伝達訓練
周辺住民避難訓練
その他必要な訓練

（2）国の総合防災訓練計画

県は、国（安全規制担当省庁）が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2. 訓練の実施

（1）訓練

県、県警察、避難対象市、受入市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

(2) 国の総合防災訓練

国が、県及び避難対象市等と総合的な防災訓練を実施する場合、県及び避難対象市は、国、受入市町、原子力事業者及び防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を行う。

3. 実践的な訓練の工夫と事後評価

県、県警察、避難対象市、受入市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、訓練を実施するにあたり、訓練想定について国、原子力防災専門官から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資するなど、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

第15節 災害復旧への備え

(危機管理課、避難対象市)

県及び避難対象市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

(危機管理課)

本章は、玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の通報体制に基づき、原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(危機管理課、松浦市、九州電力)

1. 特定事象発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの特定事象発生の通報

原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目処として、県及び松浦市等に当該事象について文書で送信するとともに、その着信を確認することとされている。

なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

県からの連絡

県は、原子力事業者から通報・連絡を受けた事項について、避難対象市、その他県内市町、県警察、各消防機関、自衛隊、海上保安部、気象台及びその他防災関係機関等に防災行政無線の一斉指令システム等により速やかに連絡する。

また、県は、この場合必ず受信確認を行い、一斉指令システムで受信確認ができない場合には、電話による受信確認を行う。

[資料： 特定事象発生通報]

(2) 平常時モニタリングで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報

原子力防災専門官への通報

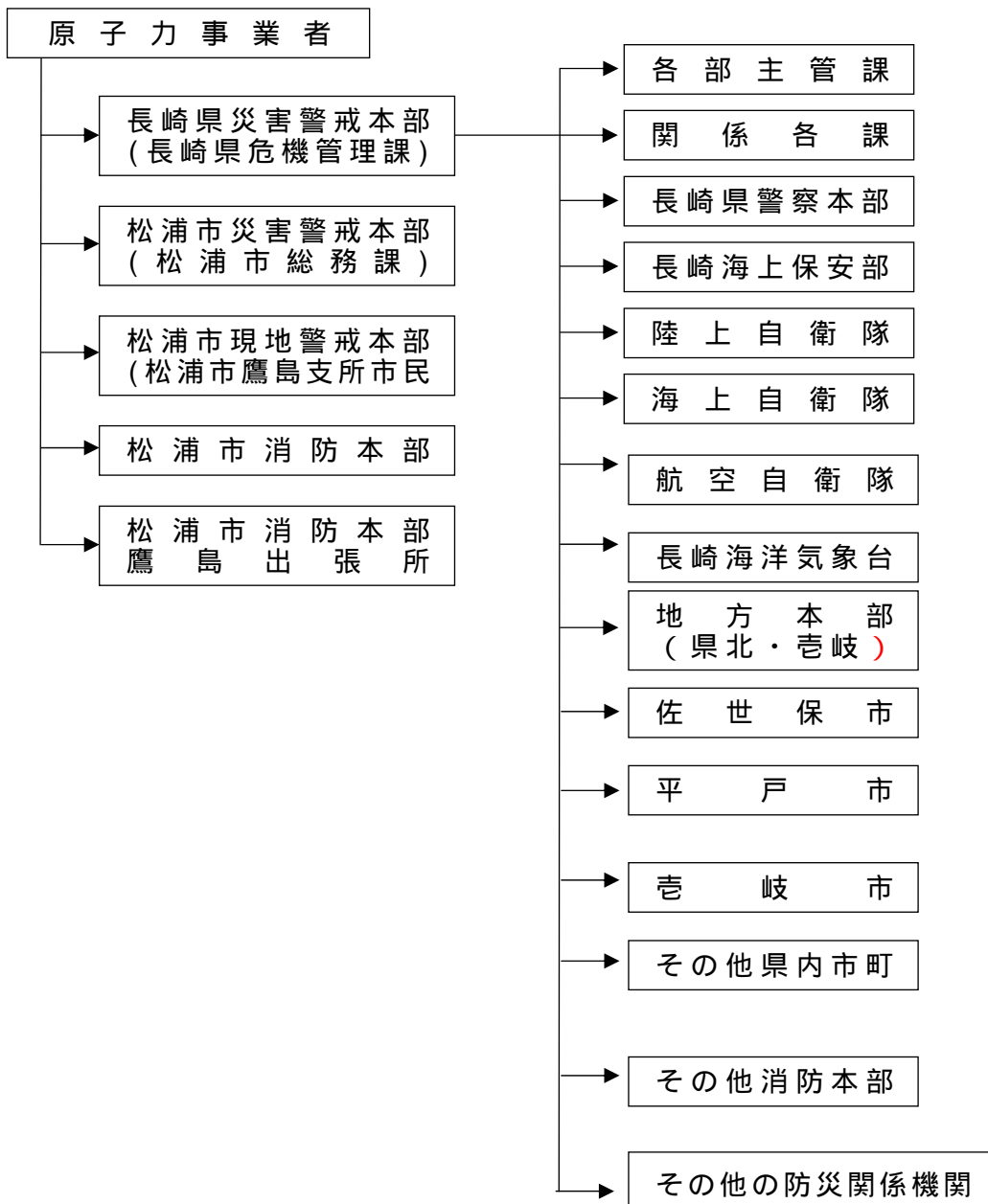
県は、平常時モニタリングにおいて特定事象発生の通報を行うべき数値の検

出を発見した場合は、直ちに安全規制担当省庁の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。

原子力防災専門官の確認

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

[特定事象発生時の情報伝達経路]



2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者の通報

原子力事業者は、県及び避難対象市等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害状況等を定期的に文書をもって連絡するとともに、状況に変化がある場合は直ちに連絡する。

なお、通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。

県と関係機関等との連携

県は、避難対象市、その他県内市町、県警察、気象台、海上保安部、自衛隊及びその他防災関係機関との間において、原子力事業者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

避難対象市と関係機関との連携

避難対象市は、関係機関との間において、原子力事業者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

現地事故対策連絡会議との連携

県、避難対象市等及び原子力事業者は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連絡を密にする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

情報の共有

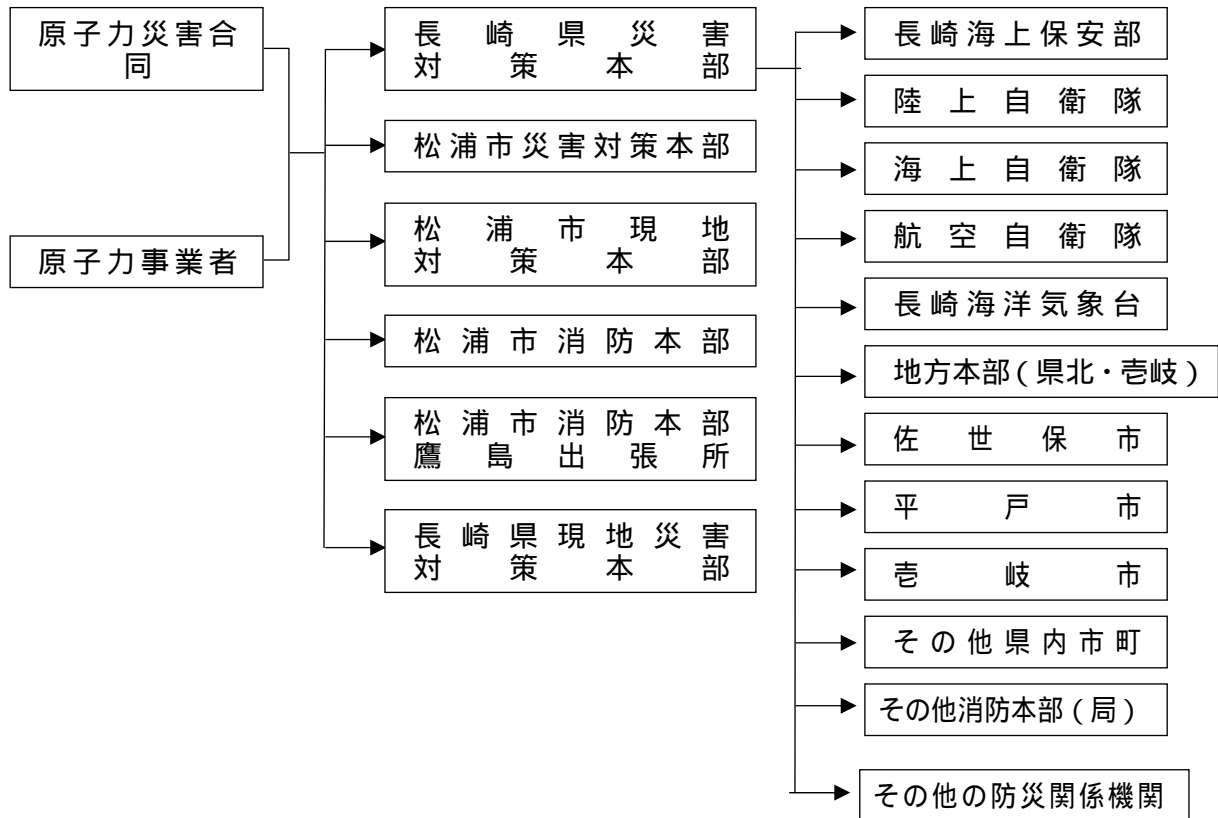
県は、対策拠点施設において情報収集活動を行う。

また、県は、機能別に分けた対策班に職員を配置することにより、原子力施設の状況やモニタリング情報、医療関係情報、住民避難や屋内退避の状況等について、国等の防災関係機関と連絡協議し、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

派遣職員の業務

県、避難対象市及びその他防災関係機関は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、各種防災対策の実施のために必要なモニタリング情報等の把握に努め、それぞれの対策本部に連絡する。

[緊急事態宣言発出後の情報伝達経路]



第3節 活動体制の確立

(危機管理課、関係各課、県警察、避難対象市、防災関係機関)

1. 県の活動体制

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部の設置

県は、特定事象発生の通報を受けた場合又は危機管理監が特に必要と認めた場合、危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、避難対象市及び原子力事業者等防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、警戒体制をとるものとする。

危機管理監が不在の場合は、危機管理課長が指揮をとり、指揮系統を確立する。

なお、県北振興局内及び壱岐振興局に、県北振興局長及び壱岐振興局長を本部長とする災害警戒県北地方本部及び災害警戒壱岐地方本部をそれぞれ設置するものとする。県北振興局長が不在の場合は、次長、管理部長の順に、壱岐振興局長が不在の場合は、管理部長、総務課長の順にそれぞれ指揮をとり、指揮系統を確立する。

[資料： 原子力災害発生時の対応]

情報の収集

県は、特定事象発生の特報を受けた場合、国との連携を図りつつ、原子力事業者等から情報等を得るなど事故の状況の把握に努める。

また、原子力災害合同対策協議会の構成員及び対策拠点施設機能班の要員は、特定事象の特報後、佐賀県オフサイトセンターへ参集することとなるが、県は、玄海原子力保安検査官事務所へ対策拠点施設が機能していることを確認するとともに、その結果を避難対象市・県警・自衛隊・関係消防機関等へ連絡するものとする。

対策拠点施設が機能不全となった場合は、国及び佐賀県と連絡を取り、対応を協議するものとする。

対策拠点施設の設営準備への協力

県は、特定事象の特報を受けた場合、必要に応じて対策拠点施設の設営準備への協力を行う。

現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点にて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣する。

国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

平常時モニタリング活動の強化

県は災害警戒本部を設置した場合は、平常時モニタリングを強化するとともに、原子力事業者から施設内の状況に関する情報を入手し、事態の推移に応じて、緊急時モニタリングの準備を開始する。

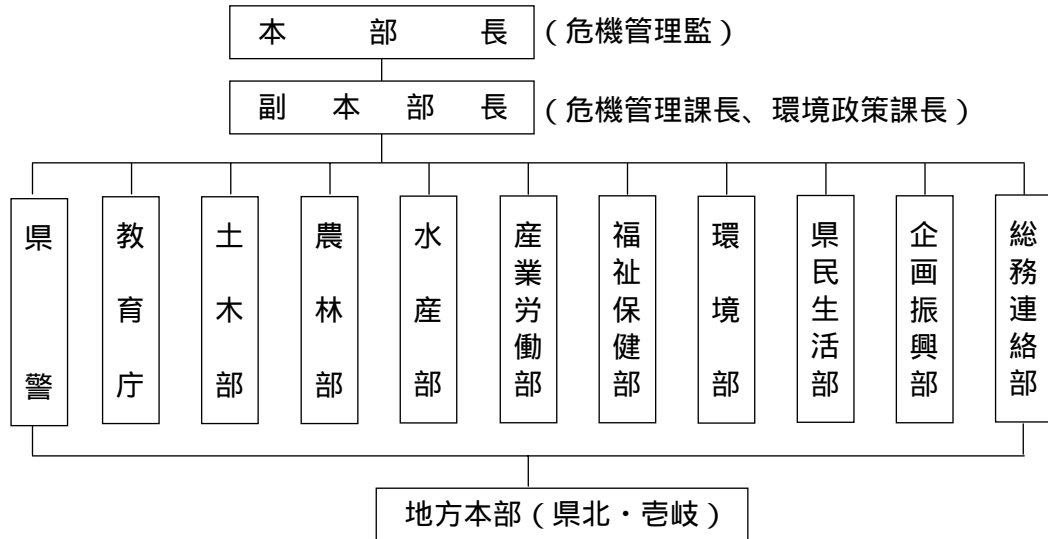
災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ア 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又対策の必要がなくなったと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

災害警戒本部の組織、配備体制、掌握事務

[災害警戒本部の組織]



[災害警戒本部の配備体制、掌握事務]

部 局 名	課 名	事 務 分 掌
総務連絡部	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害警戒本部の設置、運営に関する事。 ・ 災害状況の把握に関する事。 ・ 国、原子力防災専門官、関係市及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 災害警戒体制の総合調整に関する事。 ・ 対策拠点施設の設営準備に関する事。
	総務文書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部内の連絡調整に関する事。
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。
企画振興部	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画振興部内の連絡調整に関する事。
県民生活部	県民安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民生活部内の連絡調整に関する事。
環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境部内の連絡調整に関する事。 ・ 緊急時モニタリングに関する事。
福祉保健部	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健部内の連絡調整に関する事。
	医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療本部の設置及び運営に関する事。 ・ 医療関係機関の連絡調整に関する事。
産業労働部	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業労働部関係の連絡調整に関する事。
水産部	漁政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産部関係の連絡調整に関する事。
農林部	農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林部関係の連絡調整に関する事。
土木部	監理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木部関係の連絡調整に関する事。
	道路維持課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路状況の把握に関する事。
教育庁	教育庁総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育庁内の連絡調整に関する事。 ・ 学校等の状況把握に関する事。
警察本部	警備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察本部内の連絡調整に関する事。

[地方本部の設置場所、掌握事務]

名称	設置場所	事 務 分 掌
県北地方本部	県北振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 現地における対応及び連絡調整に関する事。
壱岐地方本部	壱岐振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壱岐市及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 現地における対応及び連絡調整に関する事。

(2) 災害対策本部

災害対策本部の設置

県は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長、副知事を副本部長とする災害対策本部を設置する。

知事又は副知事が不在の場合は、それぞれ副知事、危機管理監の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

災害対策本部内に副知事を本部長とする現地災害対策本部を組織し、対策拠点施設内に設置する。

副知事不在の場合は、危機管理監、危機管理課長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

同じく、災害対策本部内に県北振興局長及び壱岐振興局長を本部長とする現地災害対策本部を組織し、佐世保市内及び壱岐市内に設置する。

県北振興局長不在の場合は、次長、管理部長の順に、壱岐振興局長不在の場合は、管理部長、総務課長の順にそれぞれ指揮をとり、指揮系統を確立する。

また、県北振興局内に県北振興局長を本部長とする災害対策県北地方本部を設置し、壱岐振興局内に壱岐振興局長を本部長とする災害対策壱岐地方本部を設置するものとする。

県北振興局長不在の場合は、次長、管理部長の順に、壱岐振興局長不在の場合は、管理部長、総務課長の順にそれぞれ指揮をとり、指揮系統を確立する。

なお、知事が必要と認めて災害対策本部を設置したときは、速やかに国へ報告する。

[資料： 原子力災害発生時の対応]

緊急時モニタリング活動

県は、災害対策本部を設置した場合は、緊急時モニタリング計画に基づき、避難対象市と協力し、緊急時モニタリングを行う。

緊急時モニタリングの結果は、現地災害対策本部及び避難対象市へ連絡するとともに、原子力防災専門官を通じて国へ連絡する。

災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は概ね以下の基準によるものとする。

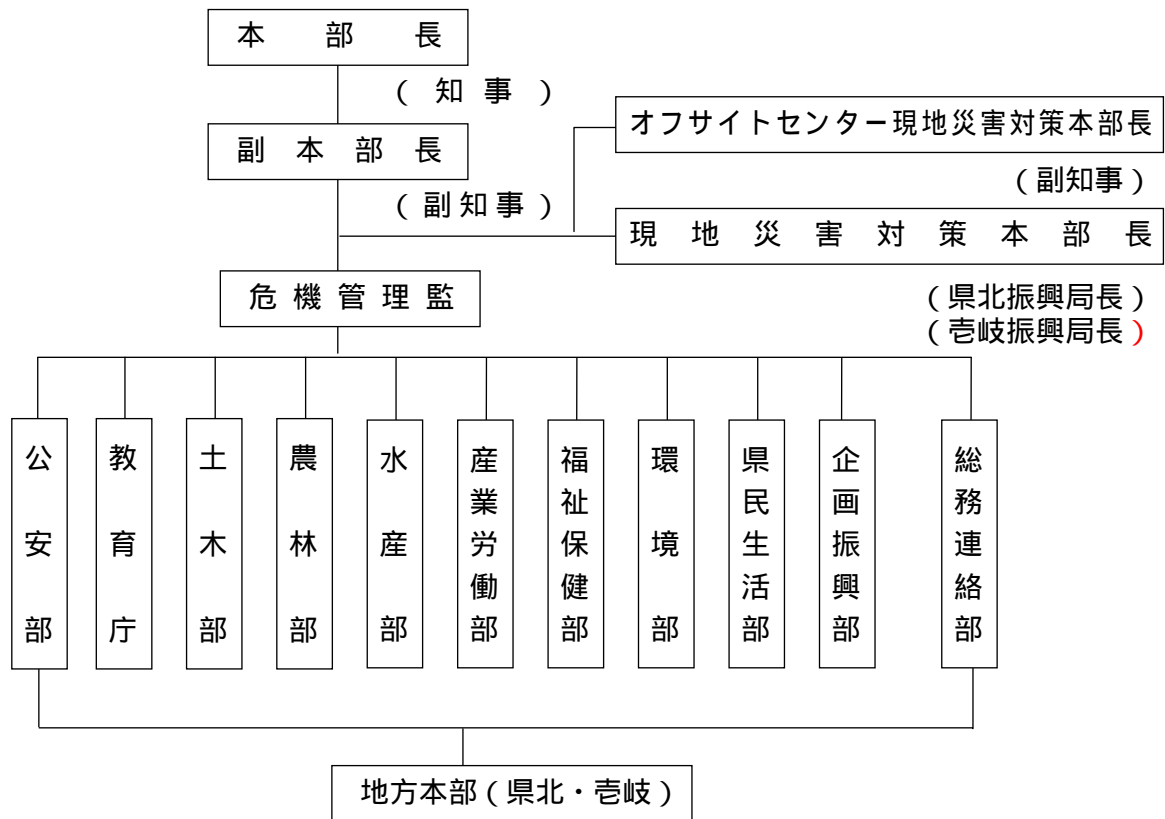
ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、掌握事務等は次のとおりとする。

[災害対策本部の組織]



[災害対策本部の配備体制、掌握事務]

対策部名	班(課)名	事務分掌
総務連絡部	総務対策班 (危機管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部の設置・運営に関すること。 原子力災害合同対策協議会に関すること。 災害状況の把握に関すること。 国に対する報告及び連絡調整に関すること。 市町との連絡調整に関すること。 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	総務班 (総務文書課長)	<ul style="list-style-type: none"> 総務連絡部関係の被害のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
	広報班 (広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係の広報に関すること。 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。
	管財班 (管財課長)	<ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設送迎用自動車の配車に関すること。 被災地視察用自動車の配車に関すること。 災害対策本部の通信施設に関すること。
企画振興部	企画班	<ul style="list-style-type: none"> 企画振興部関係の被害報告のとりまとめ及び応

	(政策企画課長)	急対策の連絡調整に関すること。
	輸 送 班 (新幹線・総合交通対策課長)	・輸送計画全般に関すること。
県民生活部	生 活 班 (県民安全課長) (食品安全・消費生活課長)	・県民生活部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・物価の監視に関すること。
	交通安全対策班 (交通・地域安全課長)	・災害時における交通安全対策に関すること。
環 境 部	環 境 保 全 班 (環境政策課長)	・環境部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・緊急時モニタリングに関すること。
	環 境 衛 生 班 (水環境対策課長)	・上、下水道関係の情報収集に関すること。 ・水源の取水停止の指示に関すること。 ・飲料水の摂取制限の指示に関すること。 ・飲料水、生活用水の供給に関すること。
福祉保健部	救 助 班 (福祉保健課長)	・福祉保健部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・義援金の交付、保管及び配布に関すること。 ・日本赤十字社長崎県支部との連絡に関すること。 ・福祉施設及び要援護者の被害状況の情報収集並びにその対策に関すること。 ・生活福祉資金に関すること。
	医 療 保 健 班 (医療政策課長)	・緊急医療本部の設置及び運営に関すること。 ・医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。
産業労働部	産 業 労 働 班 (産業政策課長)	・産業労働部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・必要物資等の確保斡旋に関すること。
	商 工 金 融 班 (商工金融課長)	・商工鉦業者の災害金融に関すること。
水 産 部	水 産 班 (漁政課長)	・水産部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・漁業災害金融に関すること。
	水 産 振 興 班 (水産振興課長)	・水産物の出荷制限に関すること。
農 林 部	農 政 班 (農政課長)	・農林部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・農作物被害の収集及び災害対策に関すること。
	農 業 経 営 班 (農業経営課長)	・農林災害金融に関すること。 ・肥料、土壌改良資材、培土の使用・生産・流通自粛要請等に関すること。
	農 産 園 芸 班	・農産物の出荷制限等に関すること。

	(農産園芸課長) (農産加工・流通室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に伴う農産物等の技術対策に関すること。 ・農作物、飼料作物の作付制限に関すること。
	畜産班 (畜産課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関すること。 ・家畜飼料の移動及び給与制限に関すること。 ・家畜の避難に関すること。 ・家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関すること。
	林政班 (林政課長) (森林整備室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・林産物の出荷制限に関すること。
土木部	監理班 (監理課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・土木部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
	道路班 (道路維持課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。
教育部	教育班 (教育庁総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・生徒の避難等の対策に関すること。 ・被災児童生徒等への支援に関すること。 ・学校等に避難所を開設することの協力に関すること。
公安部	教育班 (教育庁総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・生徒の避難等の対策に関すること。 ・被災児童生徒等への支援に関すること。 ・学校等に避難所を開設することの協力に関すること。
	警備実施班 (警察本部警備課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察災害警備本部との連絡に関すること。

[現地災害対策本部掌握事務]

オフサイトセンター 現地災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部の設置、運営に関すること。 ・県災害対策本部に対する報告及び連絡調整に関すること。 ・原子力災害合同対策協議会に関すること。 ・国に対する報告及び連絡調整に関すること。
現地災害対策本部 (県北振興局、壱岐振興局)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部の設置、運営に関すること。 ・県災害対策本部に対する報告及び連絡調整に関すること。 ・避難対象市との連絡調整に関すること。

[地方本部の設置場所、掌握事務]

名 称	設 置 場 所	事 務 分 掌
県北地方 本 部	県 北 振 興 局	・ 関係市町及び関係機関との連絡調整に関するこ と。
吉岐地方 本 部	吉 岐 振 興 局	・ 吉岐市及び関係機関との連絡調整に関するこ と。

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、施設の状況の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

[資料： 対策拠点施設（オフサイトセンター）の組織・活動]

3. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行う。

(2) 職員の派遣要請等

知事及び避難対象市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。

知事及び避難対象市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事故対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

4. 自衛隊の派遣要請等

避難対象市は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請の要求を行う。

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は避難対象市から自衛隊の派遣要請があった場合は、原子力災害対策本部設置前においては、自ら派遣を要請し、原子力災害対策本部設置後においては、知事又は原子力災害対策本部長が派遣を要請する。

5. 防災業務関係者の安全確保

県、県警察、避難対象市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防護対策

県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県警察、避難対象市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

(2) 防災業務関係者の被ばく管理

防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とし、各関係機関独自で行う。

- ・防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
 - ・人命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。
- なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。

県の医療保健班は、避難対象市及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。

また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、避難対象市及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

(危機管理課、県警察、避難対象市、受入市町、防災関係機関)

1. 避難対象区域

避難対象区域は国の指示により特定され、本県においては、原子力災害の事態の進展に応じて次の4段階を想定し、避難対象市と調整を行ったうえで、避難対象区域を設定し、避難対象市において避難の指示等を行う。

ただし、離島部(本土との間に架橋されている離島を含む)については地域の実情に応じて避難対象市において避難の指示等を行うものとする。

なお、避難対象市が避難の指示を行えない場合には、避難計画に基づき、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第5項に基づく避難の指示の代行を行うものとする。

(1) 第1段階

全ての場合、まずは10km圏内の地域については自主避難区域(屋内退避区域)とする。

(2) 第2段階

事態が悪化する場合には、10km圏内の地域は避難対象区域とする。

(3) 第3段階

さらに事態が悪化する場合には、20km圏内の地域は避難対象区域とし、20kmから30km圏内の地域は屋内退避区域(自主避難区域)とする。

(4) 第4段階

上記よりもさらに事態が悪化する場合には、30km圏内の地域を避難対象区域

とする。

2. 避難先の選定

避難先は、原則として、事後の避難対象区域の拡大に備え、いずれの場合でも避難計画における30km圏外の避難所とする。

3. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 避難の指示等

県の避難の指示等の内容の伝達

県は、緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、避難対象市のほか、その他関係市町、県警察、各消防機関、自衛隊、海上保安部、その他関係機関等に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の内容の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

また、県、避難対象市、県警察、消防機関及びその他防災機関は緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。

避難対象市の避難の指示等の内容の伝達等

ア テレビ、ラジオ等のほか、防災行政無線、広報車、ホームページ（インターネット）、CATV、携帯電話の斉同報メール等の多様な手段を利用して避難の指示等の内容の住民等への広報に努める。

また、自治会・消防団・農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する。なお、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

イ 避難の指示・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、避難・屋内退避区域の住民等に対し、避難及び屋内退避の措置を講じる。

県、避難対象市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、住民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

(2) 避難の実施

避難経路

避難は、避難計画において定めた経路及び手段により行うものとするが、放射性物質が放出されている状況の場合には、県は、当日の風向、風速等を考慮して、必要に応じてあらかじめ定めた経路とは異なる経路による避難を避難対象市に助言するものとする。

災害時要援護者への配慮

- ア 県、避難対象市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者に十分配慮するものとする。
- イ 在宅の災害時要援護者について、避難対象市は、「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、地元自治会・自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。
- ウ 病院・福祉施設等における入院・入所の災害時要援護者については、各施設が策定する避難計画に基づき避難を行うとともに、搬送先の確保については、県外医療機関等を含めて県、及び避難対象市で対応する。
ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行うものとする。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(3) 避難所の設置

避難対象市は、避難所に職員を派遣し、受入市町の災害対策本部及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

避難対象市は、避難所開設の際には、受入市町の協力を得て、入口受付にて避難住民の避難状況を把握する。

県及び避難対象市は、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦等の災害時要援護者の避難所での健康状態の把握等に努めるとともに、情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

(4) 受入市町における避難者受入対策

受入市町は、防災行政無線・ホームページ(インターネット)等を利用して、避難対象市において避難の指示等が発令された旨、受入市町内での避難等の住民の受入れを行う旨及び不要不急の車両の運転を控える旨等の広報を実施する。

受入市町は、避難計画に定める避難所を提供し、避難所で避難対象市の

職員の補助を行うなど、避難対象市に対し必要な協力を行う。

受入市町は、避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要避難経路から避難所までの間の誘導に協力する。

(5) 避難状況の確認

県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象市に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

[資料： 避難者収容施設]

[屋内退避及び避難等に関する指標]

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	
10 ~ 50	100 ~ 500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

[その他の指標]

基準となる数値	防護対策の内容
積算線量が1年間で20mSv	住民は、国、県及び市町から指示される期間内に順次当該区域外へ避難のための立ち退きを行うこと。
校庭・園庭等の空間線量が1時間あたり3.8µSv	校庭・園庭等での屋外活動を制限すること。

注) 上記指標は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策等の基準を参考とした指標であり、国の防災指針の改定が行われるまでの暫定的なものである。

(6) 犬・猫等の愛玩動物の保護対策

県及び避難対象市は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護に努める。

また、飼い主は避難の際にはできる限り犬・猫等の愛玩動物を同行避難することとし、県は、避難所を設置する市町及と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努める。

4. 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、避難対象市が避難を勧告又は指示した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとることに協力する。

県警察は、避難対象市が避難を勧告又は指示した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制を行うとともに、区域外部からの車両等の進入を規制する。

5. 飲食物、生活必需品等の供給

県は、避難対象市から、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

6. 行政機能の移転

避難対象市は、その庁舎が避難対象区域に該当する場合は、庁舎機能を移転するものとし、その旨を避難対象区域外の住民にも周知する。

なお、機能の移転にあたっては、住民避難を優先したうえで実施する。

第5節 犯罪の予防等社会秩序の維持

(県警察、海上保安部)

県警察及び海上保安部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努める。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。

社会秩序の維持に係る県警察による対策については、基本計画編第3編第4章第3節「災害発生時における措置」に定めるところによる。

第6節 緊急時モニタリングの実施

(環境政策課)

県は、関係機関(国、避難対象市、原子力事業者、その他モニタリング関係機関)の協力を得て、防護対策を実施すべき区域(以下「防護対策区域」という。)の特定及び環境への影響調査のため、緊急時モニタリングを実施する。

なお、海上又は空からのモニタリングに関しては、海上保安部に巡視船艇等の支援要請を行うとともに、各自衛隊にヘリコプター又は艦船によるモニタリング支援に関する災害派遣要請を行う。

県は、県及び避難対象市等の職員が緊急時モニタリングを実施するにあたって必要な資機材(設備・機器等)を整備・維持するとともに、操作の習熟に努める。

防護対策区域

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合に実施される防護対策(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)を実施するために設定される区域

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等

(危機管理課、関係各課)

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう避難対象市及びその他市町に指示する。

[飲食物摂取制限に関する指標]

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	10Bq / kg 以上
牛乳	50Bq / kg 以上
一 般 食 品	100Bq / kg 以上
乳 児 用 食 品	50Bq / kg 以上

2. 農林水産物の採取及び出荷制限等

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資

材・培土の使用・生産・流通自粛、飼料の使用・流通自粛等必要な措置をとるよう、避難対象市等へ指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

避難対象市等は、県の指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資材・培土の使用・生産・流通自粛及び飼料の使用・流通自粛等必要な措置を講じる。

県及び避難対象市等は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、関係機関の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受け体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

[肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標]

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
肥料・土壌改良資材・培土	400Bq / kg 以上
飼料（牛・馬）	100Bq / kg 以上
飼料（豚）	80Bq / kg 以上
飼料（家きん等）	160Bq / kg 以上
飼料（養殖魚用）	40Bq / kg 以上

（注）粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量

3. 飲料水の供給

避難対象市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市地域防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じる。

県は、情報収集に努めるとともに、避難対象市から応急給水について支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、近隣市町又は水道事業者等に対し、応援給水の要請を行う。

第8節 緊急輸送活動

（危機管理課、県警察、避難対象市、防災関係機関）

1. 緊急輸送活動

（1）緊急輸送の順位

県、県警察、避難対象市及び防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確

保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1順位 人命救助、救助活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループメンバーの輸送
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- 負傷者、避難者等
- 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

緊急輸送活動の実施

県、関係機関及び防災関係機関は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

輸送手段の確保

防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。

市は、必要な輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

避難対象市からの要請を受けた場合、県は次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達、斡旋に努める。

車両

- ・ 県有車両の提供
- ・ 九州運輸局長崎運輸支局長に対して、車両の確保の要請
- ・ (社)長崎県バス協会、タクシー業者、(社)長崎県トラック協会に対して、民間車両の調達又は斡旋の要請
- ・ 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

船舶

- ・ 海上保安部に対して、協力を要請
- ・ 九州運輸局長崎運輸支局長に対して、船舶の確保についての協力要

請

- ・漁業協同組合に対して、協力を要請
- ・自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

航空機（ヘリコプター）

- ・県防災ヘリコプター
- ・自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

[資料： 乗合自動車、貸切旅客自動車の調達可能数]

[資料： 消防機関の救急車両]

2. 緊急輸送のための交通確保

(1) 交通の確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度及び需要度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制等を行う。

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

(2) 関係機関等との連絡

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連絡を保つ。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて平成10年12月7日、県警備業協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第9節 救助・救急及び医療活動

(危機管理課、医療政策課、県警察、海上保安部、防災関係機関)

1. 救助・救急活動

(1) 初動活動等必要な措置

県警察、海上保安部及び消防機関は、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。

消防機関は、傷病者が発生した場合は迅速に医療機関に搬送する。

(2) 消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他消防本部（局）に対し、応援を要請するものとする。

2. 被ばく医療体制の確保

(1) 緊急医療本部の設置・運営

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、現地災害対策本部に緊急医療本部を設置・運営するとともに、必要に応じて、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び緊急被ばく医療措置を講ずるものとし、それらを実施する具体的な活動要領については、緊急被ばく医療マニュアルに定める。

避難対象市は、緊急医療本部の設置・運営が円滑に図られるよう協力する。

(2) 緊急医療本部の組織・業務

緊急医療本部に、関係行政機関、関係医療施設等の職員で構成する医療救護班、健康管理班を置き、必要な地区又は施設に派遣し、医療措置等を行う。各班の掌握事務は次のとおり

医療救護班

被汚染者その他必要と認められる者の診断治療を行い、所要の措置を行う。診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに医療機関への緊急輸送の措置を行う。

健康管理班

汚染検査、除染等を行う。
避難場所等における住民等の健康管理を行う。

(3) 医療従事者の派遣要請

県及び避難対象市は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県企業団病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

3. 汚染検査等の実施

放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、主な避難所に救護所を設置（受入市町の公的施設に設置）し、スクリーニングレベルを超える避難住民等の把握を行う。

また、汚染の程度に応じて、脱衣や拭き取り等の簡易除染等の処置や医療機関への搬送の決定を行う。

さらに、避難住民等に対し、放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、住民からの健康相談に対応する。

なお、原子力事業所の全電源喪失等による緊急避難を必要とする場合においても上記に準じて対応する。

- (1) 医療救護班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。
- (2) 健康管理班は、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

4. 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国の原子力災害現地対策本部から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射性ヨウ素による内部被ばくの予防のため、安定ヨウ素剤の服用を避難対象市へ指示する。

避難対象市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民へ配布し、予防服用を指示する。

5. 緊急被ばく医療の実施

- (1) 初期被ばく医療機関では、救護所等から搬送される被ばく患者や受診を希望する住民の外来診療を行い、必要に応じて、拭き取り等の簡単な除染を行う。
県は、二次被ばく医療機関への搬送が必要な患者を早急に搬送するよう手配を行う。
- (2) 二次被ばく医療機関では、全身の除染、汚染創傷の治療、汚染状況や被ばく線量の測定及び局所被ばく患者、高線量被ばく患者の診療を行い、三次被ばく医療機関への搬送について判断する。
- (3) 三次被ばく医療機関では、重篤な外部被ばく患者の診療、長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療を行う。

被ばく医療機関

初期：松浦市立中央診療所（避難対象区域に該当する場合を除く）、佐世保市立総合病院

二次：長崎大学病院（長崎市）、長崎医療センター（大村市）

三次：広島大学高度救命救急センター（広島市）、放射線医学総合研究所（千葉市）

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

(危機管理課、避難対象市、受入市町、九州電力)

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

県

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する危険回避のための情報を含め、的確な情報提供が迅速に行われるよう国及び避難対象市との連携のもと広報を実施する。この場合、報道機関への報道要請を行いテレビ、ラジオ、新聞等を活用するとともに、ホームページ(インターネット)等の多様な手段により住民等への情報伝達を図る。

避難対象市

避難対象市は、住民等へ危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、広報車及びホームページ(インターネット)等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

また、避難対象市は、自治会・消防団・農協及び漁協等の関係団体、病院、福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して事故の状況を連絡する。

受入市町

受入市町は、避難所の設置等の情報について、防災行政無線、広報車及びホームページ(インターネット)等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

海上保安部

海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図る。

(2) 実施方法

住民等への情報提供にあたっては、次のことに配慮する。

- ・ 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。
- ・ 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。
- ・ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

(3) 広報する情報の内容

特定事象発生時

- ・ 事故の状況
- ・ 落ち着いて行動するよう呼びかけ

緊急事態宣言発出まで・緊急事態宣言発出時

- ・ の情報

・モニタリング情報

緊急事態宣言発出後

- ・ 及び の情報
- ・ 被害状況・避難等の状況・医療情報

(4) 災害時要援護者への配慮等

県及び避難対象市は、避難対象住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等対象地域等の住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、妊産婦その他のいわゆる災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

(5) 広報内容の確認

県、避難対象市及び原子力事業者は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力現地災害対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

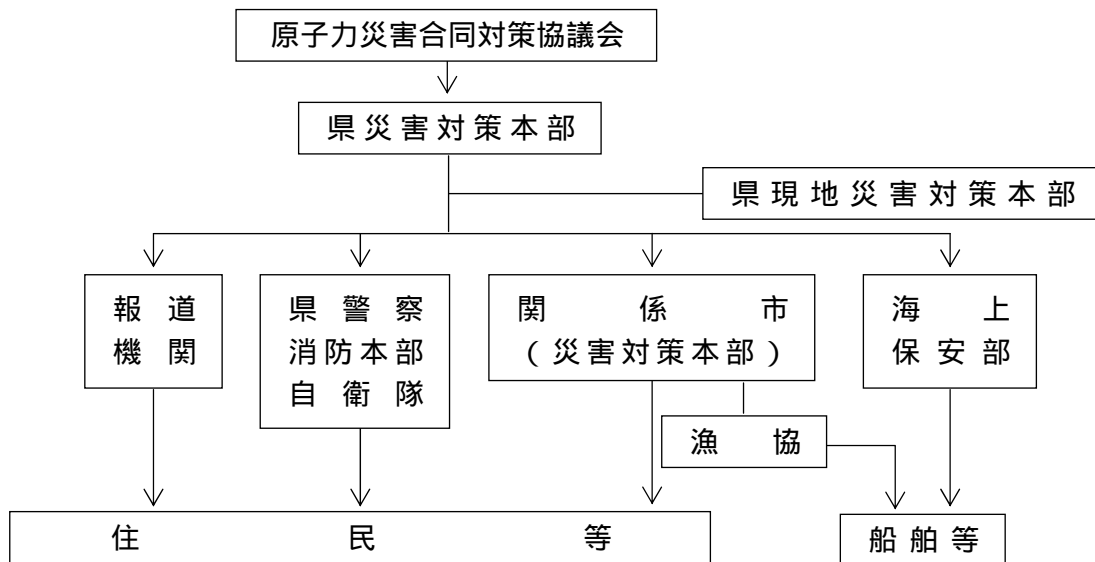
(6) 多様な情報伝達手段の活用

県及び避難対象市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び避難対象市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

[住民等に対する指示伝達系統図]



第11節 文教対策計画

(危機管理課、教育庁、関係各課、避難対象市、受入市町)

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1. 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

2. 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、県、避難対象市及び受入市町に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を、避難対象市及び受入市町に対し連絡する。連絡を受けた避難対象市及び受入市町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、避難対象市、受入市町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

(2) 応急復旧

県、避難対象市及び受入市町は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3. 応急教育の実施

学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

- 第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校
- 第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
- 第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設
- 第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

- ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- イ 教職員を動員し、授業再開に努める。
- ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

- エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

ア 教科書

(ア) 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

(イ) 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

支給の対象となる学用品

(ア) 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

(ウ) 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市町、国立、私立の学校等の設置者等と連携し、必要な措置を講じる。

学校給食施設を避難者炊き出し用に利用する要請があった場合は、調整を円滑に行い、施設の提供に努める。

(6) 保健衛生の確保と児童生徒の健康管理

学校等は、県、市町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の管理、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災児童・生徒等に対し、健康相談を実施し、健康の状態の把握に努める。

4. 被災生徒等への支援

(1) 授業料免除

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

(2) 育英資金貸付金

県は原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

5. 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、[体育館 特別教室 普通教室]の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

(危機管理課)

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 現地事故対策連絡会議への職員派遣

(危機管理課)

原災法第21条の規定に基づく国の原子力災害対策本部の廃止により、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、避難対象市、原子力事業者及び国の専門家で構成する現地事故対策連絡会議がオフサイトセンターで開催される場合、県は職員を派遣する。

また、当該連絡会議に派遣された職員は、関連情報の集約、整理及び国が行う事務に協力する。

第3節 放射性物質による汚染の除去等

(危機管理課、関係各課、避難対象市、九州電力)

県は、国、避難対象市、原子力事業者及びその他の防災関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、避難対象市及びその他市町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県、避難対象市及びその他市町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

県、避難対象市及びその他防災関係機関は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン(平成23年12月 環境省)」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

第4節 各種制限措置の解除

(危機管理課)

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を防災関係機関に指示するとともに、解除実施状況を把握する。

第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(危機管理課、環境政策課)

県は、緊急事態解除宣言後、防災関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

(危機管理課、関係各課、避難対象市)

1. 災害地域住民の記録

県は、避難対象市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

避難対象市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

2. 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

避難対象市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

3. 災害対策措置状況の記録

県及び避難対象市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

4. 相談窓口の設置

原子力事業者は、速やかに被災者への対応のため、相談窓口を設置するなど必要な体制を整備する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

(危機管理課、関係各課、避難対象市)

県は、国及び避難対象市と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第8節 被災中小企業等に対する支援

(商工金融課)

県は、国と連携し、必要に応じ被災中小企業等の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な供給に努める。

県は、国、避難対象市と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第9節 心身の健康相談体制の整備

(医療政策課)

県、国及び避難対象市は、対象地域の居住者等に対する心身の健康の相談に応じるための体制を整備する。

第10節 物価の監視

(食品安全・消費生活課)

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第11節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

(危機管理課、廃棄物対策課、避難対象市、九州電力)

県、国、避難対象市及びその他市町並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

県、避難対象市及びその他市町は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。

放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防

止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

県、避難対象市及びその他市町は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第5章 複合災害対策

(危機管理課、避難対象市、県警察、消防)

東日本大震災を踏まえ、原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合(以下「複合災害」という。)を想定し、災害対応が可能な安全施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

本章においては、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理する。

第1節 活動体制

県及び避難対象市は、地域防災計画やその他マニュアル等において、予め複合災害時における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めることとする。

第2節 住民への情報提供、相談体制

県、避難対象市及び受入市町は、自然災害により広報が伝わりにくくなることが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努める。

第3節 避難等

県、避難対象市及び受入市町は、道路の寸断や障害物による道路幅の現象等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保したうえで、予め定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行う。

また、県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行う。

第4節 防災設備・機材の損壊等の対応

県、避難対象市及び受入市町は、緊急時モニタリング、医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害より、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合、県内市町をはじめとした相互及び関係団体等との協力により、体制確保を図る。

長崎県環境放射線モニタリング計画

(環境政策課)

万一、原子力施設において事故が発生した場合の緊急時において、長崎県は、災害対策基本法及び「長崎県地域防災計画(原子力災害対策編)」に基づき、所要の防災対策を講じることとしている。

環境放射線モニタリングの基本的な事項に関しては、原子力安全委員会が定めた防災指針「原子力施設等の防災対策について」、また具体的な事項については「環境放射線モニタリング指針」において示されている。

本計画は、これらの指針等に基づき、環境放射線モニタリングの実施に関して、必要な事項を定めたものである。

また、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえた上記指針等の改訂が行われるまでの暫定的な対策として、玄海原子力発電所から30kmの円内の地域について避難等の防護対策がとれるよう、これらの地域にモニタリングステーションの設置及びサーベイメータの整備等、必要な対策を講じることとする。

第1章 平常時モニタリング

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリング(平常時モニタリング)を実施する。

平常時モニタリングの目的は、原子力施設の周辺住民等の健康と安全を守るため、環境における原子力施設に起因する放射性物質又は放射線による周辺住民等が受ける線量が1年間の線量限度(1mSv/年、国際放射線防護委員会)を十分に下回っていることを確認し、その結果を周辺住民等に提供することである。具体的には、平常時モニタリング計画に基づき、次の4点を目的として実施する。

- (1) 周辺住民等が受ける線量を推定、評価する。
- (2) 環境における放射性物質の蓄積状況を把握する。
- (3) 原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響を評価する。
- (4) 異常事態又は緊急事態が発生した場合における環境放射線モニタリングの実施の体制を整備するとともに、平常時モニタリングの強化又は緊急時モニタリングへ移行するか否かの判断に資する。

実施内容は、次のとおりとする。

1. 環境放射線モニタリング

- (1) 測定内容、測定方法

(ア) モニタリングポストによる空間放射線量率の測定

モニタリングステーションにおいて、モニタリングポストによる空間放射線量率の測定を実施する。

(イ) サーベイメータ等による測定

モニタリングポストによる測定を補完するため、玄海原子力発電所から半径 30km の円内の主要な場所において、サーベイメータ等による空間放射線量率の測定を実施する。

(ウ) 大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による測定

モニタリングステーションにおいて、大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による大気中放射性ヨウ素濃度の測定を実施する。

(エ) 可搬型ダストサンプラー等による測定

大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による測定を補完するため、玄海原子力発電所から半径 30km の円内の主要な場所において、可搬型ダストサンプラーにより大気浮遊じんを採取し、試料中の放射能測定(核種分析)を実施する。

(オ) 環境試料中の放射能測定

環境試料中の放射能の実態を把握するため、水、土壌、農産物、海産物等採取し、Ge 半導体検出器付核種分析装置等による測定を実施する。なお、特にことわりのない限り、農水産物等の食品については、あくまで環境試料として採取・測定するものである。

(カ) 積算線量の測定

比較的長時間における積算線量の実態を把握するため、ガラス線量計による積算線量測定を実施する。

(キ) 気象要素

モニタリングステーションにおいて、風向、風速等の気象要素の観測を実施する。

2. 測定地点

平常時モニタリングにおける測定地点は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて適宜変更する。

(ア) モニタリングステーションの設置地点は、松浦市鷹島町である。

(イ) サーベイメータ等による空間放射線線量率の測定は、松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径 30km の円内で実施する。

可搬型ダストサンプラーによる大気中放射性ヨウ素濃度等（大気浮遊じん）の測定についてもサーベイメータ等の測定に準じる。

(ウ) 環境試料の採取地点は、試料により下記のとおりとする。

- ・大気浮遊じん : ハイボリウムエアサンプラーにより松浦市鷹島町（鷹島モンゴル村）において採取する。また、可搬型ダストサンプラーにより松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径 30km の円内において採取する。
- ・原水 : 松浦市鷹島町（鷹島ダム）において採取する。
- ・上水 : 松浦市鷹島町（阿翁浦地区）のほか松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径 30km の円内において採取する。
- ・土壌 : 松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径 30km の円内において採取する。
- ・農産物（雑草）: 同上
- ・精米 : 松浦市鷹島町において採取する。
- ・海産物 : 松浦市鷹島町（新松浦漁協）に水揚げされた鷹島近海の魚介類を採取する。
- ・海水 : 松浦市鷹島町のほか松浦市及び平戸市の玄海原子力発電所から半径 30km の円内において採取する。

(エ) 積算線量の採取地点は、松浦市鷹島町（阿翁地区、阿翁浦地区及び日比地区）とする（松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径 30km の円内においても、実施予定）。

第 2 章 平常時モニタリングの強化

平常時モニタリングの強化は、原子力施設において異常事態が発生した場合に、周辺住民等及び周辺環境への影響の有無又はその大きさを迅速に把握するとともに、異常事態の原因及びその様態を明らかにすることにより、緊急時モニタリングに備えることを目的として実施する。

実施内容は、平常時モニタリングに準じて実施する。

第 3 章 緊急時モニタリング

緊急時モニタリングは、原子力施設において緊急事態が発生した場合に、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の放射線防護対策（以下「防護対策」という。）に

必要な情報を収集し、原子力施設に起因する放射性物質又は放射線の周辺住民等への影響の評価に資するため、次の2点を目的として実施する。

- (1) 適切な防護対策の決定に資するために、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報等を迅速に得て、住民等が受ける測線量を推定する。
- (2) 住民及び環境等への放射線の影響を評価し、環境中に放出された放射性物質の蓄積状況を把握する。

第4章 緊急時モニタリング体制の整備

各段階において、以下のとおりモニタリング体制を執る。

1. 原子力事業者から事故発生等の通報があった場合の対応

環境政策課長は、モニタリングステーションでの情報収集の頻度を上げ、松浦市長、平戸市長、佐世保市長、壱岐市長、環境保健研究センター所長、県北保健所長及び壱岐保健所長との連絡調整を行い緊急時モニタリング体制の準備を開始する。

2. 長崎県災害警戒本部を設置した場合の対応

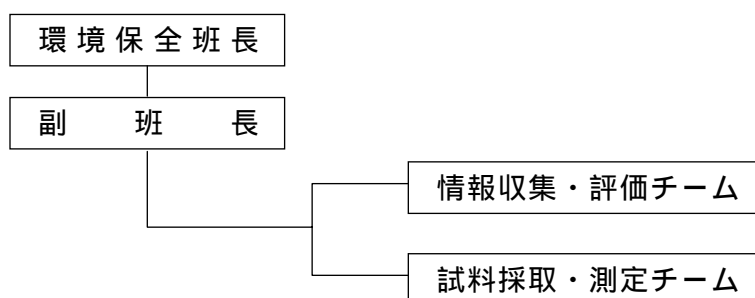
環境政策課長は、先行モニタリング計画及び総合モニタリング計画に基づき、松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の各災害警戒本部に先行モニタリングの実施要請を行うとともに、環境保健研究センター所長、県北保健所長及び壱岐保健所長との連絡調整を行い、職員を松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市へ派遣する。

3. 長崎県災害対策本部を設置した場合の対応

環境政策課長は、長崎県災害対策本部内に環境保全班を設置し、環境保健研究センター所長、県北保健所長及び壱岐保健所長との連絡調整を行い、総合モニタリング計画に基づきモニタリングを実施する。

第1節 環境保全班の組織及び業務

(環境保全班の組織)



(各班の掌握事務)

組 織	業 務 内 容
環境保全班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班の指揮及びモニタリング作業の総括 ・ 防護対策の検討に必要なモニタリングデータのとりまとめ及び報告
環境保全班 副 班 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長を補佐するとともに、班長が職務を遂行できないときはその職務の代理 ・ 情報収集・評価チームのとりまとめ
情報収集・評価チーム	<p>(警戒本部、災害対策本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射源情報の収集、整理 ・ 気象情報の収集、整理 ・ 測定結果等の収集、整理 ・ オフサイトセンターからの情報収集、整理 ・ オフサイトセンターへの測定結果の連絡 ・ 緊急時モニタリング実施計画の策定 ・ モニタリング要員の配置及び資機材の配置 ・ 放射性物質の予測濃度の作成 ・ 住民等の予測線量の算定 ・ 住民等が実際に被ばくした線量の解析評価 (松浦市鷹島町現地) ・ 測定結果等の収集、整理及び本部への報告 (オフサイトセンター) ・ オフサイトセンター放射線班への測定結果の報告 ・ オフサイトセンターにおけるモニタリング関連情報の本部への報告
試料採取・測定チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空間線量率の測定 ・ 積算線量の測定 ・ 環境試料の採取(簡易測定)及び環境試料中の放射能の測定(核種分析) ・ 測定資機材の設置及び測定試料の輸送

第 2 節 モニタリング要員の配置

環境保全班長	(内訳) 環境政策課長
副班長(兼情報収集・評価チーム)	(内訳) 環境政策課課長補佐

情報収集・評価チーム	(内訳) 環境政策課
試料採取・測定チーム	(内訳) 環境保健研究センター 県北保健所 壱岐保健所 松浦市 平戸市 壱岐市 佐世保市

第3節 モニタリング要員の安全を確保するための防災資機材

防護機材名	数量
個人線量計	10
保護帽	50
防護マスク	50
防護服	50
防護手袋	50
防護靴	50
靴カバー	50

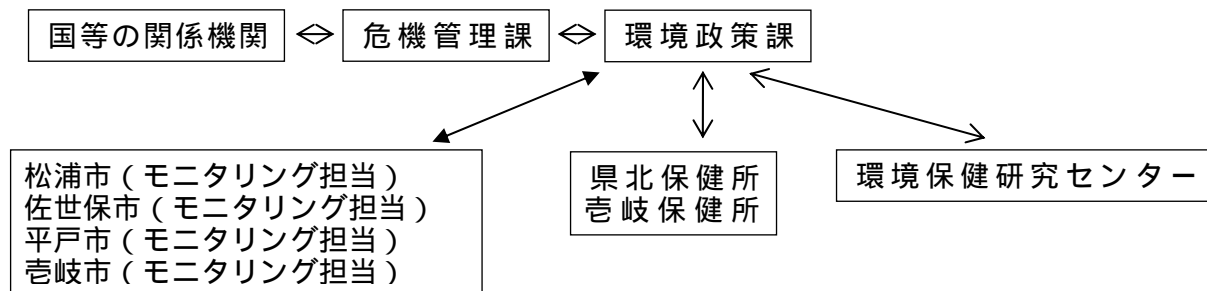
第4節 測定用資機材

設備機器名	数量
モニタリングポスト	1
気象観測機器	1
大気中放射性ヨウ素濃度測定装置	1
モニタリング資機材搬送車	1
Ge半導体検出器付核種分析装置	2
可搬型Ge半導体検出器付核種分析装置	1
積算線量計	1
ガラス素子熱処理炉	1
ガラス素子	100
ガラス素子運搬用鉛容器	3
電気炉(排ガス処理設備付帯)	1
フードプロセッサ	1
可搬型ダストモニター	2
可搬型ダストサンプラー	2
NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ(線)	7
GM計数管式サーベイメータ(線)	2
シンチレーション式サーベイメータ(線)	7
電離箱式サーベイメータ	2
表面汚染測定用NaIシンチレーション式サーベイメータ	6
ハイボリウムエアサンプラー	1
表面汚染測定用NaIシンチレーションサーベイメータ(線)	6

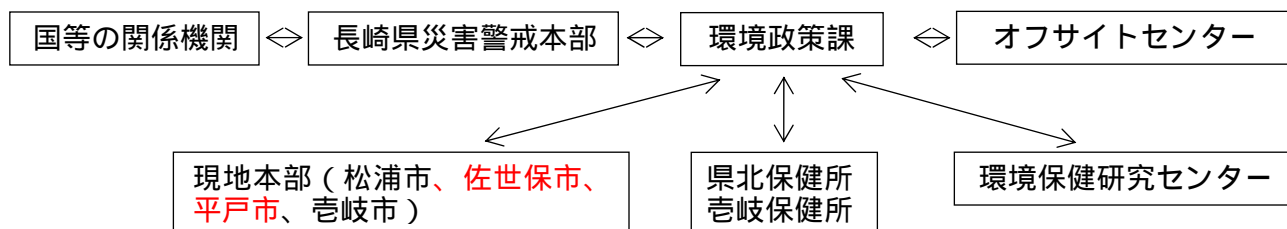
第5章 緊急時モニタリングの通信連絡系統

緊急時モニタリングにおける関係機関との通信連絡は、以下のとおり行う。
 なお、緊急時モニタリングの際の環境保全班における通信連絡は情報収集・評価チームが担当する。

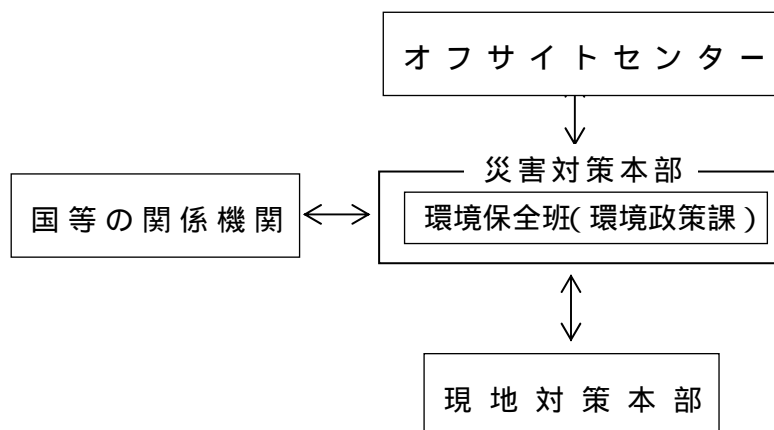
1. 原子力事業者から事故発生等の通報があった場合の対応



2. 長崎県災害警戒本部を設置した場合の対応



3. 長崎県災害対策本部を設置した場合の対応



第6章 緊急時モニタリングの段階的实施

緊急時モニタリングは、原子力施設における緊急事態の発生時に、迅速に行う第1段階モニタリングと周辺環境に対する全般的影響を評価する第2段階モニタリングからなる。

第1節 第1段階モニタリング

第1段階モニタリングは、先行モニタリングと総合モニタリングからなる。

先行モニタリングは、緊急事態の発生直後から開始するものであり、放出源の情報、モニタリングポストによる空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素濃度、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報を基に予測線量の推定を行い、これらに基づいて防護対策に関する判断がなされる。この段階では迅速性が要求され、対象となる放射性物質又は放射線は、大気中における放射性希ガス、ヨウ素、中性子線及びガンマ線である。

先行モニタリングの結果、総合的な防災対策活動が必要となった場合は、直ちに総合モニタリングを実施する。

総合モニタリングは、迅速性を優先して行い、住民の退避、避難及び飲食物の摂取制限等の防護対策の判断に資するため、先行モニタリングで行う実施項目の他にサーベイメータ等による空間放射線量率の測定、積算線量の測定及び環境試料（浮遊じん、水、土壌、農産物、海産物等）中の核種分析を実施する。

第2節 第2段階モニタリング

第2段階モニタリングは、事故状態の予測が確実になり、放射性物質又は放射線が減少してきた段階において開始し、周辺環境に対する全般的影響を評価するために実施する。同モニタリングについては、第1段階モニタリングで要求される迅速性より正確さが必要となり、周辺住民等が受けた実際の線量の評価と環境中に放出された放射性物質又は放射線の状況の把握に必要な情報収集活動を実施する。

そのため、第2段階モニタリングにおいては、第1段階モニタリングに引き続き、積算線量及び人体の被ばく評価に必要な放射性物質が対象となる。また、環境モニタリングの実施範囲は、第1段階モニタリングよりさらに広く、その実施頻度については、放射性物質又は放射線の放出の収束以降においても、適宜実施する。

なお、この環境放射線モニタリングの結果は、各種防護対策の解除に用いられるとともに、風評対策にも資するものである。

第7章 緊急時モニタリングの実施内容

第1節 第1段階モニタリング

県は、原子力施設の長から原災法第15条第1項に係る通報を受けたときは、緊急時モニタリングを実施するため、災害対策本部の設置と同時に環境保全班を置く。

1. 先行モニタリング

環境保全班長は、まず先行モニタリングを実施するため、次の事項を指揮する。
放出源情報の確認

気象情報の収集と解析

モニタリングポストのデータ収集及び解析

S P E E D I ネットワークシステム又は簡易推定法を用いた予測線量等の推定

(1) 測定内容、測定方法

(ア) モニタリングポストによる空間放射線量率の測定

モニタリングステーションにおいて、モニタリングポストによる空間放射線量率の連続測定を強化する。

(イ) 大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による測定

モニタリングステーションにおいて、大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による大気中放射性ヨウ素濃度の測定を強化する。

(ウ) 気象要素

モニタリングステーションにおいて、風向、風速、大気安定度等の気象要素の観測を強化する。

2 . 総合モニタリング

総合的な防災対策活動の判断に資するため、総合モニタリングとして、次のことを実施する。

(1) 測定内容、測定方法

(ア) モニタリングポストによる空間放射線量率の測定

先行モニタリングに引き続きモニタリングステーションにおいて、モニタリングポストによる空間放射線量率の連続測定を強化する。

(イ) サーベイメータ等による測定

モニタリングポストによる測定を補完し、詳細な情報を得るため、必要に応じてサーベイメータ等による空間放射線量率の移動測定（走行サーベイ）及び定点サーベイを実施する。

(ウ) 大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による測定

先行モニタリングに引き続きモニタリングステーションにおいて、大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による大気中放射性ヨウ素濃度の測定を強化する。

(エ) 可搬型ダストサンプラーによる測定

大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による測定を補完し、詳細な情報を得るため、必要に応じて可搬型ダストサンプラーにより放射性ヨウ素等を採取し、測定を実施する。

(オ) 積算線量の測定

比較的長時間の積算線量のデータを得るため、ガラス素子による積算線量測定を実施する。

(カ) 環境試料中の放射能の測定

環境試料中の放射能を把握するため、水、土壌、農産物、海産物等を採取し、Ge半導体検出器付核種分析装置等による測定を実施する。

(キ) 気象要素

先行モニタリングに引き続きモニタリングステーションにおいて、風向、風速、大気安定度等の気象要素の観測を強化する。

3. 測定地点

先行モニタリング及び総合モニタリングにおける測定地点は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて採取地点の変更・増加等を実施する。

(ア) モニタリングステーションの設置地点は、松浦市鷹島町にある別添図A地点とする。

(イ) サーベイメータ等による空間放射線線量率の測定は、松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径30kmの円内のうち緊急時に玄海原子力発電所から最も風下となる地点を優先して実施する。
可搬型ダストサンプラーによる大気中放射性ヨウ素濃度等(大気浮遊じん)の測定についてもサーベイメータ等の測定に準じる。

(ウ) 環境試料の採取地点は、試料により下記のとおりとする。

- ・大気浮遊じん：可搬型ダストサンプラーにより松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径30kmの円内において採取する。
- ・原水：松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径30kmの円内において採取する。
- ・上水：松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径30kmの円内において採取する。
- ・土壌：松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径30kmの円内において採取する。

- ・農産物（雑草）： 同上
- ・海産物 ： 松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径 30km の円内において採取する。
- ・海水 ： 松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径 30km の円内において採取する。

（エ）積算線量の採取地点は、松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市の玄海原子力発電所から半径 30km の円内において適宜実施する。

第 2 節 第 2 段階モニタリング

環境保全班長は、第 1 段階モニタリングによる測定結果を勘案し、周辺住民等の線量の評価と環境中の放射性物質又は放射線の時間的経過把握が必要と判断したときは、第 2 段階モニタリングに移行する。

1 . 環境モニタリング

（ 1 ）測定内容、測定方法

（ア）モニタリングポストによる空間放射線量率の測定

第 1 段階モニタリングに引き続き、モニタリングポストによる空間放射線量率の測定を実施する。

（イ）サーベイメータ等による測定

第 1 段階モニタリングの結果に基づき、必要に応じてサーベイメータ等による空間放射線量率の移動測定（走行サーベイ）及び定点サーベイを実施する。

（ウ）大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による測定

第 1 段階モニタリングに引き続き、モニタリングステーションにおいて、大気中放射性ヨウ素濃度測定装置による大気中放射性ヨウ素濃度の測定を実施する。

（エ）可搬型ダストサンプラーによる測定

第 1 段階モニタリングの結果に基づき、必要に応じて可搬型ダストサンプラーにより放射性ヨウ素等を採取し測定を実施する。

（オ）積算線量の測定

第 1 段階の総合モニタリングに引き続き、ガラス素子による積算線量測定を実施する。

(カ) 環境試料中の放射能の測定

環境試料中の放射能の時間的経過を把握するため、第1段階の総合モニタリングに引き続き水、土壌、農産物、海産物等を採取し、Ge半導体検出器付核種分析装置等による測定を実施する。

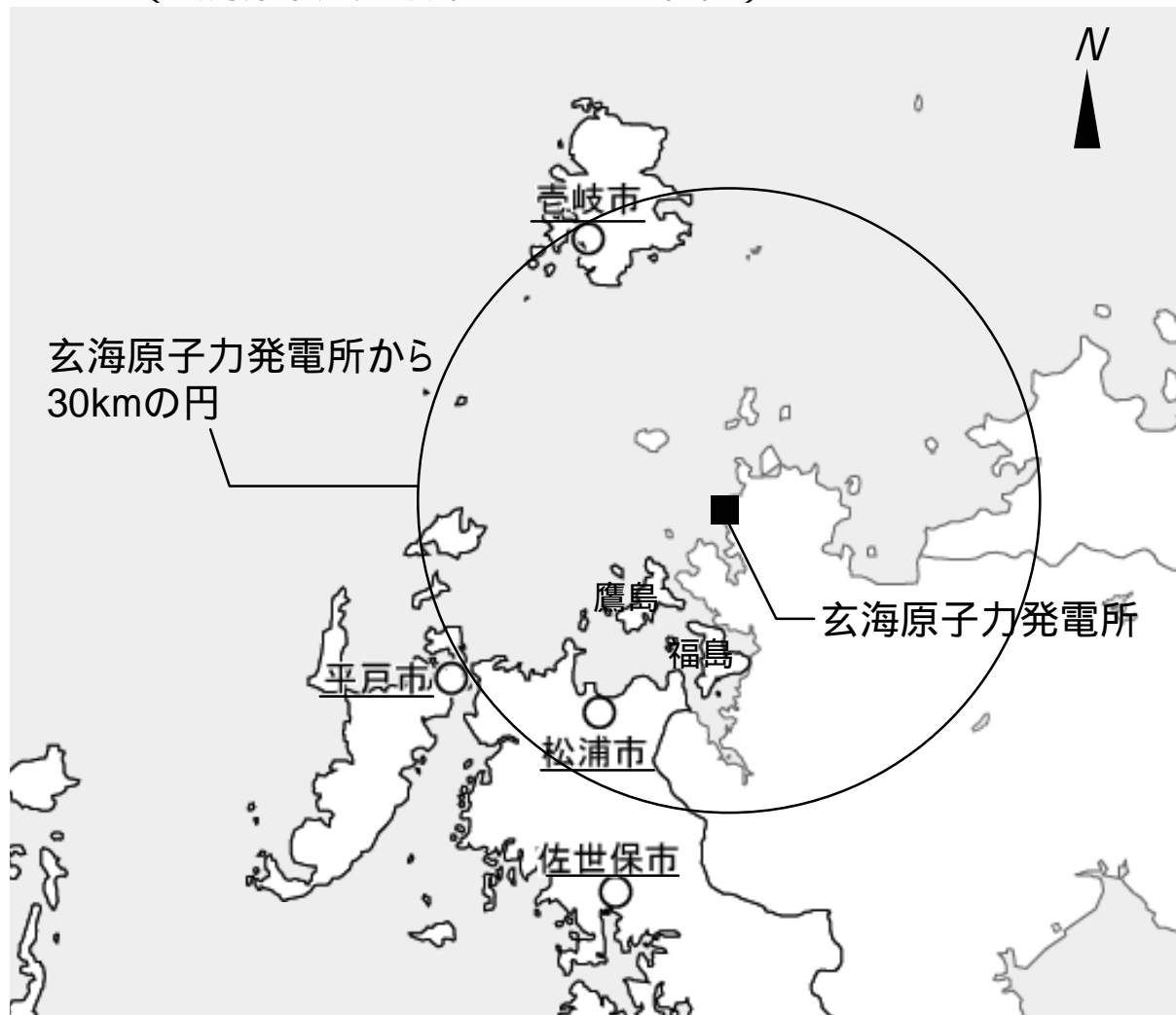
(キ) 気象要素

第1段階のモニタリングに引き続きモニタリングステーションにおいて、風向、風速等の気象要素の観測を実施する。

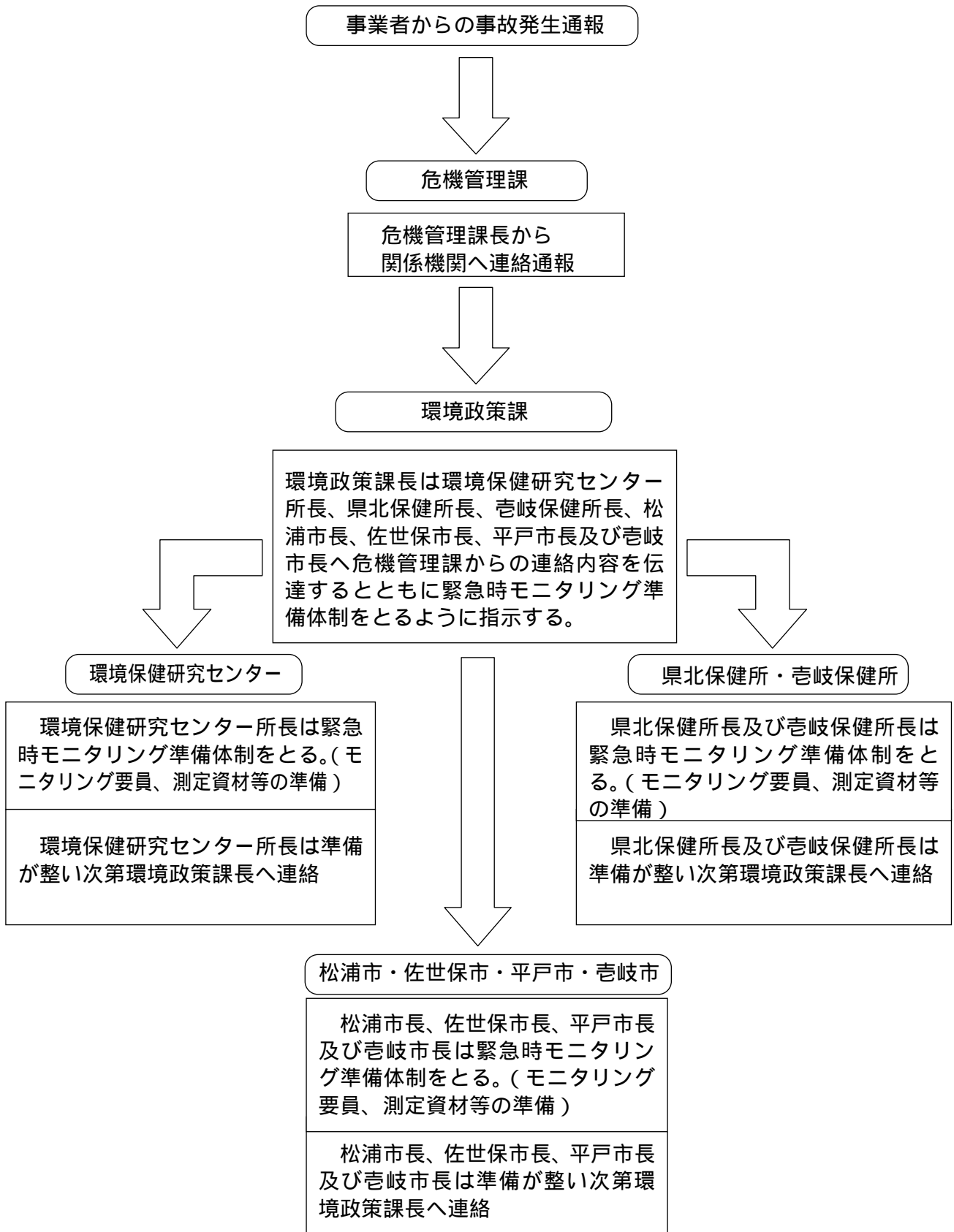
2. 測定地点

第2段階モニタリングの測定地点は、第1段階の総合モニタリングにおける測定地点と同様とする。

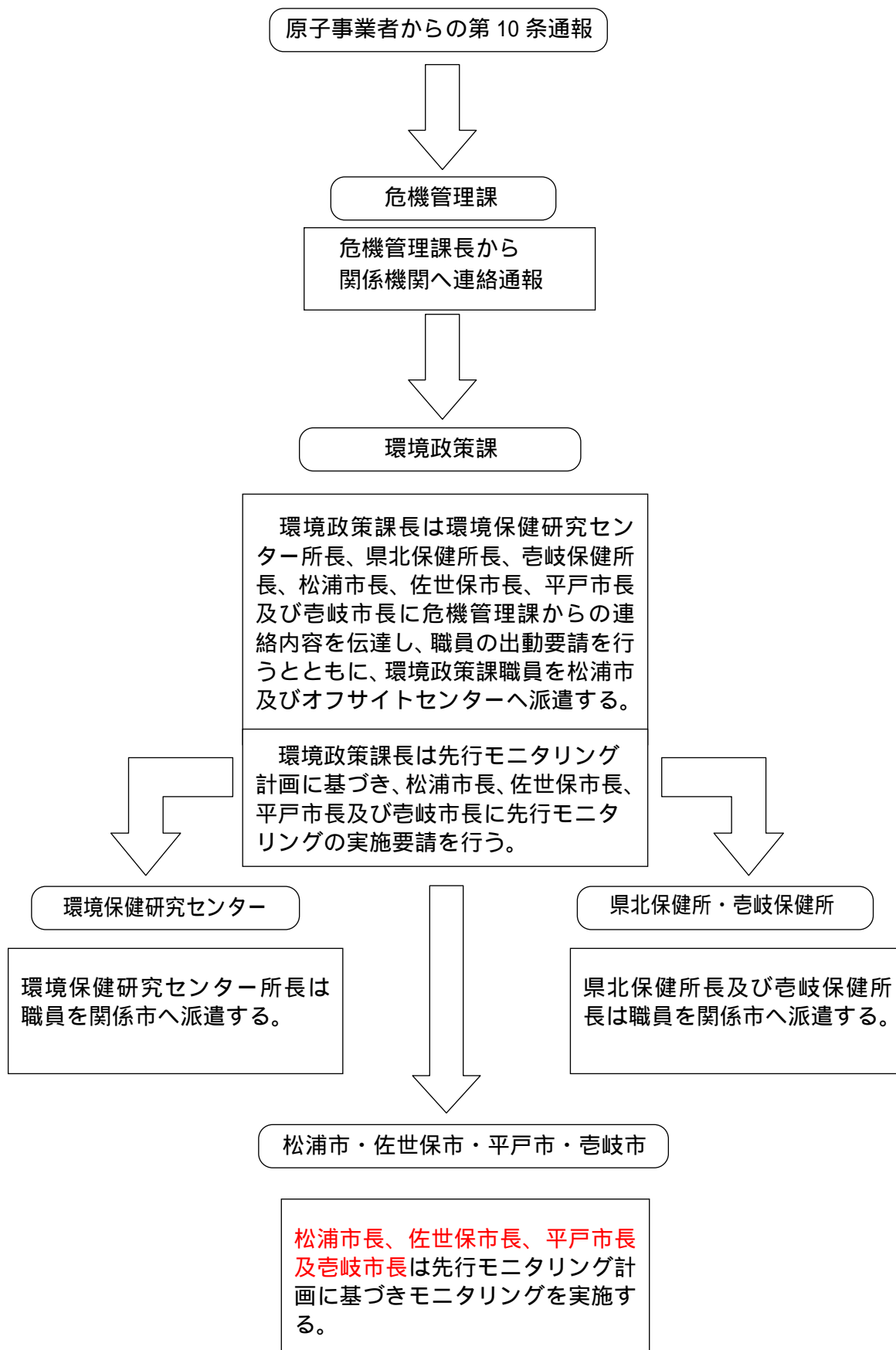
別途図 環境放射線モニタリング及び環境試料採取地点
(玄海原子力発電所から 30km の円内)



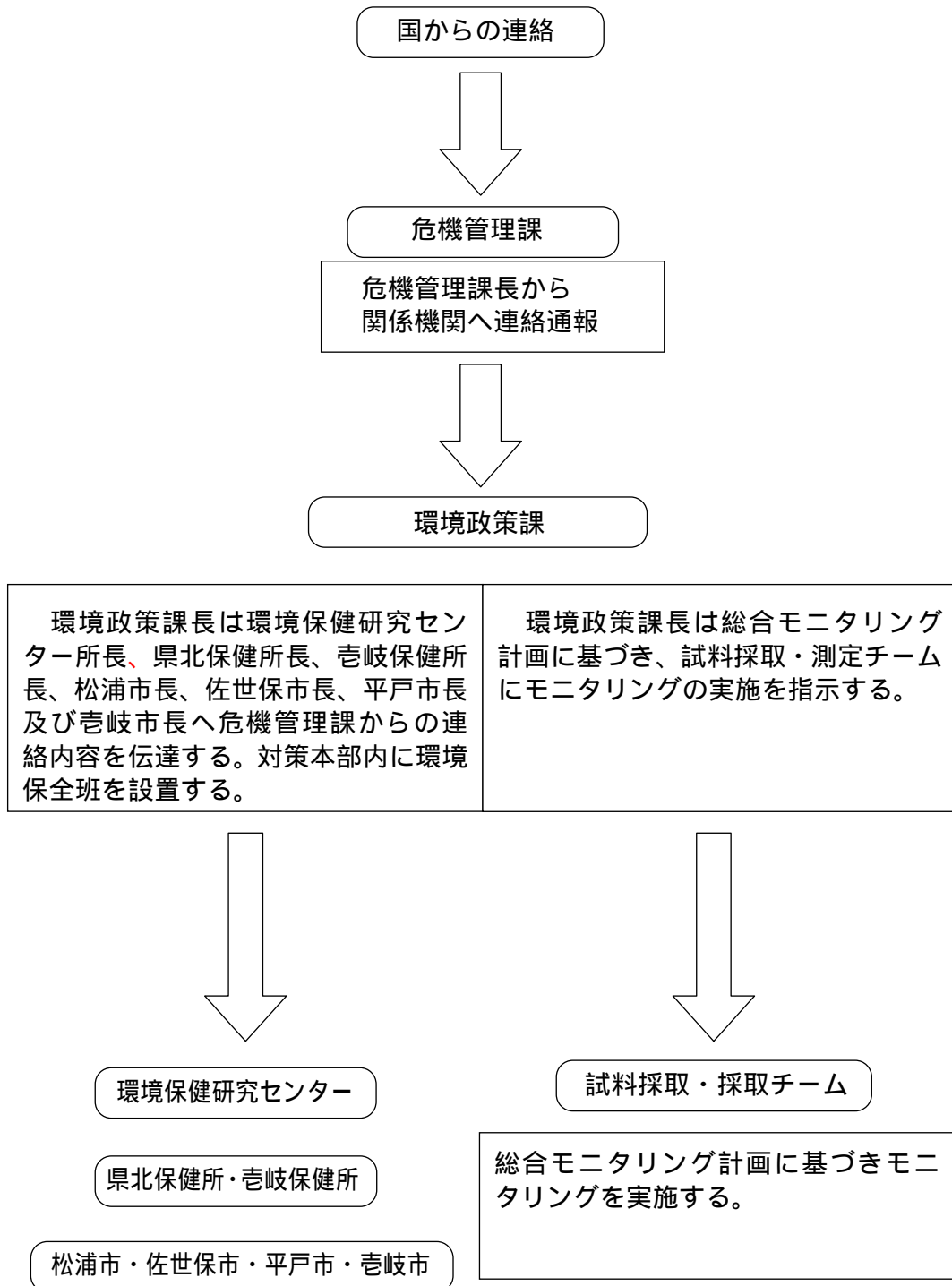
[原子力事業所からの事故発生等通報時のモニタリング体制のフロー]



[災害警戒本部設置時のモニタリング体制のフロー]



[災害対策本部設置時のモニタリング体制のフロー]



原子力災害対策医療保健班マニュアル

(医療政策課)

第1章 マニュアル策定の目的

長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）において想定される緊急医療事態に対処するため、県が設置する「緊急医療本部」を設置・運営することを目的として医療班マニュアルを策定する。

第2章 医療保健班の掌握事務

第1節 災害警戒本部設置時の掌握事務

長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）において、災害警戒本部設置時の医療政策課の掌握事務は次のとおりである。

緊急医療本部の設置及び運営に関すること 医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること
--

長崎県災害警戒本部を設置した場合、医療政策課長は避難対象市災害警戒本部との連絡調整を行い、情報を収集のうえ、福祉保健部長へ報告する。

医療政策課長は、避難対象市災害警戒本部からの報告に基づき、早急に緊急医療本部を設置する必要があると判断したときは、県北振興局へその旨要請する。（緊急医療本部長：県福祉保健部次長）

医療政策課長は、避難対象市災害警戒本部からの報告に基づき、県立保健所長に状況を説明し、人体に影響があると予想されるときは県立保健所現地チーム派遣の準備を行うよう要請する。

医療政策課長は、避難対象市災害警戒本部からの報告に基づき、日本赤十字社長崎県支部、県企業団病院等の関係医療機関へ状況を報告し、人体に影響があると予想されるときはスクリーニングチームの派遣について準備を行うよう要請する。

緊急医療本部は、県立保健所現地チーム及びスクリーニングチームの受入れに際して必要な防護服・放射能測定装置等を準備しておく。（以下、県が松浦市へ派遣する各チームについても受入れ時は、同様に対応する）

第2節 災害対策本部設置時の掌握事務

災害対策本部設置時の医療保険班の掌握事務は次のとおりである。

緊急医療本部の設置及び運営に関すること
医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する こと
ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること

1. 医療保健班の設置

災害対策本部の設置に伴い、医療政策課内に医療保健班を設置し、医療政策課長を班長として、緊急医療本部を支援するための初動業務を行う。

医療保健班長は、避難対象市の放射性物質の汚染状況を把握のうえ、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときは、県立保健所長に対して、県立保健所現地チームとして複数の職員を緊急医療本部へ派遣するよう要請する。

派遣される県立保健所職員に対しては、二次汚染を防ぐために必要な装備等を緊急医療本部が貸与する。

2. 緊急医療本部の設置及び運営

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、県北振興局へ緊急医療本部を設置する。

医療保健班は、緊急医療本部が設置された旨の報告を受けた場合は、速やかに放射能汚染に対する初動体制を整備し、緊急医療本部の指導及び協力を実施する。

被ばく医療については、国が派遣する緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じて後方医療支援病院の協力を得る。

3. 県立保健所現地チームの役割

保健所長は、緊急医療本部健康管理班へ到着後、現状を的確に把握し、県立保健所現地チームを現地の実情に合わせた体制に再編成し、汚染検査、避難場所における健康管理等を行う。

保健所企画調整課長は、保健所長の指示に従い、現況を医療保健班へ報告する。

保健所長は、救護チームが到着するまでの間、必要であれば医師として医療機関の医学的支援を行う。

診療放射線技師等は、スクリーニングを保健所長の指示のもとに実施する。

保健師は、住民の不安・焦燥を和らげるため、十分な説明と健康相談を実施する。

精神疾患に罹患した住民に対しては、長崎子ども・女性・障害者支援センターより心理ケアチームを派遣する。到着までの間は保健所長の指示のもとに適切なケアを実施する。

除染は、緊急医療本部が除染設備を使用し行うが、保健所長は必要に応じてこれに指示を行う。

4. 医療政策課現地チームの役割

医療保健班長は、緊急医療本部医療救護班の指導・協力を行うため医療政策課医師を班長とした、医療政策課医療保健班現地チーム(以下「医療政策課現地チーム」という。)を緊急医療本部へ派遣する。

医療政策課現地チームは以下の職員で構成する。

班長 医療政策課医師

総括課長補佐 診療放射線技師 1名 保健師 1名

臨床検査技師 1名 薬剤師 3名 地域医療班 4名

県立保健所 医師 4名 診療放射線技師 8名 保健師 8名

医療政策課医師は、医療政策課現地チームを現地の実情に合わせた体制に整備し、緊急医療本部医療救護班との連携のもと医療救護等について包括的な指示を行う。

総括課長補佐は、現状を的確に把握し、医療保健班長へ現況を逐一報告する。

診療放射線技師は、緊急医療本部医療救護班の指示のもと、スクリーニングを実施する。

保健師は、住民の不安・焦燥を和らげるため、十分な説明と健康相談を実施する。

地域医療班員は、各医療施設等から「医療保健班」班長の派遣要請を受けて、緊急医療本部へ到着するスクリーニングチーム並びに救護チームの受け入れを行い、各チームへ、汚染者数等の現況説明を行い対応を指示する。

緊急医療本部責任者は、災害対策本部が終息宣言を発した時点で、県立保健所現地チーム、救護チーム並びにスクリーニングチームに対して、チームの解散を伝達する。

医療政策課現地チームは事後管理に従事するため現地にとどまる。

5. スクリーニングチームの派遣

医療保健班長は、状況に応じスクリーニングが必要と判断したときは、スクリーニングチームの派遣要請を行う。

スクリーニングチームは、日本赤十字社長崎原爆病院並びに県企業団病院が派遣するチームで構成する。

チーム数については、緊急医療本部医療救護班の報告等によりするスクリーニングの対象数等を把握し要請を行う。原則として1チームは医師1名、診療放射線技師1名、看護師2名、事務職1名の5名とする。

スクリーニングチーム、医療救護チーム等の医療保健班班長が派遣するチームの県北振興局までの陸路については各チームで確保するものとする。

6. スクリーニングチームの役割

スクリーニングチームは、救命救急を優先し、一般傷病や疾病の悪化が懸念される患者については、迅速に一般医療機関等へ搬送するよう消防機関へ指示を行う。

緊急医療本部の指示する避難所等において汚染の有無のふるいわけを行う。スクリーニングを実施する際は、避難対象市が作成する受診者名簿により行い、スクリーニングが終了した者については、混同しないよう識別票を交付する。

(識別票はトリアージタグで代用する。)

汚染のない者は、別に派遣されている救護チームの問診を受診するよう指示する。スクリーニングチームと医療救護チームは近接地に事前に設営しておく必要がある。

汚染のある者は、緊急医療本部が設置する除染テントで除染を受けるよう指示する。

スクリーニングの状況並びに患者搬送等を緊急医療本部へ報告する。

(状況把握のため緊急医療本部の職員が出向くこととなる)

7. 医療救護チームの派遣

医療保健班長は、状況に応じ医療の応援が必要と判断したときは、医療救護チームを派遣する。

医療救護チームは、長崎県と社団法人長崎県医師会において、長崎県地域防災計画に基づく「災害時の医療救護に関する協定」により北松浦医師会、佐世保市医師会、平戸市医師会、壱岐医師会の応援を要請するものとし、また、北松圏域の災害拠点病院として指定されている北松中央病院及び壱岐市民病院、公的医療機関である松浦市立中央診療所、並びに、日本赤十字社長崎原爆病院が派遣するチームで構成する。

医療救護チームは、各医療施設等が定めた職員数で構成され、緊急医療本部医療救護班活動へ赴き必要な医療を実施する。

8. 医療救護チームの役割

救命救急を優先し、一般傷病や疾病の悪化が懸念される患者については応急手当を行い、一般医療機関等へ搬送するよう消防機関へ指示する。

視診、問診を行い身体に異常のない者は避難所へ戻るよう指示する。

汚染はないが一般傷病のある者は、応急手当を行い一般医療機関へ搬送するよう消防機関へ指示する。

第3節 医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること

医療保健班は、医療機関に関する被害が発生した場合は、遅滞なく情報を厚生労働省指導課災害医療対策専門官に報告するものとする。

第4節 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること

原子力災害合同対策協議会（緊急事態応急対策拠点施設に設置される決定機関）で安定ヨウ素剤服用指示が決定されると、医療保健班長は、避難対象市に対して住民等への安定ヨウ素剤の配布等について指示する。

安定ヨウ素剤の備蓄は、避難対象市へ対し適正な管理が行われるよう指導する。

第3章 後方医療支援体制の整備

医療保健班は、長崎医療センター、長崎大学病院並びに佐世保市立総合病院を後方医療支援病院として協力を依頼し、二次除染が必要な被ばく患者の医療について緊急要請を行う。

第4章 事前管理体制

放射能汚染事故は、予測・防止は困難であるが瞬時にして、多数の健康被害に繋がる危険性があることから、医療政策課並びに県立保健所は、避難対象市並びにオフサイトセンターとの情報の共有を常に図る必要がある。

避難対象市は、被ばく事故、放射能汚染に的確に対応するため、関係機関と合同で救急医療体制の連絡体制を整備・強化を図る必要がある。

避難対象市は、放射能事故に対処する正確な知識を避難対象市民に教育する必要がある。

第5章 事後管理体制

事後管理としては、放射能に汚染された地域住民の健康と安全の確保、精神疾患に罹患した者の救済並びに再発防止対策が必要である。

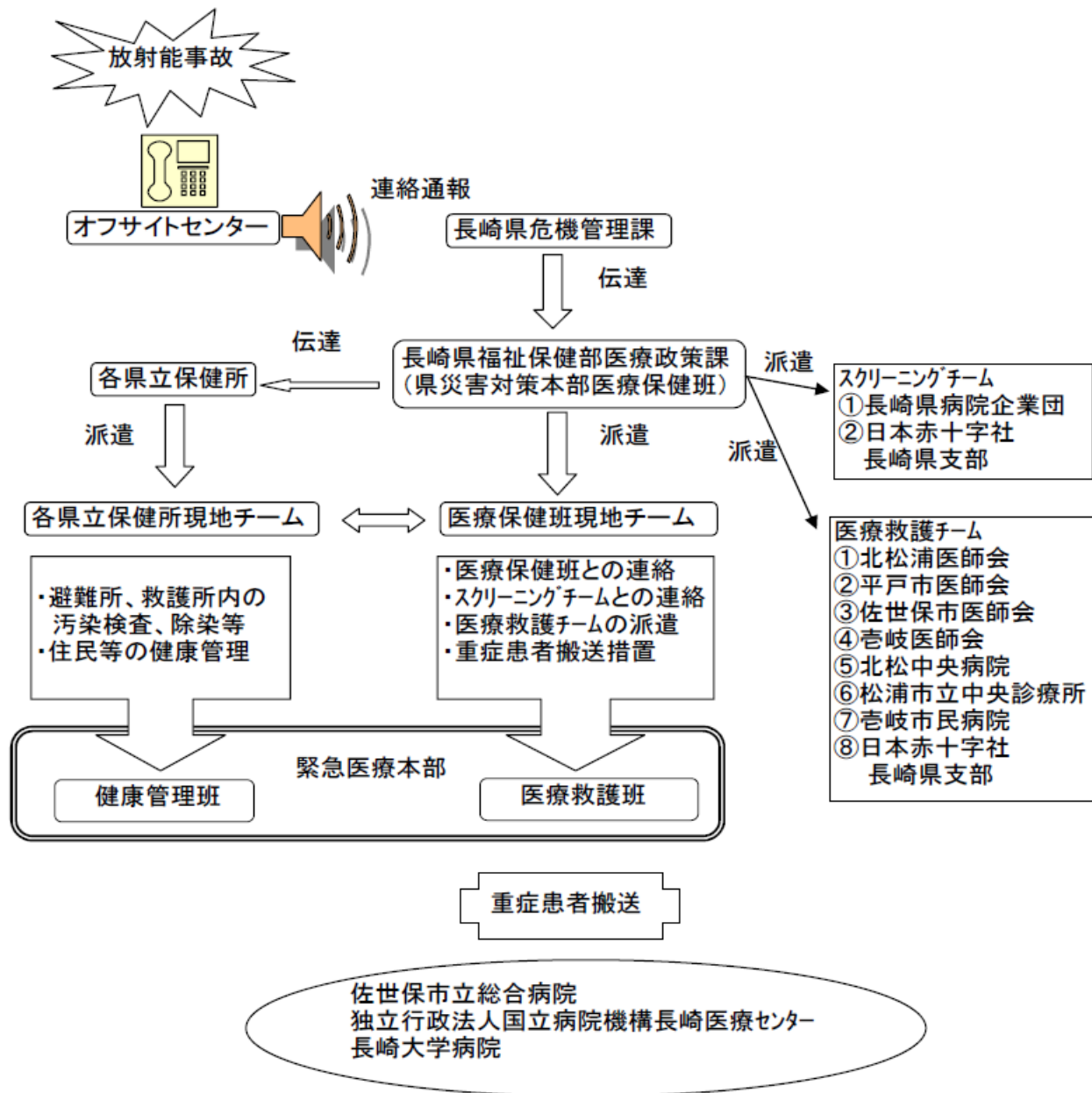
精神疾患対策については、長崎子ども・女性・障害者支援センターに医療保健班が協議を行い専門の心理ケアチームの派遣等を実施する。

関係機関連絡先

所 属 名	電 話 番 号	F A X 番 号
長崎県危機管理課	095-895-2144	095-821-9202
長崎県福祉保健部医療政策課	095-895-2461	095-895-2573
長崎県福祉保健部薬務行政室	095-895-2469	095-895-2574
長崎県病院企業団	095-825-2255	095-828-4579
県北保健所	0950-57-3933	0950-57-3666
西彼保健所	095-856-0691	095-856-0692
県央保健所	0957-26-3304	0957-26-9870
県南保健所	0957-62-3287	0957-64-6520
壱岐保健所	0920-47-0260	0920-47-6357
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	095-844-1849
松浦市	0956-72-1111	0956-72-1115
平戸市	0950-22-4111	0950-22-5178
佐世保市	0956-24-1111	0956-25-9684
壱岐市	0920-48-1111	0920-45-0996
松浦市鷹島支所	0955-48-3111	0955-48-3488
鷹島診療所	0955-48-2012	0955-48-2039
北松浦医師会	0956-66-2161	0956-66-2095
平戸市医師会	0950-21-1181	0950-21-1182

佐世保市医師会	0956-22-5900	0956-22-5952
壱岐医師会	0920-47-3666	0920-47-6806
北松中央病院	0956-65-3101	0956-65-2124
松浦市立中央診療所	0956-72-2166	0956-72-5259
日本赤十字社長崎県支部 (長崎原爆病院)	095-821-0680 (095-847-1511)	095-826-5448 (095-847-8036)
佐世保市立総合病院	0956-24-1515	0956-22-4641
独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	0957-52-3121	0957-54-0292
長崎大学病院	095-819-7200	095-819-7215
壱岐市民病院	0920-47-1131	0920-47-5607

[緊急医療体制のフロー図]



原子力艦の原子力災害対策

長崎県地域防災計画 原子力災害対策編

第2部 原子力艦の原子力災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的 (危機管理課)

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、原子力艦の原子力災害の対策（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く）を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力艦原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格 (危機管理課)

1. 長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて策定したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県及びその他防災関係機関は想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 長崎県地域防災計画（基本計画編）との整合性

この計画は、「長崎県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「長崎県地域防災計画（基本計画編）」によるものとする。

3. 計画の構成

第2部の構成は、次の4章による。

(1) 第1章 総則

計画の趣旨、防災関係機関の業務など計画の基本となるものを示す。

(2) 第2章 災害予防対策

原子力艦の原子力災害が発生したときの体制等、整備しておく対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

国（外務省、九州防衛局）佐世保市から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、及び内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置し、解散するまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧対策

国及び県の非常災害対策本部等を解散後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

4. 市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画(原子力災害対策編)を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町地域防災計画(原子力災害対策編)の作成又は修正に協力するものとする。

5. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

(危機管理課)

この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

(危機管理課)

県は、対象地域を対象として必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国の指導、助言、支援を得ながら災害想定の見直しに努める。

第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(危機管理課)

原子力防災に関し、県、関係市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、長崎県地域防災計画(基本計画編)第1編第4章に定める「防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1. 長崎県

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境条件の把握
- (4) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (5) 教育及び訓練の実施
- (6) 災害発生時における国、市等との連絡調整
- (7) 災害状況の把握及び伝達
- (8) 自衛隊への災害派遣要請
- (9) 放射能水準調査・放射線モニタリングの実施
- (10) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (11) 市長が行う住民等への飲料水・飲食物の摂取制限への協力
- (12) 市長が行う住民等への汚染農水産物等の出荷制限への協力

- (13) 災害復旧
- (14) 市長が行う各種制限措置の解除への助言
- (15) 相談窓口の設置
- (16) その他災害対策に必要な措置

2. 長崎県警察

- (1) 住民等の退避、避難誘導
- (2) 立ち入り禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等
- (3) 緊急輸送のための交通の確保
- (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持
- (5) その他災害警備に必要な措置

3. 関係市（佐世保市）

- (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備
- (2) 活動体制の整備
- (3) 安定ヨウ素剤の確保等
- (4) 救急・救助体制の整備
- (5) 医療体制の整備
- (6) 情報伝達体制の整備
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (9) 防災業務関係者の原子力防災に関する研修
- (10) 国・長崎県及び関係機関との連絡調整
- (11) 災害状況の把握及び伝達
- (12) 放射能水準調査・放射線モニタリングの実施
- (13) 国への専門家の派遣要請
- (14) 自衛隊への派遣要請（県への要請）
- (15) 他の地方公共団体等への応援要請
- (16) 緊急被ばく医療活動の実施
- (17) 住民の退避、避難のための勧告又は指示等
- (18) 飲料水、飲食物の摂取制限
- (19) 汚染農水産物等の出荷制限等
- (20) 災害復旧
- (21) 各種制限措置の解除
- (22) 相談窓口の設置
- (23) 防護資機材の整備
- (24) 広報活動
- (25) その他災害対策に必要な措置

4. 指定地方行政機関

- (1) 九州防衛局
 - ア 災害情報の伝達
 - イ 損害賠償

- (2) 九州管区警察局
 - ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整
 - イ 広域的な交通規制の指導調整
 - ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整

- (3) 福岡財務支局 長崎財務事務所
 - 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整

- (4) 九州農政局
 - ア 農畜産物等の汚染状況把握及び安全性確認のための指導
 - イ 生鮮食料品等の円滑な供給を図るための指導
 - ウ 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導

- (5) 九州農政局長崎地域センター
 - ア 災害時の食料の供給指導、緊急引き渡しの措置
 - イ 汚染米の移動規制及び処理

- (6) 九州森林管理局長崎森林管理署
 - 林野・林産物の汚染対策

- (7) 九州経済産業局
 - 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

- (8) 九州運輸局 長崎運輸支局
 - ア 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 陸上における緊急輸送用車両の斡旋、確保

- (9) 九州運輸局 長崎運輸支局佐世保海事事務所
 - ア 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 海上における緊急輸送用船舶の斡旋、確保

- (10) 大阪航空局 長崎空港事務所
 - 航空機による輸送の安全確保に必要な措置

- (11) 福岡管区气象台（長崎海洋气象台）
 - ア 災害発生時における気象情報の発表および伝達
 - イ 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供

- (12) 第七管区海上保安本部 佐世保海上保安部
 - ア 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置
 - イ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
 - ウ 海上における救急・救助活動の実施
 - エ 緊急時における海上でのモニタリングの支援
 - オ 海上における治安の確保
 - カ その他災害警備に必要な措置

5. 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第16普通科連隊
 - ア モニタリングの支援
 - イ 輸送支援の協力
 - ウ 救助・救急活動の実施
 - エ 被ばく患者の搬送支援
 - オ その他災害対策に必要な措置

- (2) 海上自衛隊佐世保地方総監部
 - ア モニタリングの支援
 - イ 輸送支援の協力
 - ウ 救助・救急活動の実施
 - エ 被ばく患者の搬送支援
 - オ その他災害対策に必要な措置

- (3) 航空自衛隊西部方面航空隊
 - ア モニタリングの支援
 - イ 輸送支援の協力
 - ウ 救助・救急活動の実施
 - エ 被ばく患者の搬送支援
 - オ その他災害対策に必要な措置

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 西日本電信電話(株) 長崎支店
災害時における通信の確保

- (2) 日本銀行 長崎支店
災害時における金融機関の災害応急対策

- (3) 日本赤十字社 長崎県支部
災害時における医療救護等の実施

- (4) 長崎県医師会
災害時における医療救護等の実施

第1章 総則

- (5) 長崎県バス協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (6) 長崎県トラック協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (7) 佐世保旅客船協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (8) 日本通運(株) 長崎支店
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (9) 日本放送協会(長崎放送局) 長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、
(株)長崎新聞社、長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビ、(株)エフエム長崎
 - ア 災害情報の伝達
 - イ 原子力防災知識の普及
- (10) 九州電力(株) (原子力事業者)
応急対策活動に要する放射線モニタリング資機材の貸与等の協力

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

(危機管理課)

本章は、災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

(危機管理課、佐世保市)

県は、国、関係市、その他防災関係機関と原子力艦の原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と防災関係機関相互の連絡体制

県は、国、関係市及びその他防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

その際、夜間休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、防災関係機関と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県及び関係市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、対象地域における情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(4) 非常通信連絡会との連携

県及び関係市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

県、関係市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動無線、消防・救急無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び関係市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県及び関係市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は関係市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適正に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、現地災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

原子力艦に関する資料

周辺人口や、交通状況等の社会環境に関する資料

周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング資料等の放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

防災資機材の配備状況等に関する資料

3. 通信手段の確保

県及び関係市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網等の整備を行う。

(1) 市町防災行政無線

関係市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、市町防災行政無線の整備を推進する。

(2) 通信手段、経路の多様化

防災行政無線の二重ルート化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の二重ルート化を図る。

多様な情報収集、伝達システム

県警察は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システムの円滑な活用を図られるよう努める。

災害時優先電話等の活用

県及び関係市は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法について習熟しておく。

なお、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

非常通信連絡会との連携

県及び関係市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

移動通信系

県、関係市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、防災行政無線携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、消防・救急無線、海上保安庁無線、警察電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

第3節 災害応急体制の整備

(危機管理課、医療政策課、環境政策課、佐世保市、自衛隊)

県、関係市及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

県及び関係市は、国(外務省、九州防衛局)から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、及びモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制・資機材を整備する。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2. 災害対策本部体制等の整備

県及び関係市は、国が非常災害対策本部等を設置した場合又は知事若しくは関係市長が必要と認めた場合、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

県は、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ定めておく。

3. 防災関係機関相互の連絡体制

県は、平常時から国、関係都道府県、関係市、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。

4. 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

5. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ決めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

6. 広域的な応援協力体制等

県は、緊急時における広域的な応援について、関係都道府県等との応援協定の締結及び県内の関係市町間の応援協定締結の促進を図る。

7. モニタリング体制の整備等

(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の対応

県及び佐世保市は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、国と協力し放射線モニタリングを実施する。

(2) モニタリング支援体制

- ア 国(防衛省)は、空からのモニタリング若しくは海上におけるモニタリングに関し、知事が防衛大臣又はその指定する者に対し自衛隊の災害派遣要請を行ったときは、自衛隊のヘリコプター又は艦艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリング活動を支援する。
- イ 国(海上保安庁)は、海上におけるモニタリングに関し、知事が第七管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援を行う。

第4節 避難収容活動体制の整備

(危機管理課)

1. 避難計画の作成

県は、関係市に対し、その他防災関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について必要な協力を行う。

関係市は、その他防災関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を作成する。

2. 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

県は、関係市に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言する。

関係市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、関係市に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言する。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、関係市に対し、コンクリート屋内退避体制の整備について助言する。

3. 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備

県は、関係市に対し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導體制の整備に助言する。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。

4. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係市が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言する。

5. 避難所・避難方法等の周知

県は、関係市に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

第5節 緊急輸送活動体制等の整備（危機管理課、県警察、佐世保市）

1. 交通管理体制等の整備

県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。

県及び関係市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図る。

2. 運転者の義務の通知等

県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。

第6節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

（危機管理課、医療政策課、県警察、佐世保市、海上保安部）

1. 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

県警察及び海上保安部は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、照明車、標識車など必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、必要に応じ他の消防機関、原子力事業者その他関係機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

2. 医療活動用資機材等の整備

県及び関係市は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、緊急時被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

3. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

（1）資機材

県及び関係市は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

（2）情報交換

県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市と相互に密接な情報交換を行う。

第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(危機管理課、佐世保市)

(1) 情報項目の整理

県及び関係市は、住民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

(2) 情報伝達体制の整備

県は、住民等に対する的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ関係市に助言する。

第8節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(危機管理課、佐世保市)

県及び関係市は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、妊産婦その他いわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

放射性物質及び放射線の特性に関すること
原子力災害とその特性に関すること
放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

第9節 防災訓練等の実施

(危機管理課、県警察、佐世保市、防災関係機関)

1. 訓練計画の策定

(1) 訓練計画

県、県警察、関係市、消防機関、その他防災関係機関は協力し、国等の支援を受けて、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

災害対策本部等の設置運営訓練
緊急時通信連絡訓練
緊急時モニタリング訓練
緊急時被ばく医療訓練
周辺住民に対する情報伝達訓練

周辺住民避難訓練
その他必要な訓練

2. 訓練の実施

県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

第10節 災害復旧への備え

(危機管理課、佐世保市)

県及び関係市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

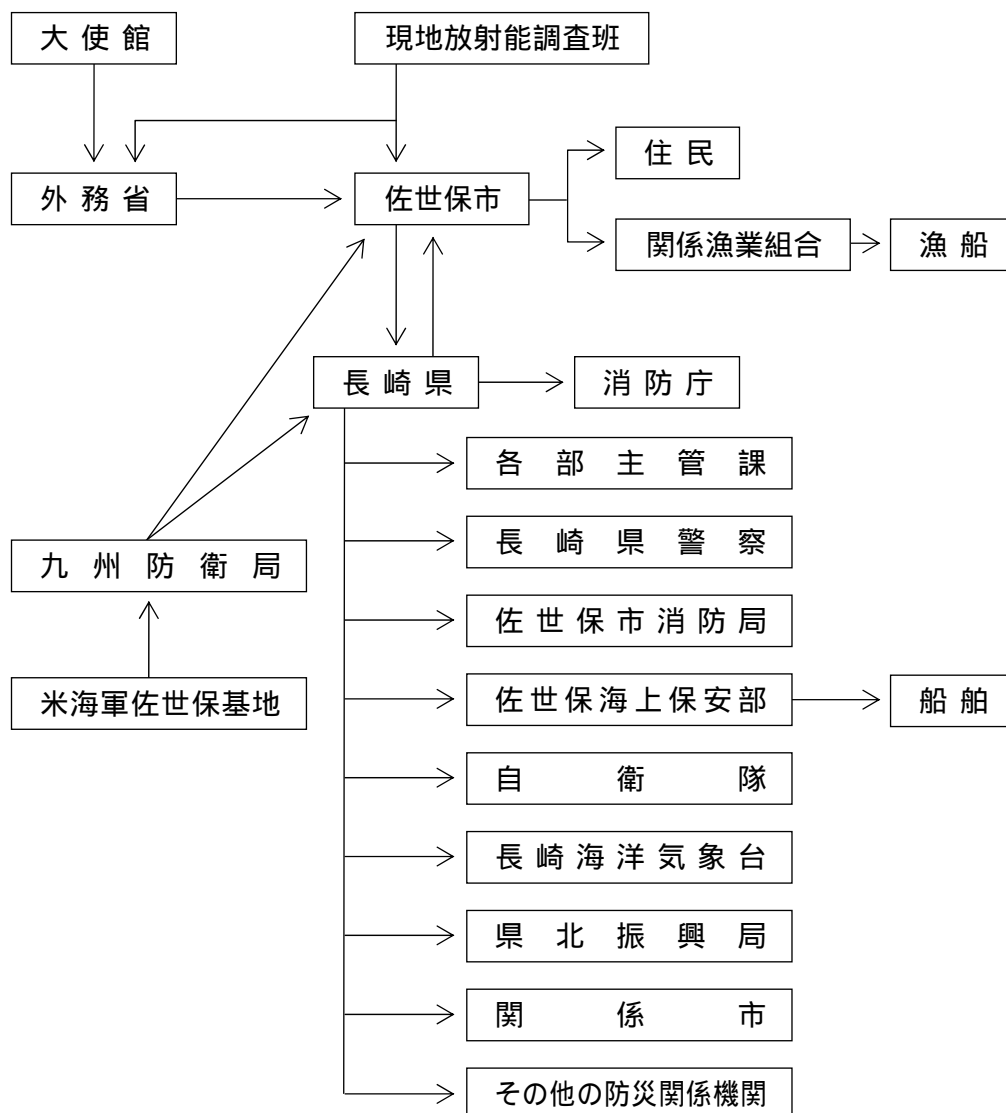
(危機管理課、佐世保市)

本章は、国(外務省、九州防衛局)佐世保市から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、及びモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合の対応を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(危機管理課、佐世保市)

1. 原子力艦の原子力災害発生時の緊急連絡体制



2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 原子力艦の原子力災害発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 県と関係機関等との連携

ア 県は、県警察、気象台、海上保安部、自衛隊、及びその他防災関係機関との間において、国（外務省・九州防衛局）佐世保市から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

イ 県は、関係指定行政機関を通じて、自ら行う応急対策活動状況等について、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に報告する。

関係市と関係機関との連携

関係市は、関係機関との間において、国（外務省・九州防衛局）から通報・連絡を受けた事項等、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

(2) 災害対策本部設置後の応急対策活動情報、災害情報の連絡 情報の共有

県は、災害対策本部、災害対策現地本部において情報収集活動を行う。

また、県は、原子力艦事故の状況やモニタリング情報、医療関係情報、住民避難や屋内退避の状況等について、国等の防災関係機関と連絡協議し、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

第3節 活動体制の確立

（危機管理課、関係各課、県警察、佐世保市、防災関係機関）

1. 県の活動体制

(1) 災害警戒本部 災害警戒本部の設置

県は、原子力艦の原子力災害発生のおそれのある通報を受けた場合、又は、放射性物質の放出により影響が周辺に及ぶ若しくはその恐れがあるとして危機管理監が必要と認めた場合は、危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制等の初動体制を確立するとともに、国、市町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、警戒態勢をとるものとする。

危機管理監が不在の場合は、危機管理課長が指揮をとり、指揮系統を確立する。

なお、県北振興局内に県北振興局長を本部長とする災害警戒県北地方本部を設置するものとする。県北振興局長が不在の場合は、次長、管理部長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

情報の収集

県は、原子力艦の原子力災害発生のおそれのある通報を受けた場合、又は、放射性物質の放出により影響が周辺に及ぶ若しくは恐れがあるとの情報を入手した場合、国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

緊急時モニタリング支援の準備

県は災害警戒本部を設置した場合は、事態の推移に応じて、緊急時モニタリング支援の準備を開始する。

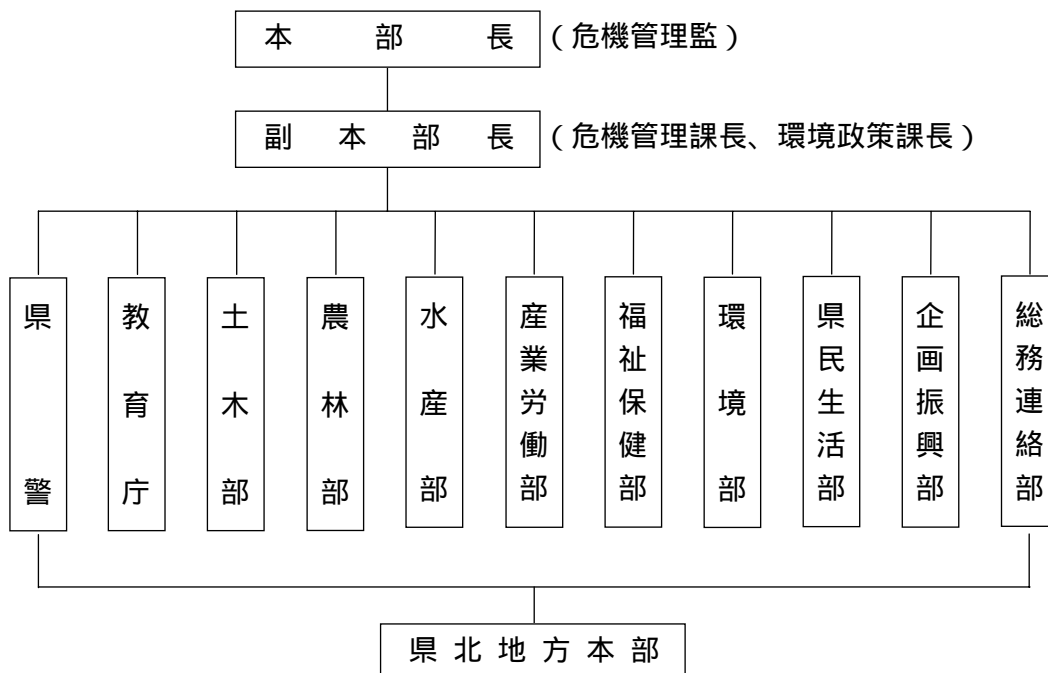
災害警戒本部の解散

災害警戒本部の解散は、概ね以下の基準によるものとする。

- ア 災害警戒本部長が、原子力艦の原子力事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

災害警戒本部の組織、配備体制、掌握事務

[災害警戒本部の組織]



[災害警戒本部の配備体制、掌握事務]

部 局 名	課 名	事 務 分 掌
総務連絡部	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害警戒本部の設置、運営に関すること。 ・ 災害状況の把握に関すること。 ・ 国、関係市及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 災害警戒体制の総合調整に関すること。 ・ 国及び米海軍等からの事故状況の収集に関すること。
	総務文書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部内の連絡調整に関すること。
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
企画振興部	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画振興部内の連絡調整に関すること。
県民生活部	県民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民生活部内の連絡調整に関すること。
環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境部内の連絡調整に関すること。 ・ 緊急時モニタリングに関すること。
福祉保健部	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健部内の連絡調整に関すること。
	医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療本部の支援に関すること。 ・ 医療関係機関の連絡調整に関すること。
産業労働部	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業労働部関係の連絡調整に関すること。
水産部	漁政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産部関係の連絡調整に関すること。
農林部	農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林部関係の連絡調整に関すること。
土木部	監理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木部関係の連絡調整に関すること。
	道路維持課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路状況の把握に関すること。
教育庁	教育庁総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育庁内の連絡調整に関すること。 ・ 学校等の状況把握に関すること。
警察本部	警備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察本部内の連絡調整に関すること。

[地方本部の設置場所、掌握事務]

名 称	設 置 場 所	事 務 分 掌
県北地方本部	県北振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 現地における対応及び連絡調整に関すること。

(2) 災害対策本部

災害対策本部の設置

県は、内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長、副知事を副本部長とする災害対策本部を設置する。

知事又は副知事が不在の場合は、それぞれ副知事、危機管理監の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

災害対策本部内に県北振興局長を本部長とする、現地災害対策本部を組織し、関係市内に設置する。

県北振興局長不在の場合は、次長、管理部長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

また、県北振興局内に県北振興局長を本部長とする、災害対策県北地方本部を設置するものとする。

県北振興局長不在の場合は、次長、管理部長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

なお、知事が必要と認めて災害対策本部を設置したときは、速やかに国へ報告する。

緊急時モニタリング活動

県は、国等が実施する緊急時モニタリングについて、職員を派遣し、支援する。

災害対策本部の解散

災害対策本部の解散は概ね以下の基準によるものとする。

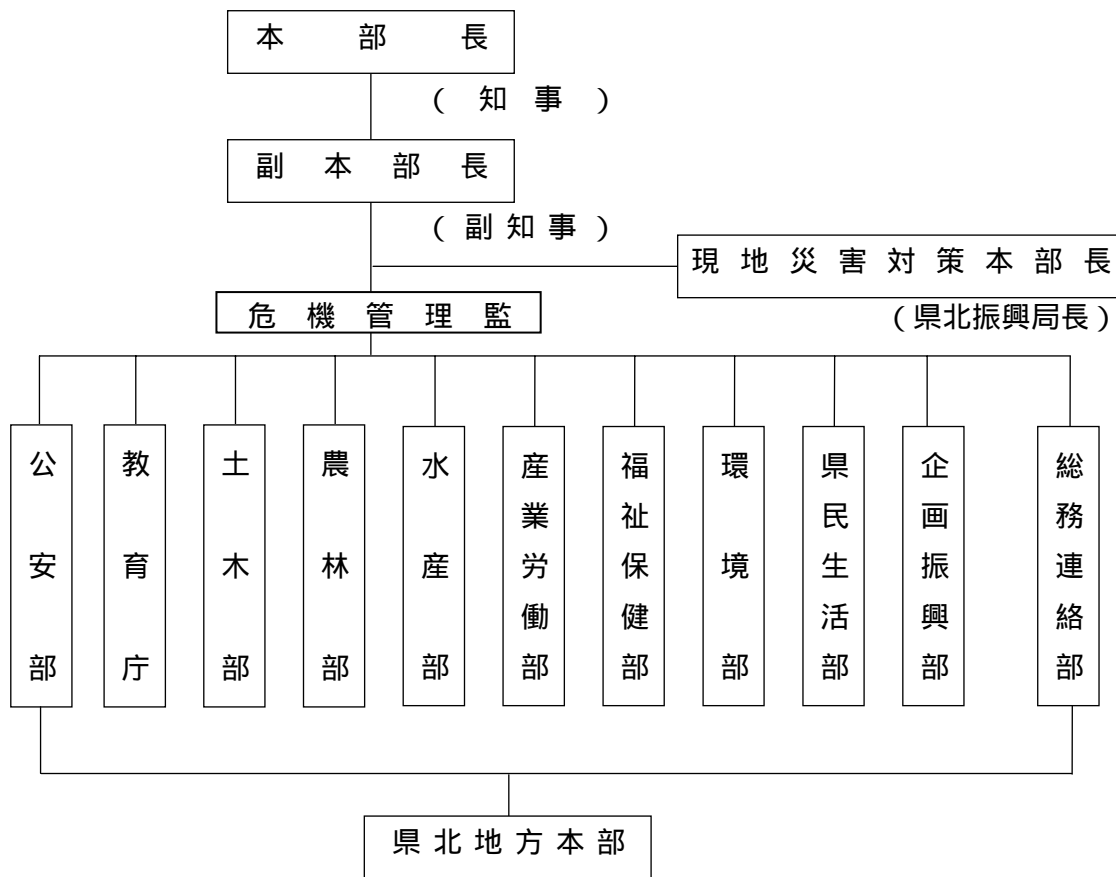
ア 国の非常災害対策本部等が解散されたとき

イ 災害対策本部長が、原子力艦の原子力事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所握事務等は次のとおりとする。

[災害対策本部の組織]



[災害対策本部の配備体制、掌握事務]

対策部名	班（課）名	事務分掌
総務連絡部	総務対策班 (危機管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部の設置・運営に関すること。 ・ 災害状況の把握に関すること。 ・ 国に対する報告及び連絡調整に関すること。 ・ 市町村との連絡調整に関すること。 ・ 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・ 国及び米海軍等からの事故状況の収集に関すること。
	総務班 (総務文書課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務連絡部関係の被害のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
	広報班 (広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関係の広報に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。
	管財班 (管財課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地視察用自動車の配車に関すること。 ・ 災害対策本部の通信施設に関すること。

企画振興部	企画班 (政策企画課長)	・企画振興部関係の被害報告のとりまとめ及び 応急対策の連絡調整に関する事。
	輸送班 (新幹線・総合交通対策課長)	・輸送計画全般に関する事。
県民生活部	生活班 (県民協働課長) (食品安全・消費生活課長)	・県民生活部関係の被害報告のとりまとめ及び 応急対策の連絡調整に関する事。 ・物価の監視に関する事。
	交通安全対策班 (交通地域安全課長)	・災害時における交通安全対策に関する事。
環境部	環境保全班 (環境政策課長)	・環境部関係の被害報告のとりまとめ及び 応急対策の連絡調整に関する事。 ・緊急時モニタリングに関する事。
	環境衛生班 (水環境対策課長)	・上、下水道関係の情報収集に関する事。 ・水源の取水停止の指示に関する事。 ・飲料水の摂取制限の指示に関する事。 ・飲料水、生活用水の供給に関する事。
福祉保健部	救助班 (福祉保健課長)	・福祉保健部関係の被害報告のとりまとめ及び 応急対策の連絡調整に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・義援金の交付、保管及び配布に関する事。 ・日本赤十字社長崎県支部との連絡に関する事。
	医療保健班 (医療政策課長)	・緊急医療本部の指導及び協力に関する事。 ・医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び 応急対策の連絡調整に関する事。 ・ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する事。
産業労働部	産業労働班 (産業政策課長)	・産業労働部関係の被害報告のとりまとめ及び 応急対策の連絡調整に関する事。 ・必要物資等の確保斡旋に関する事。
	商工金融班 (商工金融課長)	・商工鉦業者の災害金融に関する事。
水産部	水産班 (漁政課長)	・水産部関係の被害報告のとりまとめ及び 応急対策の連絡調整に関する事。 ・漁業災害金融に関する事。
	水産振興班 (水産振興課長)	・水産物の出荷制限に関する事。

第3章 災害応急対策

農 林 部	農 政 班 (農政課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・農作物被害の収集及び災害対策に関する事。
	農 業 経 営 班 (農業経営課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林災害金融に関する事。 ・肥料、土壌改良資材、培土の使用・生産・流通自粛要請等に関する事。
	農 産 園 芸 班 (農産園芸課長) (農産加工・流通室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の出荷制限等に関する事。 ・災害に伴う農産物等の技術対策に関する事。 ・農作物、飼料作物の作付制限に関する事。
	畜 産 班 (畜産課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関する事。 ・家畜飼料の移動及び給与制限に関する事。 ・家畜の避難に関する事。 ・家畜の糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関する事。
	林 政 班 (林政課長) (森林整備室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・林産物の出荷制限に関する事。
土 木 部	監 理 班 (監理課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・土木部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。
	道 路 班 (道路維持課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における道路及び橋梁の使用に関する事。
教 育 部	教 育 班 (教育庁総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・生徒の避難等の対策に関する事。 ・被災児童生徒等への支援に関する事。 ・学校等に避難所を開設することの協力に関する事。
公 安 部	警 備 実 施 班 (警察本部警備課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察災害警備本部との連絡に関する事。
現地災害 対策本部	総 務 班 (県北振興局管理部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部の設置、運営に関する事。 ・県災害対策本部に対する報告及び連絡調整に関する事。 ・関係町との連絡調整に関する事。

[地方本部の設置場所、掌握事務]

名 称	設 置 場 所	事 務 分 掌
県北地方 本 部	県北振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市町村及び関係機関との連絡調整に関する事。

2. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行う。

(2) 職員の派遣要請等

知事及び関係市長は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。

知事及び関係市長は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

3. 自衛隊の派遣要請等

関係市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請の要求を行う。

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市長から自衛隊の派遣要請があった場合は、災害対策本部設置前においては、自ら派遣を要請し、災害対策本部設置後においては、災害対策本部長が派遣を要請する。

4. 防災業務関係者の安全確保

県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防護対策

県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

(2) 防災業務関係者の被ばく管理

防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とし、各関係機関独自で行う。

- ・ 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
 - ・ 人命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。
- なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

県の医療保健班は、関係市と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。

また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

(危機管理課、県警察、佐世保市、防災関係機関)

1. 緊急事態発生時の判断基準

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲において屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施するための判断基準は次のとおりとする。

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり100マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり100マイクロシーベルト以上を検出した場合(ただし、落雷等による検出は除く)落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

2. 応急対策範囲について

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で、屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施する範囲は次のとおりとする。 [資料：原子力艦の応急対応範囲]

3. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 避難の指示等

県は、国の非常災害対策本部等の屋内退避又は避難に関する指導又は助言の伝達、避難状況の確認、必要な助言等を行う。

また、関係市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係市町に対し、応急措置の実施について必要な指示をする。

また、県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。

(2) 情報の伝達

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、住民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

(3) 避難状況の確認

県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、関係市に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

4. 災害時要援護者への配慮

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮する。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

5. 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、関係市が避難を勧告又は指示した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとることに協力する。

県警察は、関係市が避難を勧告又は指示した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制を行うとともに、区域外部からの車両等の進入を規制する。

6. 飲食物、生活必需品等の供給

県は、関係市から、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

第5節 犯罪の予防等社会秩序の維持 （県警察、海上保安部）

県警察及び海上保安部は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域（海上を含む。）において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努める。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等 （危機管理課、関係各課）

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市に指示する。

[飲食物摂取制限に関する指標]

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	10 Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	50 Bq / kg 以上

一般食品	100Bq / kg 以上
乳児用品	50Bq / kg 以上

2. 農水産物の採取及び出荷制限

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう、関係市へ指示する。

関係市は、県の指示に基づき、農水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

3. 飲料水の供給

関係市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市町防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じる。

県は、関係市から応急給水について支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、近隣市町又は水道事業者等に対し、応援給水の要請を行う。

第7節 緊急輸送活動 (危機管理課、県警察、佐世保市、防災関係機関)

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県、県警察、関係市及び防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1順位 人命救助、救助活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- 負傷者、避難者等
- 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

緊急輸送活動の実施

県、関係機関及び防災関係機関は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

輸送手段の確保

防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。

必要な輸送手段を確保できない関係市は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

関係市からの要請を受けた場合、県は次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達、斡旋に努める。

車両

- ・ 県有車両の提供
- ・ 九州運輸局長崎運輸支局長に対して、車両の確保の要請
- ・ (社)長崎県バス協会、タクシー業者、(社)長崎県トラック協会に対して、民間車両の調達又は斡旋の要請
- ・ 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

船舶

- ・ 第七管区海上保安本部 佐世保海上保安部に対して、協力を要請
- ・ 九州運輸局長崎運輸支局長に対して、船舶の確保の要請
- ・ 佐世保旅客船協会、船舶事業者に対して、船舶の調達又は斡旋の要請
- ・ 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

航空機(ヘリコプター)

- ・ 県防災ヘリコプター
- ・ 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

2. 緊急輸送のための交通確保

(1) 交通の確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度及び需要度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制等を行う。

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

第七管区海上保安本部 佐世保海上保安部は、緊急輸送が円滑に行われるため、必要に応じ船舶の交通を規制し、又は禁止する。

(2) 関係機関等との連絡

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密

な連絡を保つ。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて平成10年12月7日、県警備業協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第8節 救助・救急及び医療活動

(危機管理課、医療政策課、県警察、海上保安部、防災関係機関)

1. 救助・救急活動

(1) 初動活動等必要な措置

県警察、海上保安部及び消防機関は、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。

消防機関は、傷病者が発生した場合は二次汚染等に留意しつつ、迅速に医療機関に搬送する。

(2) 消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他消防本部(局)、自衛隊に対し、応援を要請するものとする。

(3) 資機材の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

県及び関係市町は、必要に応じ、他の公共団体又は原子力事業者、その他の民間機関からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

2. 医療活動等

(1) 緊急医療本部の設置・運営

関係市は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、災害対策本部に病院救護班を設置・運営し、国及び県と連携のもと、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

(2) 医療従事者の派遣要請

県及び関係市は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学附属病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

(3) 汚染検査等の実施

病院救護班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

また、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

(4) 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を関係市へ指示する。

関係市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民へ配布し、服用を指示する。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動 (危機管理課、佐世保市)

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する危険回避のための情報を含め、的確な情報提供が迅速に行われるよう国及び関係市との連携を図るとともに、テレビ・ラジオ等を有効に活用するため、放送事業者、新聞社等の報道機関への報道要請を行うことにより住民等への情報伝達を図る。

関係市は、住民等へ危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、防災行政無線及び広報車等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図る。

(2) 実施方法

住民等への情報提供にあたっては、次のことに配慮する。

- ・ 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。
- ・ 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。
- ・ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

(3) 災害時要援護者への配慮等

県及び関係市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

(4) 広報内容の確認

県、関係市は、国の非常災害対策本部等からの情報を十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体と相互に連絡をとりあうものとする。

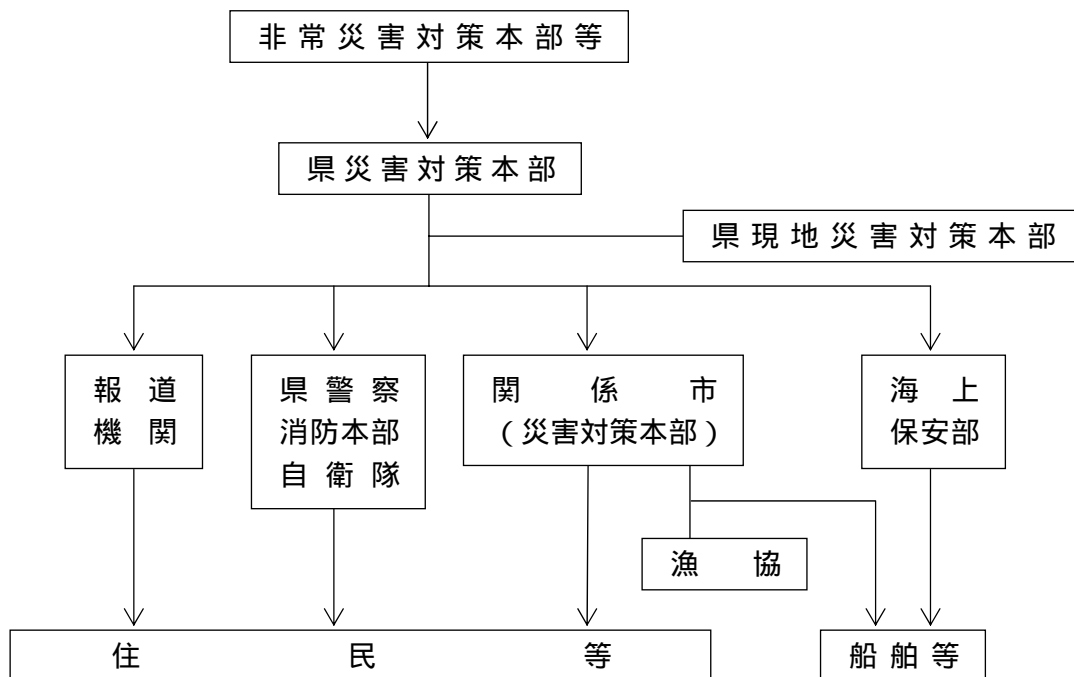
(5) 多様な情報伝達手段の活用

県及び関係市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

[住民等に対する指示伝達系統図]



第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

(危機管理課)

国及び県の非常災害対策本部等を解散後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

第2節 各種制限措置の解除

(危機管理課)

県は、国の指導・助言に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を防災関係機関に指示するとともに、解除実施状況を把握する。

第3節 災害地域住民に係る記録等の作成

(危機管理課、関係各課、佐世保市)

1. 災害地域住民の記録

県は、関係市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

関係市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

2. 影響調査の実施

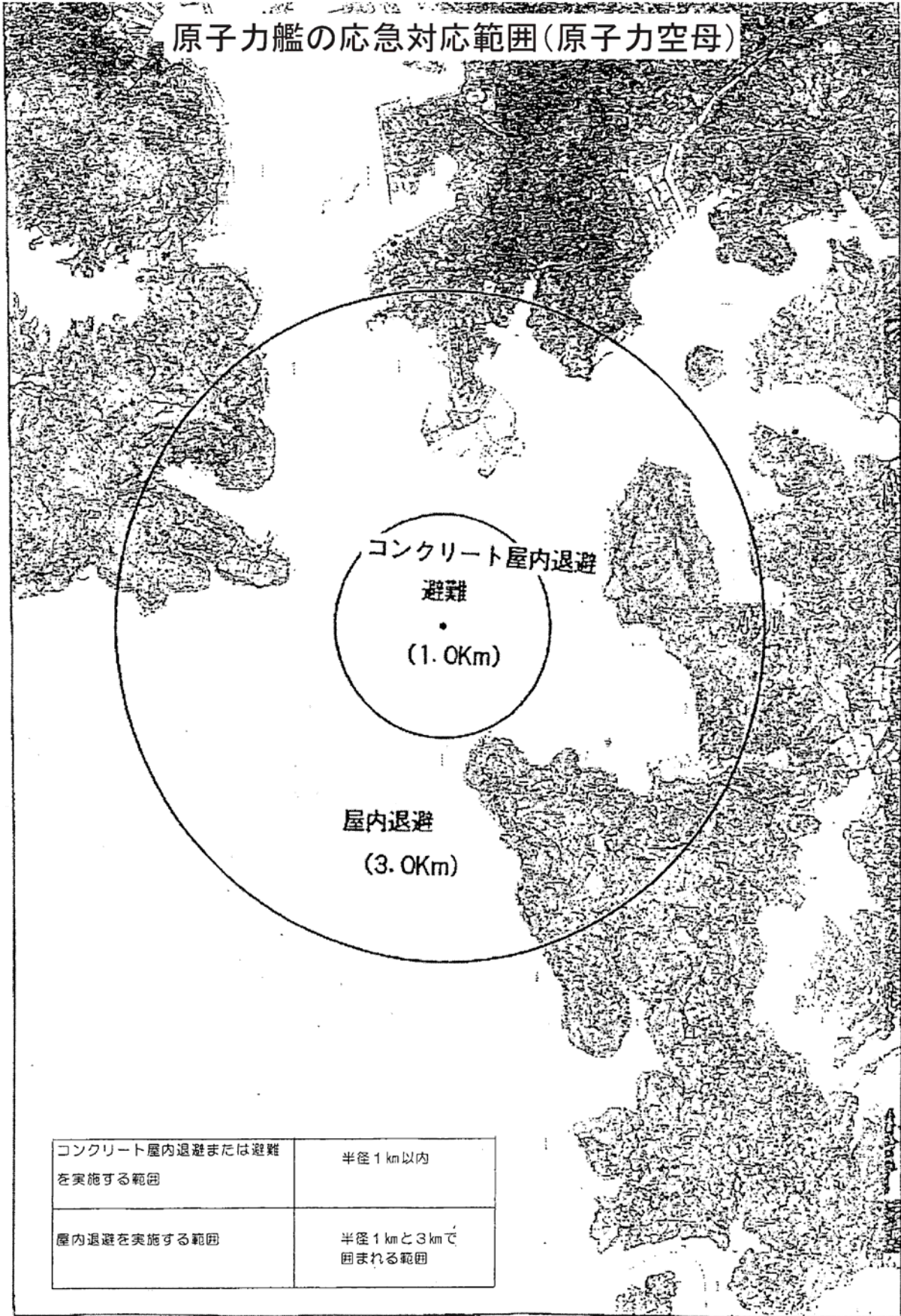
県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

関係市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

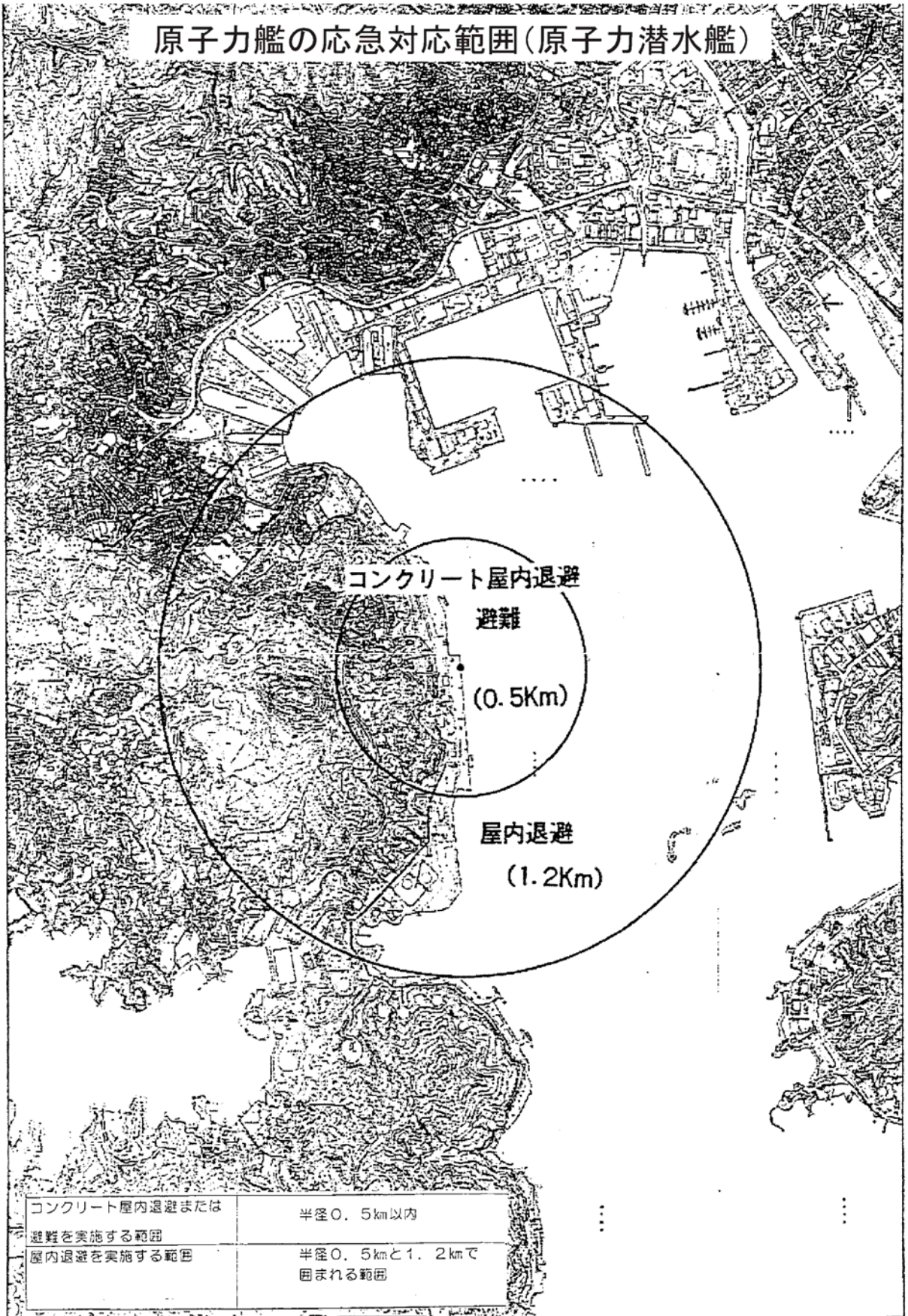
3. 災害対策措置状況の記録

県及び関係市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

原子力艦の応急対応範囲(原子力空母)



原子力艦の応急対応範囲(原子力潜水艦)



資 料 編

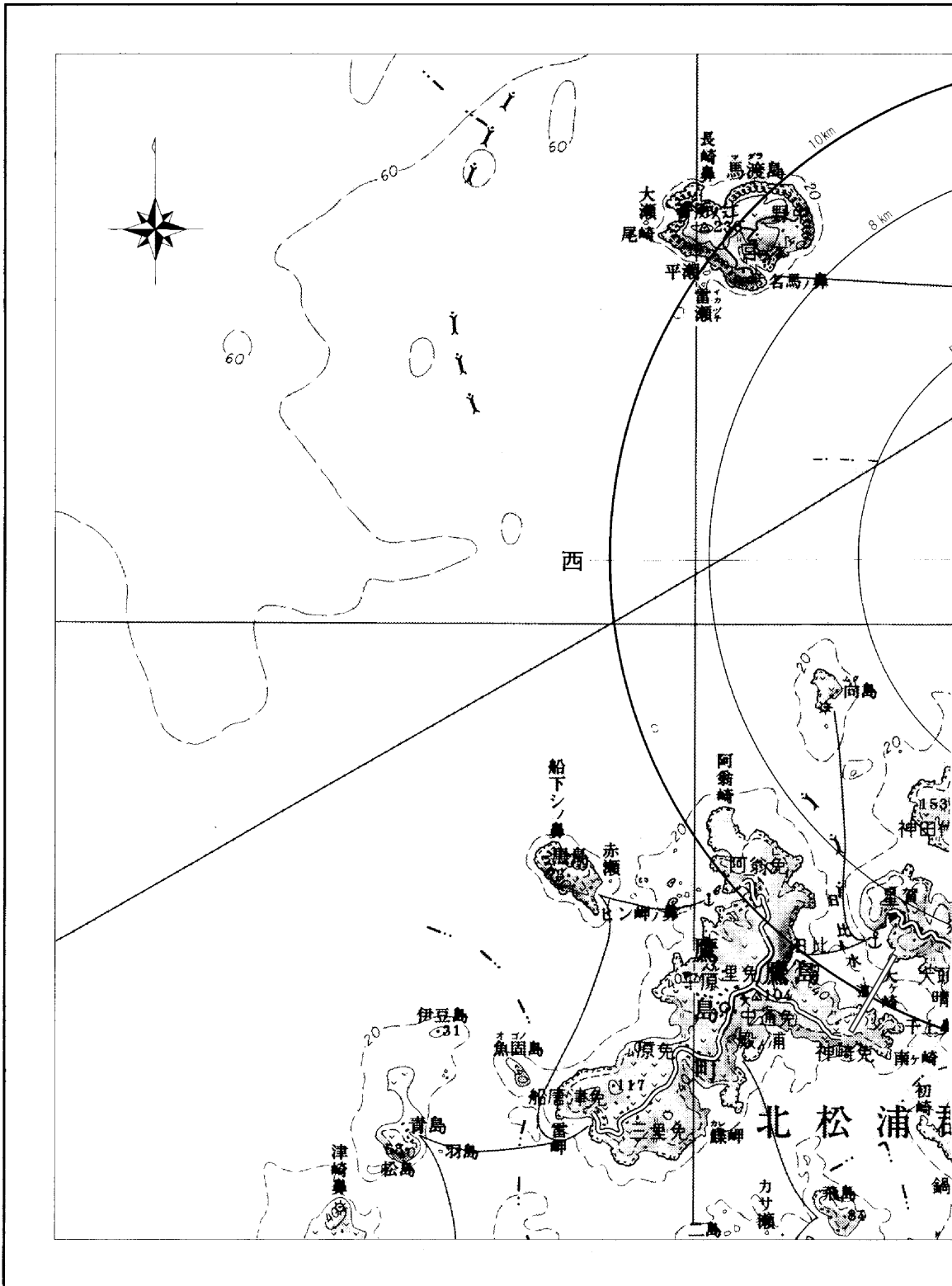
原子力災害対策編（資料編）

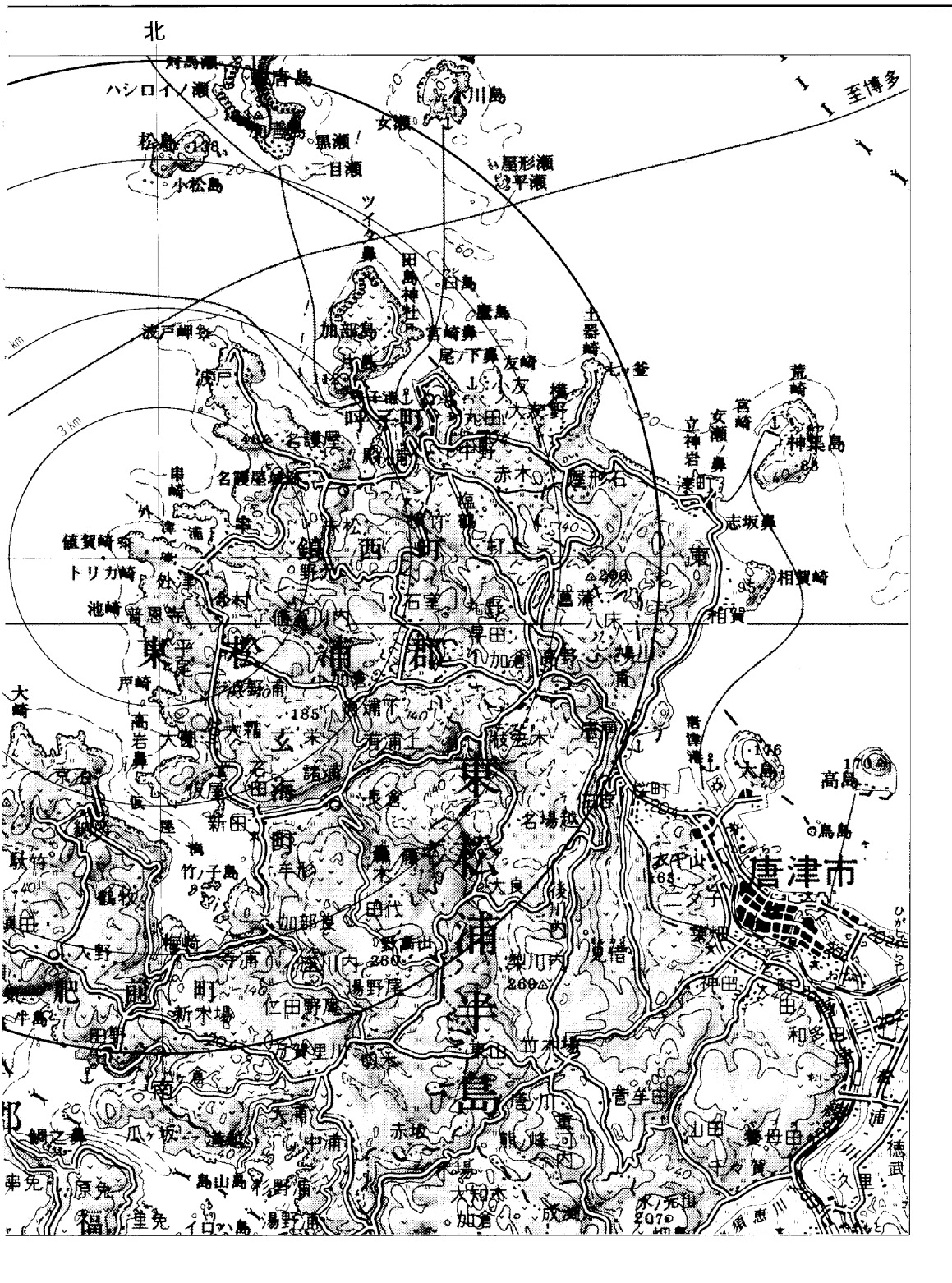
～目次～

1. 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）	122
2. 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域	124
3. 避難対象範囲の地域	125
4. 玄海原子力発電所の概要	126
5. 加圧水型（PWR）原子力発電のしくみ	127
6. 放射線による影響	127
7. 原子力災害発生時の対応	126
8. 避難対象範囲の人口・年齢分布	128
9. 避難者収容施設	129
10. 避難対象範囲にある施設	133
11. 主な観光施設等	137
12. 車両及び船舶の状況	138
13. 防災資機材等の配備状況	141
14. 対策拠点施設（オフサイトセンター）の組織・活動	145
15. 特定事象発生通報	148
16. 防災関係機関及び連絡窓口	154

1. 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）

（玄海原子力発電所から概ね半径10kmの地域）





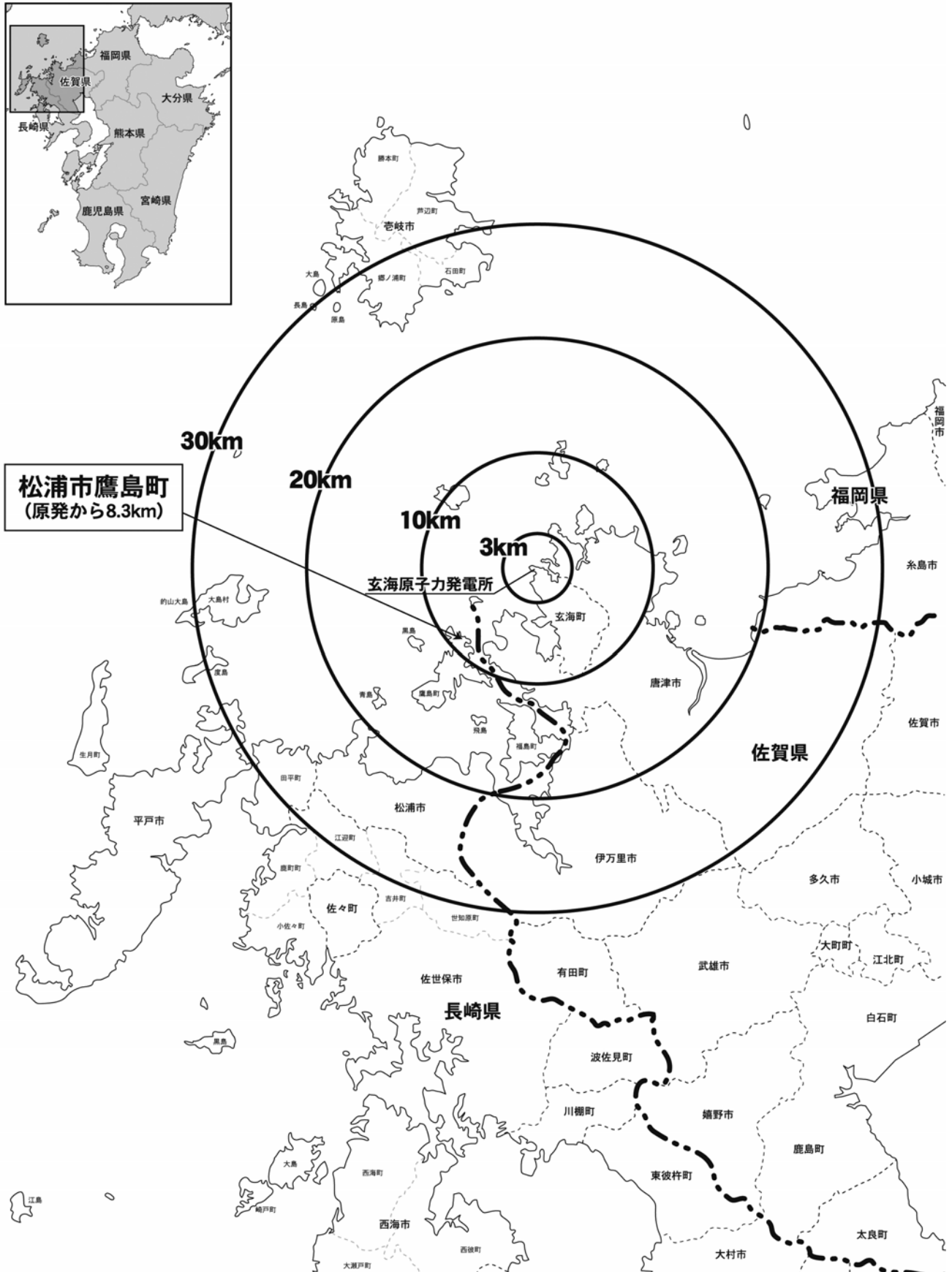
2. 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域

(松浦市鷹島町周辺図)



3. 避難対象範囲の地域

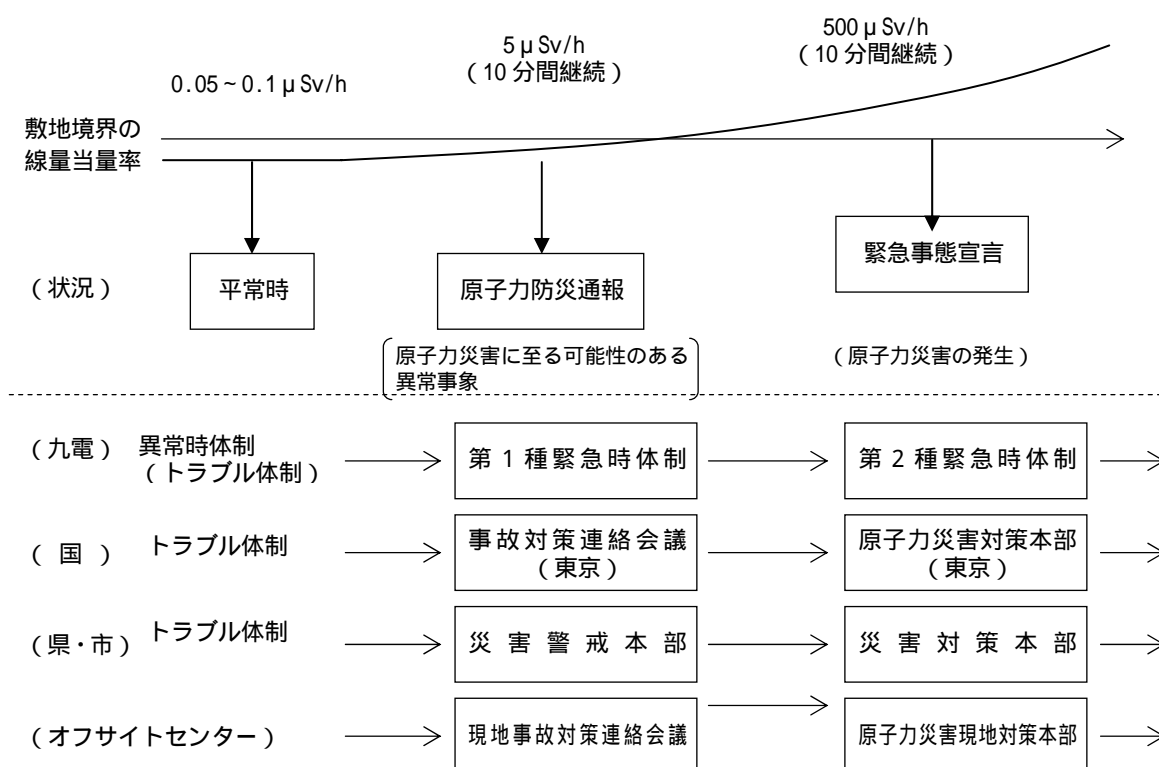
(玄海原子力発電所から半径30kmの地域)



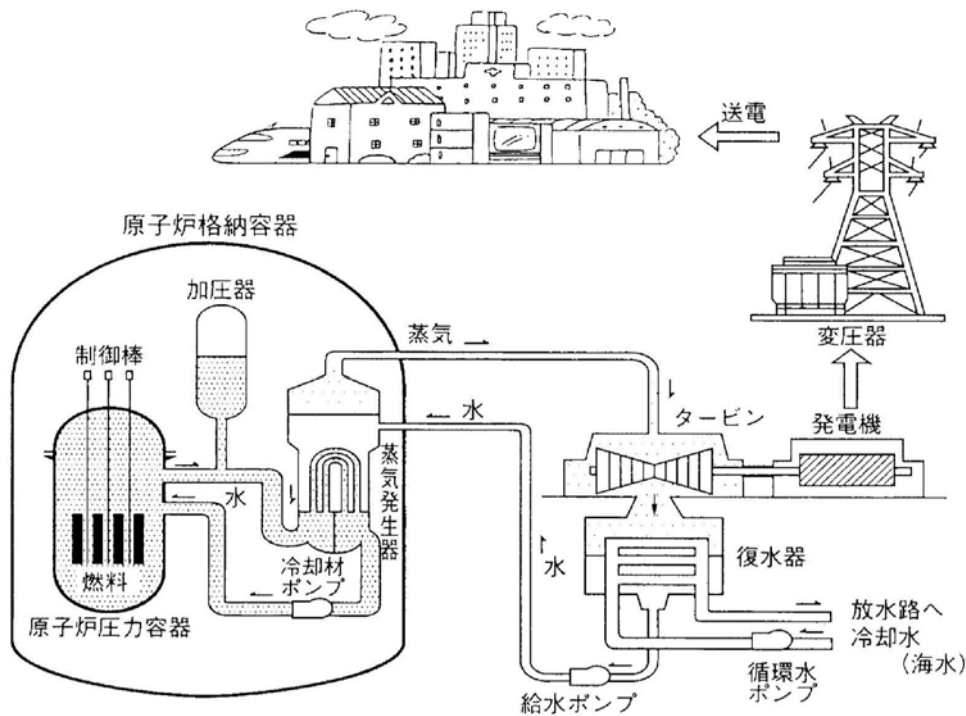
4. 玄海原子力発電所の概要

	1号機	2号機	3号機	4号機
設置者	九州電力(株)			
設置位置	佐賀県東松浦郡玄海町今村			
用地面積	約87万㎡			
電気出力	55万9千kW	55万9千kW	118万kW	118万kW
原子炉形式	軽水減速・軽水冷却加圧水型(PWR)			
原子炉熱出力	165万kW	165万kW	342万3千kW	342万3千kW
種燃料別	低濃縮(約4~5%)二酸化ウラン		低濃縮(約4~5%)二酸化ウラン、ウラン・プルトニウム混合酸化物	低濃縮(約4~5%)二酸化ウラン
熱料装荷重	約48トン	約48トン	約89トン	約89トン
営業運転開始	S50年10月	S56年3月	H6年3月	H9年7月

5. 原子力災害発生時の対応



6. 加圧水型（PWR）原子力発電のしくみ



7. 放射線による影響

自然放射線	実効線量 (ミリシーベルト)	人工放射線
10 年間放射線量の多い地域 (ブラジルのガラパリ市街地)	10	6.9 胸部X線コンピュータ断層撮影検査
2.4 一人当たりの自然放射線(年間)	1	0.6 胃のX線集団検診
	0.1	0.05 胸のX線集団検診
	0.01	

1シーベルト = 1000ミリシーベルト

8. 避難対象範囲の人口・年齢分布

- 人口 -

	10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備 考
松浦市	1,087	8,891	25,506	30km 圏内には 市全域が含まれる
佐世保市	0	0	11,162	全人口 265,486 人
平戸市	0	0	9,434	全人口 35,866 人
壱岐市	0	0	16,398	全人口 29,912 人
合計	1,087	8,891	62,500	

松浦市は H23.9.30 現在、
佐世保市、平戸市、壱岐市は H23.10.1 現在
外国人登録を含む

- 年齢分布 - （年齢別構成比の傾向の把握のための資料）

地区	人口	年齢別の分布状況						
		0～2 歳	3～6 歳	7～12 歳	13～18 歳	19～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
松浦市	24,872	603 2.4%	855 3.5%	1,359 5.5%	1,546 6.2%	4,357 17.5%	8,660 34.8%	7,492 30.1%
佐世保市	259,860	6,982 2.7%	8,974 3.5%	14,366 5.5%	15,803 6.1%	57,396 22.1%	87,386 33.6%	68,953 26.5%
平戸市	34,256	745 2.2%	998 2.9%	1,852 5.4%	2,139 6.2%	4,961 14.5%	12,112 35.4%	11,449 33.4%
壱岐市	28,861	742 2.6%	1,036 3.6%	1,697 5.9%	1,799 6.2%	4,654 16.1%	9,681 33.6%	9,252 32.0%
合計	347,849	9,072	11,863	19,274	21,287	71,368	117,839	97,146

長崎県統計課資料（H23.10.1 現在）

9. 避難者収容施設

(松浦市)

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (m ²)
1	鷹島 福島 青島 田代	長崎県立 波佐見高等学校	波佐見町	長野郷 315 番地	
2		波佐見町勤労福祉会館	波佐見町	井石郷 2255 番地 2 号	1452
3		波佐見町総合文化会館	波佐見町	折敷瀬郷 2064 番地	3447
4		波佐見中学校体育館	波佐見町	折敷瀬郷 2078 番地	
5		波佐見町農村環境改善センター	波佐見町	長野郷 173 番地 2 号	1435
6		波佐見町立 中央小学校	波佐見町	折敷瀬郷 1986 番地	1216
7		波佐見町立 波佐見中学校	波佐見町	折敷瀬郷 1999 番地	1020
8		波佐見町立 南小学校	波佐見町	長野郷 228 番地	609
9		波佐見町立 東小学校	波佐見町	湯無田郷 808 番地	1175
10		井石多目的研修施設	波佐見町	井石郷 2061 番地 1 号	375
11		乙長野郷公民館	波佐見町	長野郷 211 番地 2 号	294
12		折敷瀬郷集落センター	波佐見町	折敷瀬郷 1836 番地 1 号	526
13		金屋コミュニティーセンター	波佐見町	金屋郷 1165 番地 1 号	299
14		協和郷公民館	波佐見町	協和郷 587 番地	292
15		甲長野郷公民館	波佐見町	長野郷 2561 番地 3	254
16		志折郷公民館	波佐見町	志折郷 1677 番地 3	299
17		宿コミュニティーセンター	波佐見町	宿 517 番地	427
18		田ノ頭農業研修施設	波佐見町	田ノ頭郷 359 番地 5 号	400
19		稗木場郷公民館	波佐見町	稗木場郷 639 番地 1 号	299
20		村木郷コミュニティーセンター	波佐見町	村木郷 937 番地 1 号	358
21		内海産業会館	波佐見町	湯無田郷 1240 番地 2	460
22	今福 調川 志佐 上志佐	農村環境改善センター	東彼杵町	駄地郷 148 番地	1656
23		大野原周辺地区集会所	東彼杵町	太ノ浦郷 515 番地 8	394
24		東彼杵町総合会館	東彼杵町	彼杵宿郷 706 番地 4	8873
25		彼杵児童体育館	東彼杵町	彼杵宿郷 501 番地	1284
26		千綿児童体育館	東彼杵町	駄地郷 182 番地	604
27		東彼杵町教育センター分室	東彼杵町	彼杵宿郷 483 号	1200
28		農民研修センター	東彼杵町	彼杵宿郷 483 号	880
29		蕪みどり集会施設	東彼杵町	蕪郷 911 番地	574
30		東彼杵町立 彼杵中学校	東彼杵町	蔵本郷 1666 番地	5207
31		東彼杵町立 千綿中学校	東彼杵町	平似田郷 821 番地 1	3834
32		東彼杵町立 彼杵小学校	東彼杵町	蔵本郷 1881 番地	4015
33		東彼杵町立 音琴小学校	東彼杵町	大音琴郷 1621 番地	1906
34		東彼杵町立 大楠小学校	東彼杵町	菅無田郷 304 番地	2020
35		東彼杵町立 千綿小学校	東彼杵町	平似田郷 740 番地	3556
36		大琴音公民館	東彼杵町	大音琴郷 211 番地 7	150
37		浦公民館	東彼杵町	大音琴郷 93 番地	103
38		川内公民館	東彼杵町	川内郷 2273 番地 1	100
39		坂本コミュニティセンター	東彼杵町	坂本郷 1301 番地	227
40		蔵本構造改善センター	東彼杵町	蔵本郷 880 番地 1	183
41		下三根集落センター	東彼杵町	三根郷 1397 番地 5	160
42		樋口農事研修施設	東彼杵町	三根郷 2870 番地 1	150
43		上杉公民館	東彼杵町	三根郷 1058 番地 1	87
44		赤木集落センター	東彼杵町	三根郷 400 番地 2	118
45		菅無田農事研修施設	東彼杵町	菅無田郷 218 番地	137
46		蔭平農事研修施設	東彼杵町	菅無田郷 1544 番地 2	74

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (m ²)
47		中尾公民館	東彼杵町	中尾郷567番地1	130
48		橋ノ詰公民館	東彼杵町	彼杵宿郷590番地1	200
49		太ノ浦公民館	東彼杵町	太ノ浦郷650番地1	95
50		太ノ原公民館	東彼杵町	中尾郷1271番地1	152
51		八反田公民館	東彼杵町	八反田郷1163番地1	152
52		東宿コミュニティセンター	東彼杵町	千綿宿郷1287番地1	208
53		東部地区コミュニティセンター	東彼杵町	瀬戸郷726番地	235
54		中岳集落センター	東彼杵町	中岳郷656番地2	160
55		里農事研修施設	東彼杵町	里郷1847番地	207
56		平似田農事研修センター	東彼杵町	平似田郷382番地3	161
57		遠目公民館	東彼杵町	遠目郷237番地	141
58		木場農事研修施設	東彼杵町	木場郷1121番地2	192
59		一ツ石農事研修施設	東彼杵町	一ツ石郷1230番地	162
60		小音琴公民館	東彼杵町	小音琴郷2003番地1	118
61		法音寺公民館	東彼杵町	法音寺郷114番地	61
62		駄地公民館	東彼杵町	駄地郷368番地4	165
63	御厨 星鹿 大崎	長崎県立 川棚高等学校	川棚町	白石郷64番1号	1535
64		川棚勤労者体育センター	川棚町	下組郷344番地1	1930
65		川棚町勤労青少年ホーム	川棚町	中組郷1506番地	4681
66		川棚町公会堂	川棚町	中組郷1506番地	2288
67		川棚町柔剣道場	川棚町	中組郷1533番地1	400
68		川棚町立 石木小学校	川棚町	石木郷120番地2	612
69		川棚町立 小串小学校	川棚町	小串郷1207番地	612
70		川棚町立 川棚小学校	川棚町	中組郷1555番地	650
71		川棚町立 川棚中学校	川棚町	中組郷1370番地3	1584
72		川棚町いきがいセンター	川棚町	下組郷338番地57	1553
73		川棚町中央公民館	川棚町	中組郷1506番地	874
74		東部地区コミュニティーセンター	川棚町	石木郷204番地	159

(佐世保市)

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (m ²)
1	江迎	港小学校	佐世保市	天神町 1603 番地	6959
2		大塔小学校	佐世保市	もみじが丘町 6745 番地	5380
3		福石小学校	佐世保市	大宮町 32 番 1 号	4477
4		広田中学校	佐世保市	重尾町 188 番地	6285
5		天神小学校	佐世保市	天神一丁目 11 番 13 号	6890
6		国立 佐世保工業高等専門学校	佐世保市	沖新町 1 番 1 号	1722
7		佐世保南高等学校	佐世保市	日宇町 2526 番地	1610
8		日宇地区公民館	佐世保市	日宇町 675 番地 2	803
9		日宇小学校	佐世保市	日宇町 284 番地	6551
10		崎辺中学校	佐世保市	天神町 1706 番地	6545
11		福石中学校	佐世保市	干尽町 2 番 10 号	5281
12		日宇中学校	佐世保市	日宇町 2181 番地	9270
13		黒髪小学校	佐世保市	黒髪町 52 番 1 号	8234
14		日宇スポーツセンター	佐世保市	日宇町 522 番地 1	811
15		南地区公民館	佐世保市	稲荷町 2 番 5 号	1066
16		宮小学校	佐世保市	萩坂町 1715 番地	4001
17		宮中学校	佐世保市	城間町 338 番地	3363
18		佐世保東翔高等学校	佐世保市	重尾町 425 番地 3	1350
19	吉井	東明中学校	佐世保市	江上町 814 番地	3646
20		針尾小学校	佐世保市	針尾中町 1863 番地	3056
21		針尾地区公民館	佐世保市	針尾中町 1538 番地 5	700
22		江上地区公民館	佐世保市	指方町 1759 番地	963
23		有福体育室	佐世保市	-	
24		江上小学校	佐世保市	指方町 2382 番地	5344
25		花高小学校	佐世保市	花高三丁目 4 番 1 号	8071
26		早岐小学校	佐世保市	早岐二丁目 32 番 12 号	6418
27		早岐中学校	佐世保市	陣内町 100 番地	8882
28	世知原	三川内小学校	佐世保市	口の尾町 698 番地	6126
29		早岐地区公民館花高体育室	佐世保市	花高三丁目 98 番地 11	504
30		広田小学校	佐世保市	広田一丁目 25 番 4 号	6600
31		三川内中学校	佐世保市	新行江町 957 番地	4022
32		早岐地区公民館	佐世保市	早岐一丁目 6 番 38 号	2042
33		広田地区公民館	佐世保市	重尾町 63 番地	1489
34		宮地区公民館体育館	佐世保市	萩坂町 1782 番地 1	474
35		三川内地区公民館	佐世保市	三川内本町 289 番地 1	1427

(平戸市)

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (m ²)
1	田平	相浦地区公民館(相浦文化センター)	佐世保市	新田町74番地2	1485
2		日野小学校		日野町1308番地	6287
3		野崎中学校		野崎町2916番地	2193
4		船越小学校		船越町759番地	2957
5		俵浦小学校		俵浦町422番地	2178
6		佐世保特別支援学校		竹辺町810番地	561
7		愛宕地区公民館		赤崎町596番地26	-
8		日野中学校		日野町2079番地	6940
9		相浦小学校		上相浦町3番9号	7116
10		相浦中学校		川下町277番地	8153
11		金比良小学校		金比良町1番5号	4620
12		西地区公民館		金比良町1番7号	1508
13		光海中学校		金比良町1番15号	4037
14		九十九地区公民館		下船越町306番地7	416
15		愛宕中学校		赤崎町483番の2	5638
16		長崎県立大学		川下町123番地	22641
17		庵浦小学校		庵浦町1446番地	1573
18		赤崎小学校		鹿子前町330番地	5382
19		相浦西小学校		相浦町794番地	6687
20	大久保	中部中学校	平戸市	紐差町363番地	1348
21		平戸高等学校		草積町261番地	1079
22	半島	紐差小学校		紐差町665番地	894
23	平戸市ふれあいセンター	紐差町678番地1		738	
24	大島	生月船員福祉会館		生月町館浦107-2	-
25	生月中学校	生月町山田免2451番地1		3799	
26	度島	山田小学校	生月町山田免511番地	839	

(壱岐市)

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (m ²)
1	三島	壱岐西部開発総合センター	壱岐市	勝本町西戸触182-5	3254
2	渡良	勝本地区公民館	壱岐市	勝本町勝本浦211-3	592
3	初山	勝本小学校	壱岐市	勝本町坂本触262	1952
4	武生水	勝本中学校	壱岐市	勝本町仲触1846	3017
5	柳田	西部地区老人憩いの家	壱岐市	勝本町勝本浦389	206
6	志原	勝本町ふれあいセンターかざはや	壱岐市	勝本町大久保触1736-2	2437
7	筒城	大坂地区老人憩いの家	壱岐市	勝本町大久保触1724-1	304
8	石田	霞翠小学校	壱岐市	勝本町西戸触550	1937
9	八幡	壱岐商業高校体育館	壱岐市	勝本町新城西触282	1080
10	田河	勝本B&G体育館	壱岐市	勝本町新城西触1694	1615
11	那賀	新城地区老人憩いの家	壱岐市	勝本町北触37	287
12		(旧)箱崎中学校	壱岐市	芦辺町箱崎大左右触2323	2142

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積 (m ²)
13		箱崎小学校	吉岐市	芦辺町箱崎釘ノ尾触 652	1667
14		箱崎幼稚園	吉岐市	芦辺町箱崎釘ノ尾触 652	312
15		箱崎僻地保健福祉館	吉岐市	芦辺町箱崎釘ノ尾触 1293	210
16		瀬戸小学校	吉岐市	芦辺町箱崎大左右触 315	1715
17		瀬戸幼稚園	吉岐市	芦辺町箱崎大左右触 920	581
18		箱崎地区公民館	吉岐市	芦辺町箱崎大左右触 924	518
19		芦辺町クオリティライフつばさ	吉岐市	芦辺町箱崎中山触 2548	2354
20		吉岐島開発総合センター	吉岐市	芦辺町諸吉大石触 197	1787
21		芦辺小学校	吉岐市	芦辺町芦辺浦 546	1033
22		芦辺体育館	吉岐市	芦辺町芦辺浦 524	1023
23		芦辺地区公民館	吉岐市	芦辺町芦辺浦 524	512
24		芦辺浦住民集会所	吉岐市	芦辺町芦辺浦 85-3	535
25		芦辺保育所	吉岐市	芦辺町諸吉大石触 665	570
26		(旧)那賀中学校	吉岐市	芦辺町中野郷西触 400	1924
27		那賀小学校	吉岐市	芦辺町中野郷西触 174	1726
28		那賀地区公民館	吉岐市	芦辺町中野郷西触 362	518
29		那賀幼稚園	吉岐市	芦辺町住吉山信触 1007	355
30		沼津小学校	吉岐市	郷ノ浦町小牧東触 184	1642
31		(旧)沼津中学校	吉岐市	郷ノ浦町小牧東触 34	1370
32		立石地区老人憩いの家	吉岐市	勝本町立石南触 583	240
33		湯本地区公民館	吉岐市	勝本町布気触 818-10	610
34		鯨伏小学校	吉岐市	勝本町立石南触 1137-10	1597
35		(旧)鯨伏中学校	吉岐市	勝本町立石南触 1137-2	1623

10. 避難対象範囲にある施設

(1) 学校

- 小学校 -

(松浦市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	御厨小学校	御厨町前田免 10	168	14
2	星鹿小学校	星鹿町下田免 700	87	9
3	田代小学校	御厨町田代免 601	28	7
4	大崎小学校	御厨町高野免 627	52	9
5	志佐小学校	志佐町浦免 1680	444	26
6	上志佐小学校	志佐町笛吹免 901	65	10
7	調川小学校	調川町下免 656	106	11
8	今福小学校	今福町東免 16	122	14
9	福島小学校	福島町塩浜免 2449-2	107	11
10	養源小学校	福島町原免 1051	31	7
11	鷹島小学校	鷹島町中通免 1833	115	11

(佐世保市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	吉井南小学校	佐世保市吉井町前岳 27-3	260	19
2	吉井北小学校	佐世保市吉井町直谷 1030	102	13
3	世知原小学校	佐世保市世知原町栗迎 194-1	214	17
4	江迎小学校	佐世保市江迎町中尾 126	171	15
5	猪調小学校	佐世保市江迎町猪調 1000	124	13

(平戸市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	度島小学校	平戸市度島町 1082	57	10
2	大島小学校	平戸市大島村前平 2749	47	9
3	田平北小学校	平戸市田平町小手田免 970	215	18
4	田平南小学校	平戸市田平町下寺免 44	70	11
5	田平東小学校	平戸市田平町下亀免 583	76	10

(壱岐市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	盈科小学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	354	20
2	三島小学校長島分校	壱岐市郷ノ浦町長島 45	12	3
3	三島小学校原島分校	壱岐市郷ノ浦町原島 305	9	5
4	志原小学校	壱岐市郷ノ浦町大原触 115	57	10
5	初山小学校	壱岐市郷ノ浦町初山西触 807-1	38	7
6	石田小学校	壱岐市石田町石田西触 1238	265	20
7	筒城小学校	壱岐市石田町筒城西触 191	40	10

- 中学校 -

(松浦市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	御厨中学校	御厨町里免 577	193	17
2	青島小・中学校	星鹿町青島免 701	15	5
3	志佐中学校	志佐町浦免 808	230	18
4	調川中学校	調川町下免 1012	71	14
5	今福中学校	今福町浦免 431-5	84	11
6	福島中学校	福島町塩浜免 2944	79	13
7	鷹島中学校	鷹島町中通免 1914-2	52	12

(佐世保市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	世知原中学校	世知原町栗迎 132	95	12
2	江迎中学校	江迎町乱橋 584	157	18
3	吉井中学校	吉井町前岳 3-2	217	19

(平戸市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	度島中学校	度島町 1082	36	8
2	大島中学校	大島村前平 2037-1	38	12
3	田平中学校	田平町荻田免 20	247	18

(壱岐市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	石田中学校	石田町石田西触 1547	141	18
2	郷ノ浦中学校	郷ノ浦町本村触 75	307	23

- 高等学校 -

(松浦市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	松浦高等学校	志佐町浦免 738-1	270	36

(平戸市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	北松農業高等学校	田平町小手田免 54-1	448	35

(壱岐市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	壱岐高等学校	郷ノ浦町片原触 88	562	46

(2) 病院・診療所

(松浦市)

	名称	所在地
1	国民健康保険直営松浦市立中央診療所	志佐町庄野免 274-1
2	菊地病院	志佐町浦免 1765-4
3	野元外科医院	志佐町浦免 1464
4	江藤医院	志佐町浦免 1475-3
5	医療法人 坂口こどもクリニック	志佐町浦免 1738-2
6	平田整形外科	志佐町浦免 1740-1
7	能塚医院	志佐町高野免 120-1
8	中山レディースクリニック	志佐町里免 297
9	白壁外科医院	今福町浦免 423
10	武部病院	今福町北免 2091 - 1
11	木村内科循環器科	調川町下免 91
12	特別養護老人ホーム青山荘医務室	御厨町里免 395-1
13	医療法人社団 間宮病院	御厨町里免 565
14	医療法人社団 壮志会 押淵病院	御厨町里免 37番地1
15	医療法人社団 昌徳会 田中病院	御厨町里免 871
16	松浦市立青島診療所	星鹿町青島免 651
17	養護老人ホーム 海光園	星鹿町北久保免 682
18	国民健康保険直営松浦市立鷹島診療所	鷹島町神崎免 352-1
19	国民健康保険直営松浦市立福島診療所	福島町塩浜免 2944-21
20	いろは島荘医務室	福島町塩浜免 3002
21	建禄園医務室	福島町端免 78

(佐世保市)

	名称	所在地
1	地方独立行政法人 北松中央病院	江迎町赤坂 299
2	医療法人十全会 潜竜徳田循環器科内科整形外科病院	市江迎町田の元 467
3	たいら内科	江迎町三浦 51 - 1
4	医療法人 川上歯科医院	江迎町長坂 145
5	山部歯科医院	江迎町長坂 180 - 9
6	医療法人ウェルネス おおさと整形外科リハビリテーション科	吉井町直谷 1260
7	松瀬医院	吉井町橋川内 877-10
8	医療法人智松会 松瀬診療所	吉井町直谷 1202 番地6
9	医療法人敬仁会 松浦病院	世知原町栗迎9番地1
10	世知原クリニック	世知原町栗迎155 - 1
11	岩屋歯科医院	世知原町栗迎 28 - 18
12	ななえ歯科クリニック	世知原町栗迎免 105 - 7

(平戸市)

	名称	所在地
1	平戸市国民健康保険度島診療所	度島町 1645 番地 1
2	平戸市国民健康保険大島診療所	大島村神浦 154 番地
3	平戸市国民健康保険大島診療所の山出張所	大島村的山川内 796 番地 1
4	医療法人純健会 しおざわ内科消化器科	田平町小手田免 946 番地
5	社会医療法人青洲会 青洲会病院	田平町山内免 612 番地 4
6	医療法人裕光会 谷川病院	田平町山内免 400 番地
7	医療法人流星群 はたえ眼科	田平町山内免 460 番地 1
8	医療法人愛恵会 平戸愛恵病院	田平町野田免 202 番地

(壱岐市)

	名称	所在地
1	壱岐市民病院	郷ノ浦町東触 1626
2	医療法人玉水会赤木病院	郷ノ浦町本村触 111
3	かたばる病院	郷ノ浦町片原触 2510 番地
4	品川病院	郷ノ浦町東触 854-2
5	光武内科循環器科病院	郷ノ浦町郷ノ浦 15 番地 3
6	さくら耳鼻咽喉科クリニック	郷ノ浦町郷ノ浦 11
7	光風・ふくしまクリニック	郷ノ浦町東触字平 1006-1
8	山内眼科医院	郷ノ浦町東触 1310
9	光の苑診療所	郷ノ浦町志原西触 1066
10	壱岐市三島診療所	郷ノ浦町大島 554-2
11	でぐち整形外科医院	郷ノ浦町郷ノ浦 53-2
12	医療法人村瀬歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦 123
13	赤木玉水堂歯科診療所	郷ノ浦町本村触 129
14	医療法人光武歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦 13
15	江田小児科内科医院	石田町印通寺浦 302

	名称	所在地
16	平山医院	石田町石田西触 1071-1
17	江田歯科医院	石田町印通寺浦 327-2

11. 主な観光施設等

(松浦市)

	施設等名	所在地
1	鷹島モンゴル村	鷹島町阿翁免 1646-1
2	白浜海水浴場	鷹島町阿翁免
3	鷹島歴史民俗資料館	鷹島町神崎免 151 番地
4	不老山総合公園	志佐町高野免 377
5	柚木川内キャンプ場	志佐町柚木川内免
6	初崎キャンプ場	福島町鍋串免
7	福島オートキャンプ場	福島町塩浜免
8	福島温泉 ほの香の宿 つばき荘	福島町喜内瀬免 625-1

(佐世保市)

	施設等名	所在地
1	西海パールシーリゾート	鹿子前町 1008 番地
2	弓張岳	-
3	石岳	-
4	西海橋	針尾東町
5	鳥帽子岳	-
6	ハウステンボス	ハウステンボス町 1-1
7	海上自衛隊佐世保史料館	上町 8-1
8	白岳自然公園	江迎町奥川内 253-6

(平戸市)

	施設等名	所在地
1	聖フランシスコザビエル記念教会	鏡川町 269
2	田平天主堂	田平町小手田免 19
3	平戸オランダ商館	大久保町 2477
4	松浦史料博物館	鏡川町 12
5	平戸城	岩の上町 1458
6	平戸切支丹資料館	大石脇町 1502-1
7	白岳公園	平戸市大久保町
8	たびら昆虫自然園	平戸市田平町荻田免 1628-4
9	里田原歴史民俗資料館	平戸市田平町里免 236-2
10	平戸瀬戸市場	平戸市田平町山内免 345-15

(彦根市)

	施設等名	所在地
1	一支国博物館	芦辺町深江鶴亀触 515 番地 1
2	原の辻ガイダンス	芦辺町深江鶴亀触
3	イルカパーク	勝本町東触 2693
4	辰の島	
5	彦根風土記の丘	勝本町布気触 324-1
6	松永記念館	石田町印通寺浦 360

12. 車両及び船舶の状況

(1) 乗合自動車、貸切旅客自動車

(松浦市)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
松浦観光バス(株)	松浦市志佐町栢木免 1744 - 8	大型	3	155	0956-72-2525
		中型	2	72	
		マイクロ	9	188	
松浦市営バス	松浦市鷹島町中通免 1718 番地 2	路線	3	145	0955-48-2076
		マイクロ	1	28	

(佐世保市)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
西肥自動車(株)	佐世保市潮見町 16-10	小型貸切	5	119	0956-31-8118
		中型貸切	4	114	
		大型貸切	3	161	
			29	1,595	
			4	232	
佐世保市交通局	佐世保市白南風町 7-38	大型貸切	4	235	0956-25-5111
佐世保バス(株)	佐世保市白南風町 7-38	中型貸切	1	36	0956-25-5111
		大型貸切	4	224	
コスモ観光バス	佐世保市吉井町大波 203 番地 2	大型	1	45	0956-64-4123
		マイクロ	4	117	
ヒューマンバス	佐世保市早苗町 697 - 1	小型	3	76	0956-38-1727
		中型	2	74	
		大型	3	161	

(平戸市)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
西肥自動車(株)	平戸市大久保町 1256-2	大型	24	1,440	0950-22-3171
		中型	2	110	
(有)SOUDA (平戸バス)	平戸市戸石川町 579-11	大型	8	60	0950-22-2700
		小型	12	25	
生月自動車(有)	平戸市生月町里免 657-3	大型	6	60	0950-53-0516
		中型	2	55	
		小型	6	25	

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
大川陸運(株)	平戸市大山町 581-2	大型	1	60	0950-24-2423
		中型	1	55	
		小型	6	25	

(壱岐市)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
壱岐交通(株)	郷ノ浦町東触 575-2	大型貸切	7	378	0920-47-1255 0920-47-1161
		中型貸切	2	72	
		小型貸切	1	27	
(有)玄海交通	石田町筒城東触 1730	大型貸切	7	160	0920-44-5826
		中型貸切	2	72	
		小型貸切	3	73	

(2) 消防機関の救急車両

(松浦市)

ポンプ自動車普通消防	ポンプ自動車水槽付消防	消防自動車はしご付	泡原液搬送車	化学消防自動車	合計
2	2	0	0	0	4

(佐世保市)

ポンプ自動車普通消防	ポンプ自動車水槽付消防	消防自動車はしご付	泡原液搬送車	化学消防自動車	合計
7	11	4	1	3	26

(平戸市)

ポンプ自動車普通消防	ポンプ自動車水槽付消防	消防自動車はしご付	泡原液搬送車	化学消防自動車	合計
2	4	1	0	0	7

(壱岐市)

ポンプ自動車普通消防	ポンプ自動車水槽付消防	消防自動車はしご付	泡原液搬送車	化学消防自動車	合計
2	3	1	0	1	7

(3) 船舶

(松浦市)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
鷹島汽船(有)	松浦市鷹島町中通免 228-4	ニューたかしま 2	300	0955-48-2327
		フェリーたかしま 2	96	
松浦市交通船	松浦市鷹島町黒島免 154	松浦市交通船 (くろしま)	12	0955-48-2835
(有)金子廻漕店	伊万里市山城町立岩 2774-1	つばき 2	70	0955-28-3035

(佐世保市)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
西海沿岸商船 (株)	佐世保市万津町7 - 3	フェリーおおしま	202	0956-24-1004
		フェリーかしま	245	
		れびーど	75	
		れびーどエクセル	120	
		れびーど2	92	
九州商船(株) 佐世保営業所	佐世保市万津町3 - 5	フェリーなみじ	495	0956-22-6161
		フェリーなるしお	400	
		シークイーン	140	
崎戸商船(株)	佐世保市万津町7 - 3	フェリーみしま	167	0956-25-6118
美咲海送(有)	佐世保市干尽町5-27	第三十八フェリー美咲	140	0956-56-8282
		ふえにっくす	140	
黒島旅客船(有)	佐世保市黒島町233	ニューフェリーくろしま	200	0956-56-2516
佐世保市	佐世保市八幡町1 - 10	つくも(市防災船)	20	
		第三みつしま	66	

(平戸市)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
大島支所産業 建設課交通船 班	平戸市大島村前平 1840-1	第二フェリー大島	150	0950-55-2511
竹山運輸(有)	平戸市度島町1651	第二フェリー度島	95	0950-25-2011
		第三フェリー度島	95	
津吉商船(株)	平戸市前津吉町260	コバルト21	80	0950-27-0025

(壱岐市)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
壱岐市	壱岐市郷ノ浦町本村触 562番地	フェリーみしま	100	0920-48-1111
九州郵船	福岡市博多区神屋町1 番27号	フェリーちくし	753	092-281-0831
		フェリーきずな	678	
		ヴィーナス	263	
		ヴィーナス2	257	
		エメラルドからつ	350	
		フェリーあずさ	350	

13. 防災資機材等の配備状況

[環境モニタリング設備、機器類の配備計画]

平成 24 年 3 月 31 日現在 (単位: 台)

項目	測定機器名	数量	配備場所
空間線量測定用 (固定式)	モニタリングポスト 気象観測機器 大気中放射性ヨウ素濃度 測定装置、小型水盤	1	鷹島町阿蘇地区 (松浦市市有地)
空間線量測定用 (移動式)	NaI シンチレーション式 サーベイメータ (線)	7	環健保健研究センター (3) 県北保健所 (2) 松浦市鷹島支所 (2)
	GM 計数管式サーベイ メータ (線)	2	環健保健研究センター
	シンチレーションサーベイ メータ (線)	7	環健保健研究センター (3) 県北保健所 (2) 松浦市鷹島支所 (2)
	電離箱式サーベイメータ	4	佐世保市消防局 (2) 環健保健研究センター (2)
	ハイポリウムエア サンプラー	1	環健保健研究センター
	可搬型ダストモニター	2	環健保健研究センター (1) 松浦市鷹島支所 (1)
	モニタリング資機材搬送車	1	環健保健研究センター
環健保健測定用	可搬型 Ge 半導体検出器 付元素分析装置	1	環健保健研究センター
	ガラス線量計採取装置	1	環健保健研究センター
	ガラス線量計熱処理炉	1	環健保健研究センター
	ガラス線量計	98	環健保健研究センター
	電気炉 (排ガス処理設備 付帯)	1	環健保健研究センター
	フードプロセッサ	1	環健保健研究センター
	表面汚染測定用 NaI シンチレーション式 サーベイメータ (線)	6	環健保健研究センター (2) 県北保健所 (2) 松浦市鷹島支所 (2)

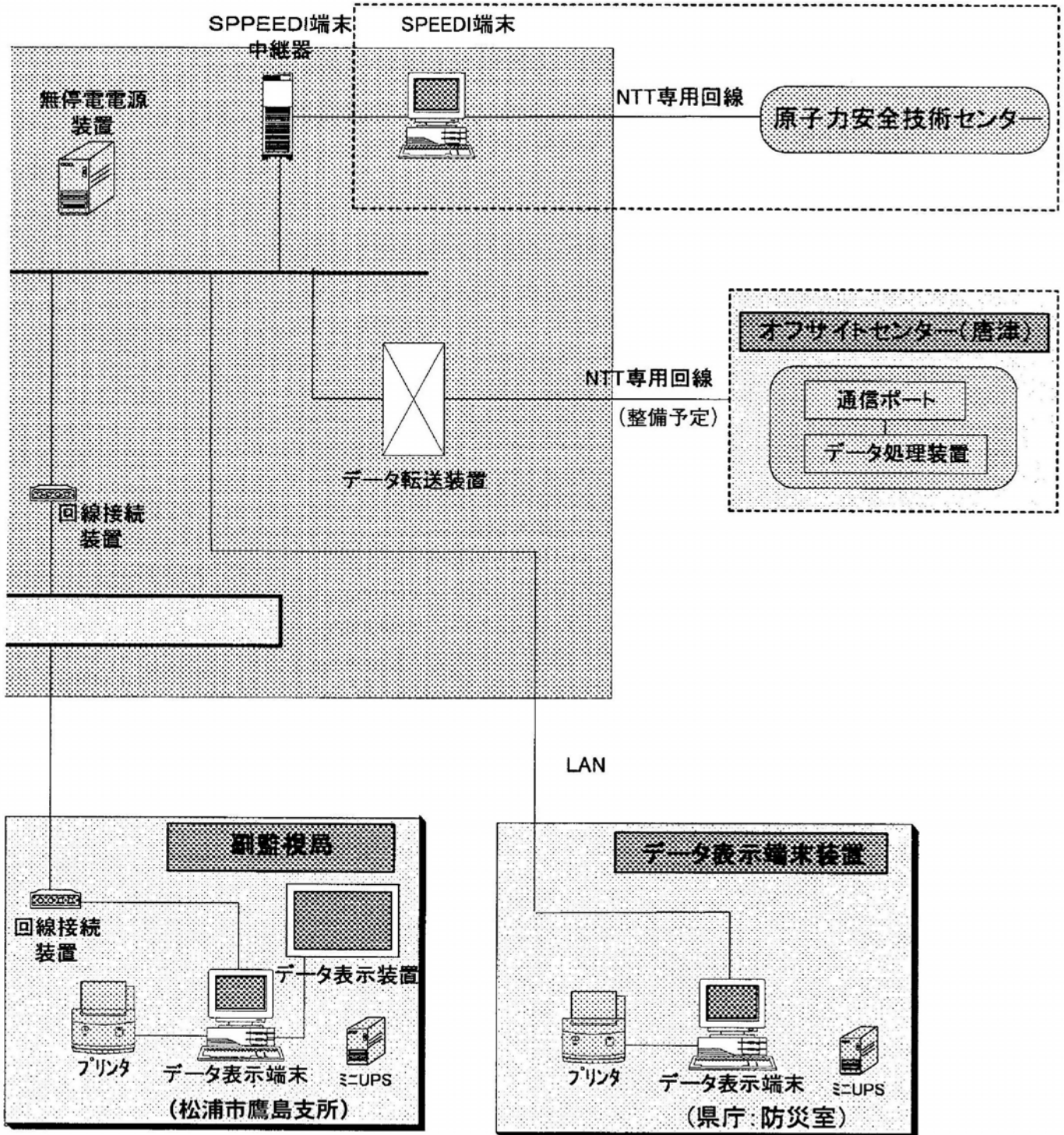
[防災資機材等の配備計画]

平成 24 年 3 月 31 日現在 (単位 : 台)

名 称	数 量	配 備 場 所
防護服	673	避難対象市
防護靴	387	避難対象市消防本部 (局)
防護手袋	658	県警佐世保署、早岐署、相浦署、松浦署、江迎署、平戸署、壱岐署
防護マスク	416	県 (危機管理課、医療政策課、県北保健所、県央保健所、西彼保健所、環境保健研究センター)
靴カバー	657	医療機関
ポケット線量計 (防災要員)	159	松浦市 (40) 平戸市 (5) 壱岐市 (5) 松浦市消防本部 (11) 佐世保市消防局 (13) 平戸市消防本部 (4) 壱岐市消防本部 (4) 県警早岐署 (2) 佐世保署 (3) 相浦署 (2) 松浦署 (3) 江迎署 (5) 平戸署 (5) 壱岐署 (5) 環境保健研究センター (30) 医療政策課 (3) 県北保健所 (6) 西彼保健所 (3) 県央保健所 (3) 危機管理課 (7)
ポケット線量計 (緊急時医療要員)	39	県北保健所 (5) 県央保健所 (5) 西彼保健所 (5) 医療政策課 (13) 医療機関 (11)
除染設備	2	佐世保市立総合病院 (1) 松浦市 (1)
GM計数管式サーベイメータ	34	県北保健所 (3) 県央保健所 (4) 西彼保健所 (4) 医療政策課 (21) 医療機関 (2)
シンチレーション式サーベイメータ	17	県北保健所 (2) 県央保健所 (2) 西彼保健所 (2) 医療政策課 (10) 医療機関 (1)
安定ヨウ素剤	150,000 丸 275g	丸剤 1,000 丸入・150 箱 粉末 25 g 入・11 瓶

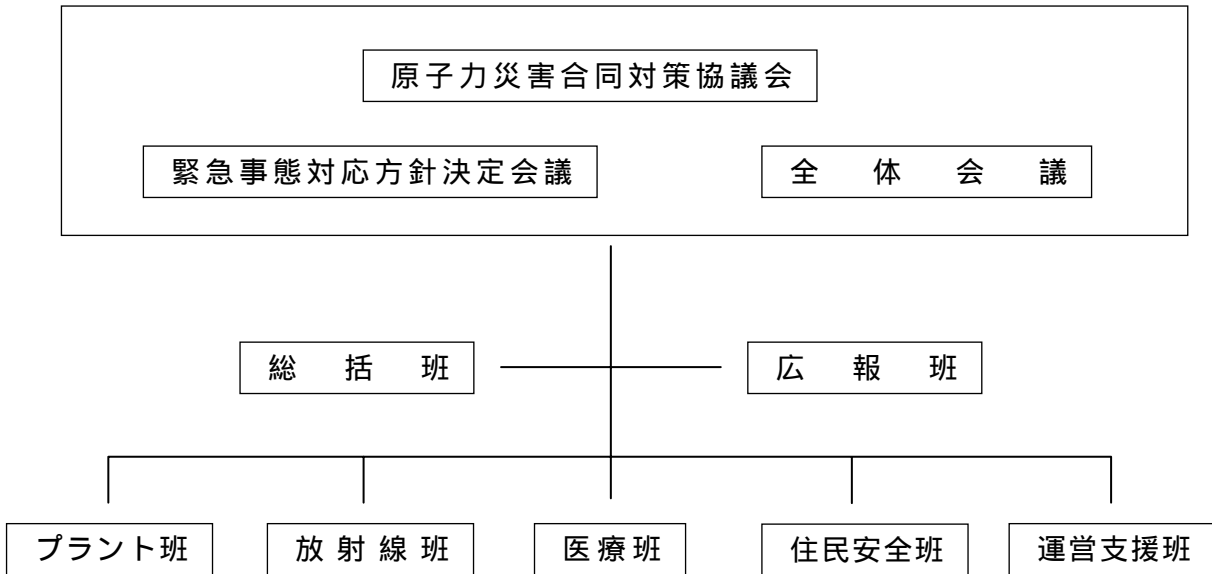
線監視テレメータシステム

リモート保守: 電話回線による
遠隔保持を実施



14. 対策拠点施設（オフサイトセンター）の組織・活動

（対策拠点施設の組織）



（原子力災害合同対策協議会の活動）

対策協議会	役割
緊急事態対応方針 決定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・住民避難、事故収束のための措置等重要事項の調整 ・緊急事態解除宣言、緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小等について国本部への提言
全体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・対策拠点施設内の情報共有 ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・現地最高決定会議の決定事項の連絡 ・各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認 ・プレス発表内容の確認

(各班の機能・掌握事務)

班	機能	事務分掌
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会運営事務局 ・現地対策本部長の補佐 ・協議会の調整事項の伝達 ・国、自治体等との連絡調整 ・屋内退避、避難の情報集約 ・緊急事態解除宣言の具申
広報班	報道機関等対応 住民等への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関等への対応 ・住民等への対応
プラント班	事故状況の把握 事故の推移予測	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント情報の収集 ・事故の推移予測
放射線班	放射線影響評価 放射線濃度予測	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線状況の整理 ・被ばく線量の予測 ・モニタリングデータ収集 ・屋内退避、避難勧告の検討 ・飲食物摂取制限勧告検討
医療班	被災者に対する 医療活動の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・救命、救助状況の把握 ・屋内退避、避難状況の把握
住民安全班	被災者の救助と 社会秩序の維持 活動の把握調整	<ul style="list-style-type: none"> ・救急、救命状況の把握 ・交通規制状況の把握 ・緊急輸送実施状況の把握 ・飲食物摂取制限状況把握
運営支援班	オフサイトセン ター内の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・参集者の食料等の調達 ・センターの環境整備 ・センターの出入り管理

(対策拠点施設に派遣する職員)

	緊急事態対応 方針決定会議	全 体 会 議		事故対策 連絡会議
		構成員	補助構成員	
長崎県	副知事	副知事	危機管理課参事 環境政策課課長補佐	危機管理課参事
長崎県警察		警備課課長補佐		
松浦市	副市長	副市長	総務課課長補佐	総務課課長補佐

副知事が不在の場合、危機管理監が対応。その他の職員についても、代理の者が対応する。

	機 能 班		
	統括班	放射線班	医療班
長崎県	危機管理課班員	環境保健研究センター 研究員	医療政策課班長
長崎県警察			
松浦市	総務課係長	福祉事務所係長	保険年金課係長

	機 能 班	
	住民安全班	広報班
長崎県		広報課課長補佐
長崎県警察	警備課課長補佐	
松浦市	福祉事務所係長	企画振興課係長

15. 特定事象発生通報

年 月 日

主務大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条 通 報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		___年___月___日___時___分
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇，放射性物質通常経路放出，火災爆発等による放射性物質放出，事業所外運搬放射線量異常，トリップ失敗，原子炉冷却材漏えい，蒸気発生器給水喪失，全交流電源喪失，直流電源喪失，停止時原子炉水位低下，使用済燃料ピット水位異常低下，中央制御室使用不能，原子炉外臨界，事業所外運搬事故，原子力緊急事態事象，その他
	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他（_____）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） E C C S 系 作動なし，作動有り（自動，手動），作動失敗 排気筒モニタの指示値 変化無し，変化有り（_____cpm _____cpm） モニタリングポスト指示値 変化無し 変化有り（_____nSv/h _____nSv/h，No._____） その他
その他特定事象の把握に参考となる情報	_____ _____	

【別紙 1：原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
特定事象発生時の出力	_____ %
原子炉停止時刻	年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	有り, 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	放出, 停止
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名: _____ 地上高 _____ m) 放出, 停止

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (日 時 分)
1次冷却材系圧力及び圧力の変化 (MPa [gage]) 平常値_____MPa [gage]	MPa [gage] 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度 (ホットレグ) () 平常値_____	
加圧器水位 平常値_____ %	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動・停止
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動・停止
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力 (MPa [gage]) 平常値_____MPa [gage]	MPa [gage]
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

【別紙 2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

1．放射性物質の状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	Bq/ h Bq/ h Bq/ h
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総 量 (Bq/cm ³)	Bq/cm ³ Bq/cm ³ Bq/cm ³
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	Bq Bq Bq h 時 分
評価時刻以後の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	Bq Bq Bq h

2．予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 距離 線 mSv km 量	方位 距離 線 mSv km 量	方位 距離 線 mSv km 量	方位 距離 線 mSv km 量
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 距離 線 mSv km 量	方位 距離 線 mSv km 量	方位 距離 線 mSv km 量	方位 距離 線 mSv km 量

(施設側での計算値)

3. 放射線モニタリングの状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
排気筒モニタ	
格納容器排気筒モニタ	排気筒名: _____ : cpm
補助建屋排気筒モニタ	排気筒名: _____ : cpm

固定式モニタリング設備地点				
線空間線量率	設備地点名	モニタリングステーション(S) 平常値: $\mu\text{Sv/h}$	モニタリングステーション(PC1) 平常値: $\mu\text{Sv/h}$	モニタリングステーション(PC2) 平常値: $\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$

可 動 地 点					
線空間線量率	地点名				
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
中性子線 空間線量率	地点名				
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
	時 分	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$	$\mu\text{Sv/h}$
ヨウ素濃度	地点名				
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3
その他測定項目	地点名				
項目		時 分			
		時 分			
		時 分			

原災法第15条第1項の基準に達したときの報告

主務大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第15条通報

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り通報します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	
<p>1. 事故件名：玄海原子力発電所____号機_____について</p> <p>2. 事故発生場所：玄海原子力発電所____号機</p> <p>3. 事故発生日時：平成____年____月____日____時____分</p> <p>4. 事故の種類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇・ 原子炉外臨界・原子炉停止機能喪失・ECCS作動失敗・ 格納容器圧力上昇・蒸気発生器給水機能喪失・直流電源喪失・炉心溶融 停止時原子炉水位異常低下・中央制御室等使用不能・事業所外運搬事故</p> <p>5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等</p>			
敷地周辺の 空間線量率	モニタリングポスト指示値 (線空間線量率)(a)	中性子線空間線量率 (b)	空間線量率(合計) (a+b)
	PC-1 Sv/h	Sv/h	Sv/h
	PC-2 Sv/h	Sv/h	Sv/h
	S Sv/h	Sv/h	Sv/h
気象状態	風向(排気筒高さ)		
	風向(地上高さ)		
	風速(排気筒高さ)		
	風速(地上高さ)		
	大気安定度		
<p>6. プラント状況等： _____ _____ _____</p> <p>7. その他の事項： _____ _____ _____</p>			

16. 防災関係機関及び連絡窓口

指定地方行政機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
福岡財務支局 長崎財務事務所	総括課	長崎市万才町 2-12 NTT-Com 長崎万才ビル 2階	095-827-7095	095-811-7030
九州厚生局		福岡市博多区博多駅前 3-2-8 住友生命博多ビル 4F	092-707-1115	092-707-1116
九州農政局	消費・安全部 安全管理課	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-9111 (内 4251)	096-211-9700
九州森林管理局 長崎森林管理署	総務課	諫早市栗面町 804 - 1	0957-41-6911	0957-41-6913
九州農政局 長崎地域センター	農政推進課	長崎市岩川町 16 - 16	095-845-7121	095-845-7179
九州経済産業局	総務企画部 総務課	福岡市博多区博多駅東 2 - 11 - 1	092-482-5405	092-482-5960
九州運輸局 長崎運輸支局	輸送・監査担当	長崎市松ヶ枝町 7 番 29 号	095-822-0010	095-827-4869
九州運輸局 長崎運輸支局 佐世保海事事務所	監理・運航担当	佐世保市干尽町 4 - 1	0956-31-6165	0956-31-9361
大阪航空局 長崎空港事務所	総務課	大村市箕島町 593 - 2	0957-53-6151	0957-54-4569
長崎海洋気象台	観測予報課	長崎市南山手町 11 - 51	095-811-4861	095-822-4285
長崎海上保安部	警備救難課	長崎市松ヶ枝町 7 - 29	095-827-5133	095-827-5133
唐津海上保安部	警備救難課	唐津市二夕子 3 - 216 - 2	0955-74-4321	0955-74-4322
佐世保海上保安部	警備救難課	佐世保市干尽町 4 - 1	0956-31-6003	0956-26-1199
伊万里海上保安署		伊万里市山代町久原 2976 - 31	0955-28-3388	0955-28-3388
壱岐海上保安署		壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 648 - 5	0920-47-0508	0920-47-2363
平戸海上保安署		平戸市岩の上町 1529-2	0950-22-3997	0950-22-3995

自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
陸上自衛隊第 1 6 普通科連隊	連隊本部第 3 科	大村市西乾馬場 416	0957-52-2131	0957-52-2131
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町 18	0956-23-7111	0956-23-1176
航空自衛隊西部航空方面隊	防衛部	春日市原町 3 - 1 - 1	092-581-4031	092-581-4031

指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
西日本電信電話(株) 長崎支店	災害対策室	長崎市金屋町 4 - 15 (夜間)	095-828-1100 090-3327-2673	095-832-2356
日本銀行 長崎支店		長崎市炉粕町 32	095-820-6111	095-820-0299
日本赤十字社 長崎県支部	事業推進課	長崎市魚の町 3 - 28	095-821-0680	095-826-5448
長崎県医師会	医療保健係	長崎市茂里町 3 - 27	095-844-1111	095-844-1110
長崎県バス協会	専務理事	長崎市興善町 4 - 6	095-822-9018	095-826-6411
長崎県トラック協会		長崎市松原町 2651 - 3	095-838-2281	095-839-8508
佐世保旅客船協会	鷹島汽船(有)	佐世保市万津町 2 - 7	0955-48-2327	0955-48-2111
日本通運(株) 長崎支店		長崎市岩川町 6 - 5	095-846-2111	095-847-7111
日本放送協会		長崎市西坂町 1 - 1	095-821-1115	095-826-9156

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
長崎放送(株)		長崎市上町 1 - 35	095-824-3111	095-825-5938
(株)テレビ長崎		長崎市金屋町 1 - 7	095-827-2111	095-824-1099
(株)長崎新聞社		長崎市茂里町 3 - 1	095-844-2111	095-844-2106
長崎文化放送(株)		長崎市茂里町 3 - 2	095-843-1000	095-843-6756
(株)長崎国際テレビ		長崎市出島町 11 - 1	095-820-3000	095-820-3208
(株)エフエム長崎		長崎市栄町 5 - 5	095-828-2020	095-828-2777
九州電力(株) 長崎支社	企画・総務部	長崎市城山町 3 - 19	095-864-1988	095-864-1822

長崎県

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
危機管理監	危機管理課	長崎市江戸町 2 - 13	095-824-3597	095-823-1629
総務部	総務文書課	〃	095-895-2111	095-895-2547
	広報課	〃	095-895-2021	095-828-7665
	管財課	〃	095-895-2181	095-895-2553
企画振興部	政策企画課	〃	095-895-2031	095-895-2540
	新幹線・総合交通対策課	〃	095-895-2063	095-895-2560
県民生活部	県民協働課	〃	095-895-2310	095-895-2564
	交通・地域安全課	〃	095-895-2341	095-895-2598
	生活衛生課	〃	095-895-2363	095-824-4780
環境部	環境政策課	〃	095-895-2351	095-895-2566
	水環境対策課	〃	095-895-2664	095-895-2568
福祉保健部	福祉保健課	〃	095-895-2410	095-895-2570
	医療政策課	〃	095-895-2461	095-895-2573
	薬務行政室	〃	095-895-2469	095-895-2574
産業労働部	産業政策課	〃	095-895-2611	095-895-2579
	商工金融課	〃	095-895-2651	095-895-2579
水産部	漁政課	〃	095-895-2811	095-827-2341
農林部	農政課	〃	095-895-2911	095-895-2588
	農業経営課	〃	095-895-2931	095-895-2591
	農産園芸課	〃	095-895-2941	095-895-2592
土木部	監理課	〃	095-894-3011	095-894-3460
	道路維持課	〃	095-894-3142	095-820-0683
県北振興局	管理部	佐世保市木場田町 3 - 25	0956-22-0374	0956-23-6606
壱岐振興局	管理部	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	0920-47-4396	0920-47-4809
警察本部	警備課	長崎市万才町 4 - 8	095-820-0110	095-829-0066

市町

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
松浦市	総務課	松浦市志佐町里免 365	0956-72-1111	0956-72-1115
松浦市鷹島支所	市民課	松浦市鷹島町中通免 1718-2	0955-48-3111	0955-48-3488
佐世保市	防災危機管理局	佐世保市平瀬町 9 - 2	0956-23-9258	0956-25-0086
平戸市	総務課	平戸市岩の上町 1508 - 3	0950-22-2417	0950-22-5178
壱岐市	総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	0920-48-1111	0920-48-1553
長崎市	防災危機管理室	長崎市興善町 3 - 1	095-822-0480	095-820-0108
島原市	市民生活グループ	島原市上の町 537	0957-62-8022	0957-62-3678
諫早市	総務課	諫早市東小路町 7 - 1	0957-22-1510	0957-24-3270
大村市	安全対策課	大村市玖島 1 - 25	0957-53-4111	0957-54-6342
対馬市	総務部総務課	対馬市厳原町国分 1441	0920-53-6111	0920-53-6112
五島市	消防本部総務課	五島市福江町 1 - 1	0959-72-6513	0959-72-1512
西海市	総務部安全安心課	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2 2 2 2	0959-37-0028	0959-23-3101
雲仙市	市民生活部市民安全課	雲仙市吾妻町牛口名 714	0957-38-3111	0957-38-2755
南島原市	総務課	南島原市西有家町里坊 96 - 2	050-3381-5020	0957-82-3086
長与町	総務課	西彼杵郡長与町嬉里郷 659 - 1	095-883-1111	095-883-1464
時津町	総務課	西彼杵郡時津町浦郷 274 - 1	095-882-2211	095-882-9293
東彼杵町	総務課	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 - 6	0957-46-1111	0957-46-0884
川棚町	総務課	東彼杵郡川棚町中組郷 1518 - 1	0956-82-3131	0956-82-3134
波佐見町	総務課	東彼杵郡波佐見町宿郷 660	0956-85-2111	0956-85-5581
小値賀町	総務課	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 - 1	0959-56-3111	0959-56-4185
佐々町	総務課	北松浦郡佐々町本田原免 168 - 2	0956-62-2101	0956-62-3178
新上五島町	総務課消防防災室	南松浦郡新上五島町青方郷 1585 - 1	0959-43-0147	0959-42-0448

消防本部（局）

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
松浦市消防本部	消防課	松浦市志佐町浦免 862	0956-72-1211	0956-72-1210
佐世保市消防局	警防課	佐世保市平瀬町 9 - 2	0956-23-5121	0956-25-6898
平戸市消防本部		平戸市戸石川町 585	0950-22-3167	0950-22-5179
壱岐市消防本部		壱岐市芦辺町中野郷西触 411 - 2	0920-45-3037	0920-45-0992
長崎市消防局		長崎市興善町 3 - 1	095-822-8888	095-825-2995
対馬市消防本部		対馬市厳原町棧原 52 - 2	0920-52-0119	0920-52-1194
島原地域広域市町村圏組合消防本部		島原市新馬場町 872 - 2	0957-62-7711	0957-62-3133
県央地域広域市町村圏組合消防本部		諫早市城見町 24 - 18	0957-23-0119	0957-22-8119
五島市消防本部		五島市福江町 1 - 2	0959-72-3131	0959-72-1512
新上五島町消防本部		南松浦郡新上五島町七目郷 902 - 1	0959-42-0119	0959-42-0448

平成	13年	5月	31日	作成
平成	14年	5月	31日	修正
平成	15年	8月	26日	修正
平成	16年	5月	26日	修正
平成	17年	5月	23日	修正
平成	18年	5月	31日	修正
平成	19年	5月	31日	修正
平成	20年	5月	28日	修正
平成	21年	6月	5日	修正
平成	22年	6月	1日	修正
平成	23年	11月	24日	修正
平成	24年	6月	4日	修正

長崎県地域防災計画 (原子力災害対策編)

編集発行 長崎県防災会議
(長崎県危機管理課)